

第三十八回  
参議院文教委員会會議録第二十四号

昭和三十六年五月九日(火曜日)

午前十時二十九分開会

委員の異動

四月二十八日委員高橋進太郎君辞任につき、その補欠として岡村文四郎君を議長において指名した。  
五月九日委員岡村文四郎君、二見甚郷君及び田中茂穂君辞任につき、その補欠として高橋進太郎君、小沢久太郎君及び島島徳次郎君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 平林 剛君  
理事 北畠 教真君  
近藤 鶴代君  
野本 品吉君  
豊瀬 慎一君

委員 安部 清美君  
井川 伊平君  
小沢久太郎君  
下條 康徳君  
杉浦 武雄君  
高橋進太郎君  
島島徳次郎君  
千葉千代世君  
矢嶋 三義君  
米田 勲君  
岩間 正男君

国務大臣

文部大臣 荒木萬壽夫君  
国務大臣 池田正之輔君

政府委員

大蔵政務次官 田中 茂穂君  
文部政務次官 額綱 彌三君  
文部大臣官房長 天城 勲君  
文部省大学 小行 雄雄君  
事務局 小行 雄雄君

説明員

大蔵省主計 佐々木達夫君  
局主計官 村山 松雄君  
文部省大学 村山 松雄君  
術局大学課長 松雄君

参考人

全国工業高等学 小野 軍操君  
校長協会理事長 勝田 守一君  
東京大学教授 杉野目晴貞君  
北海道大学学長 進藤 益男君  
東京工業 益男君  
大学教授 益男君

本日の会議に付した案件

○国立工業教員養成所の設置等に関する臨時措置法案(内閣提出、衆議院送付)

○高等学校の定時制教育及び通信教育振興法の一部を改正する法律案(矢嶋三義君外六名発議)

○委員長(平林剛君) ただいまから文教委員会を開会いたします。

国立工業教員養成所の設置等に関する臨時措置法案を議題といたします。

まず、本案につき、参考人として全工業高等学教授勝田守一君、北海道大学学長杉野目晴貞君、東京工業大学教

授進藤益男君、以上四君より御意見を拝聴いたします。

この際、参考人の方々に一言ごあいさつ申し上げます。

本日は、御多忙のところ、本委員会に参考人として御出席いただき厚くお礼申し上げます。

つきましては、ただいま本委員会において審査中の国立工業教員養成所の設置等に関する臨時措置法案につき、この際、各位から忌憚のない御意見を拝聴いたし、本委員会の審査の参考にいたしたいと存じます。

なお、はなはだ恐縮であります、本委員会審査の都合上、あらかじめ御通知いたしました通り、一人十五分程度で順次御意見をお述べ願います。なお、参考人各位に対しまして委員の質疑は、参考人の方が全部御意見を述べた後になつたあとで願います。御発言の順序は、小野参考人、勝田参考人、杉野目参考人、進藤参考人の順でお願いいたします。

それではまず、小野参考人をお願いいたします。

○参考人(小野軍操君) 私は、国公立工業高等学三百八十五校の校長によつて組織されております社団法人全工業高等学教授協会の理事長を務めております小野でございます。

最初に、ここ数年間におきます工業教員の需給状態をお説明いたしたいと思ひます。ここ数年來、現場を担当いたしておりますわれわれの間におきまして工業教員不足がやましく叫ばれて

ておりますので、当協会は三十二年度から三十四年度にわたります三カ年間の工業教員採用状況を、去る三十五年二月一日全国的に調査いたしました。

その結果、回答を得た学校が二百七十校であります。加盟校の七〇%に相当します。この集計によりますと、採用いたしました工業教員は三十二年二百八十八人、三十三年二百四十六人、三十四年二百三十二人、この三カ年の平均をいたしますと、一年当たり二百五十六人という数字になつております。

この二百五十六人についての供給先を調査いたしましたところ、新卒の大学生が四十三人、これが一七%に相当しております。それから旧卒業生で官庁と民間会社その他から転職した者が八十八人で三五%に相当します。それから同じく旧卒業生で転任、これは中学校、高等学校とか、一種教科を担任していたものですが、これが百十四人、五四%に相当いたします。なお、新規として、旧卒業生になつてくるんですが、十一人、これが四%になつております。

以上の採用数字から見ても、供給先を考察してみますと、国立大学の新卒業生はわずかに十五人で六%弱、公私立大学合わせても四十三人の一三%にすぎないことはなほ遺憾と思つております。特に七つの国立大学工業教員養成課程卒業生の工業教員に就職した者は、わずかに三人弱で、数としてあげることもできない状態でありまして、この国立七大学の工

業教員養成課程を終えた数は、三十二年度において百十四人、三十三年度は百十三人、三十四年度九十八人、この平均が一年当たり百八人となつておりまして、三人弱が就職していたという状態でありまして、われわれとしましては、採用数の半数を確保したい供給先であります。産業界のものすごい需要と待遇のいいためか、今後の期待はできないと推察されます。次に、転職者の三五%に当たる八十八人ですが、このうち八割は民間会社その他からの者で、待遇関係などで今後あまり期待できないものと推測されます。次に、供給の半数以上を占めている百十四人、すなわち五四%を占めている中学校とか高等学校において、理科、数学、職業などを担任している旧工業専門学校あるいは新大学卒業生で、工業教員の資格を有する者の配置転換によるものであります。このうち六割は旧制の工業専門学校卒でありますために、この供給源も今後あまり期待することは不可能と推察されます。

以上のようない供給状態をわれわれの協会は傍観していることはできませんので、次のような要望書を当局に提出しまして、確保に努力しております。

その要望書を申し上げますと、一つとしまして、技術系系統職に対する調整号俸実施についての要望、これは昨年の十月にいたしてありますが、これは民間産業に比べて著しく給与が低いために、人材の誘致困難なため、あるいは現職者の確保のためのため、こ

いった要望をいたしました。

次の要望は、免許法改正のことであり、これも同じく昨年の十月にいたしておりました。現在、工業教員の免許状を取得するには、少なくとも七単位の教職単位を必要とする。これを臨時に取らなくても免許状を取れるようにしてもらいたい、こういう点の要望であります。これは新卒あるいは民間、官庁などよりの希望者を迎えるためのもので、時代は違いますが、戦前に実施されていたものであります。もう一つは、旧大学工学部と旧工業専門学校を出て、工業教員の資格は、免許状ないため、ありませんけれども、理科とか数学の免許状を有して、こういう者に工業教員免許状を下付してもらいように取り計らっていただく要望であります。これは、御承知のように二教科までしか取れませんでしたので、こういった要望をいたしましたわけであり、この点は、高等学校と中・高等学校の他教科よりの配置転換強化策のためのものとして要望したわけであり、あります。

その次に、工業関係教職員の確保についての要望、これは一定の年令に達した者に対して一律に退職を勧告するような措置をとらぬようにしていただく要望であります。

次に、各都道府県の工業校長会、各所属の都道府県教育委員会と折衝して何らかの手段方法を講じまして工業教員の確保に努力願注している現われが見られます。協会に入りまして情報の例を示しますと、本年度から中学校、高等学校の理科教員を六カ月から十二カ月大学工学部において研修させて工業教員に充てようとする計上した県が幾つかあるようにあります。で、

かように不足している工業科教員をいかにしたら充足できるかについて、われわれ現場を担当する責任者として苦慮していますと同時にすべてを尽くして努力しており、どうやら今日のところしのいでおる現状であります。

次に、御承知のように三十八年において高校生急増対策に合せて、国策で、国民所得増進計画から工業の生産を増すために、四十五年までに高校の工業課程の卒業生の需要増は四十四万人と推定されて、四十三年までに工業高校の入学定員を八万五千人に増加して、十年後には四十二万人の卒業生増を計画されていることが示されております。この計画によりまして、文部省の数字で必要な工業教員数は十年間に八千七百八十八人、三十七年度において一千九百八十八人、三十八年度において七百六十八人と計算されております。

先ほどお話し申し上げましたように、現在の供給源から推察して、関係方面がいかに努力されても確保困難であることは明らかであります。従いまして一年でも早くその多量の供給源を持ちたい、すなわち、工業教員養成所の卒業生を欲してやまない次第であります。

今回の工業教員養成所設置の臨時措置法案の内容につきましては、わが協会は完璧で最善のものとは決して考えておりません。しかし、現況の工業教員の供給源から推して時宜に適した改善の方策であることを再三にわたって開かれたわが協会の理事会におきまして確認されております。去る四月十二日には当協会として、本法案が可決成立され、すみやかに実施されますよう切望いたします。そりうった陳情書を当局に提出しておる次第であります。

私のお話は以上で終わります。

○委員長(平林剛君) どうもありがとうございます。次は、勝田参考人をお願いいたします。

○参考人(勝田守一君) 東京大学教養学部の教授でございます。勝田守一でございます。

わが国の技術及び産業の発展のためにこの技術者の養成を急速に充足し、そのために養成機関の専門教授の量と質とを急速に改善することも非常に大事なことだと思っております。そこで、その目的のために必要な措置をとる場合に考慮しなければならぬことを、まあ私教育が専門でございますので、教育的な見地から申し上げますと、第一には、今後の長い将来にわたって科学技術の進歩、産業の発展に見合つてその量と質とをできるだけ可能な限り確実に見通しとそれから算定基礎の上に立つて計画を立てること、これが第一かと思っております。

それから第二には、特に教育に当たる人の質につきましては、その中で一つとして、専門技術に關して発展的、創造的な学力を身につけていく、それからその次には、青年期の生徒たちの先生としまして人格的にも教養が豊かである。これが第二の点になるかと思っております。

第三の点は、それと関連しまして、わが国の教員養成の制度の基本的な原則ないしは精神に違背しないような考慮が払われなければならないことだと思っております。

第四番目には、それに関連します。既成の研究機関に負担を過重にした上、あるいは制度上の混乱を引き起こさないように配慮すること。この四つの点が私は大事ではなからうかと考えるのでございまして。

そこで、このたびのこの国立工業教員養成所の設置等に關する臨時措置法案を拝見いたしました。以上の諸点に關連いたしました参考意見を上上げたいと思っております。

私は主として、第一は専門外でございましてので省きまして、二と三及び四番目の各点の一部について申し上げたいと思っております。

二の点、すなわち養成されるべき教員の専門技術に關する学力を、その教員としての人格的な適性について二つの点を考えているわけですが、ところでこの法案では、高等学校卒業の資格から三年の期間で教員を養成することになっております。そこで専門的な技術についての学力の養成に關しましては、その教育内容の計画案によりまして、基礎学科、たとえば数学、図学、物理学、化学等がきわめて時間的にも少なく、専門家の意見によりまして、この程度の時間の数学では建築の構造計算とか、電気回路の計算に必要な学力もおぼつかないのではないかと何とおります。中級技術者を養成する学校の教員といたしまして、現在のようには急速に発展する科学技術の現状を見ますと、絶えず新しい勉強をしていかなくては、たちまちその手持ちの知識だけでは教員としての実質的な資格を失うおそれがあるのではないかと存じます。絶えず進歩する新しい知識や技術を自分の力で摂取していくためには、どうしても基礎学科を十分にやっておかなければ、その能力の基礎を作ることではできないのではないかと考え

られます。外国語に關しまして、現在の大学では、普通基準をいたしまして、二外国語それぞれ八単位と四単位以上を要求しておりますが、この点に關しまして、ずっと少なくなつておるやうに伺いますので、現在でさえも大学生の語学力が足りないという批判が出ております現状では、海外資料なども専門家といたしまして参考にするのができない語学力しか得られないのではないかとこのことを心配いたします。

以上、総合いたしました。現在の工業高校よりもっと資質が劣る教育しか担当できない教員ができるのではないかとこのことをおそれるわけでございます。

次に、青年の教員としての適性を分けて考えてみますと、二つの側面があるかと存じます。まず、一般の教養でございますが、高等学校の生徒はちょうどむすかしい青年期に当たっております。人生の問題についてもさまざまな悩みを持っている年令の人たちでございます。このような生徒を指導いたします方々は、社会、文化、その他政治、経済に關しまして基礎的、一般的な教養を豊かに持つておりまして、専門の学科について指導なさるといたしまして、それだけでは教師としての十分に指導性を發揮できないのではないかとこのことが心配されます。生徒たちからも信頼されないということは、例外はあろうございまして、従来も戦前の臨時的な養成機関を出た技術職業の先生方が、ややもすれば十分に教師としての活動ができないうようなことを伺っておりますので、この点を顧みても問題があ

ろうかと存じます。教養豊かな教員を育てるといふ観点から申しまして、この点に十分の御配慮をいたさなければならぬことを私考します。特に現在の教員養成制度では、日本国憲法を一般教育科目に必修とするという規定がございまして、その点についても、もしそれが考慮されておりましたら、民主的社會に希望を持つて幸福な生活を築き上げていくというような生徒を指導することができるよう、そういう基礎教養に欠けるおそれがあるのではないかと存じます。次に、教員といたしまして教育技術上の問題がございまして、教職に関する専門的訓練につきましてもどうであらうかという心配がございまして。現在では、世界の各国でも教員養成には教育実習を重んずるといふ傾向が強く見えてくるようございまして。ことに機械や技術の進歩に伴いまして技術教育では、実地に技術や知識を教える教育実習が重視されなければならぬ、こういうふうに考えますが、この点もいろいろ疑問があるのではないかと存じます。先ほど青年期の生徒の先生として一般的な基礎教育の重要性を申し上げましたが、ここで関連して申し上げますと、青年期の心理学などはぜひとも学習しなければならぬ科目ではないかというふうに考えます。以上、二の問題について申し述べましたが、右のような難点がございましたのも三年という速成の年限ということに基因するのはいふまでもございせん。

そこで三年ということに關しまして三の教員制度の問題との関連を申し上げてみたいと存じます。申し上げるまでもなく、現行の制度では教員の免許

取得資格は四年制大学では所要の単位を履修することを条件といたしておられます。二年制の短期大学でもその資格が得られるようになっておりますが、高等学校教員の資格は得られないわけがございまして。中学校、小学校の場合でも二級免許状でございまして。これと暫定的な措置であつたように伺つております。今度の法案を拝見いたしますと、教員の免許法の一部改正が予定されておられ、三年の養成所で高等学校の二級免許状を取得する資格が与えられることになりまして。このことは法律上の手続から申しますと一部改正にすぎませんけれども、それによりまして現行の教員養成制度の原則に大きな影響が及ぼされるのではないかと考えられます。時代の変化とともに制度が変わることはもちろん必要でございまして、このように一部の改訂によりまして基本的な原則にこの影響が及ぶというところはやはり慎重に検討しなければならぬ事柄ではないかというふうに考えます。このように教科によりまして、法律の一部改正で、資格取得の条件が変更されるといたしますと、今後教育原則の上から大へん憂うべきことも起こらないという保証はないということになるように思われます。しかも臨時法的なもので原則がくずされるということは本来の立法の精神、たとえば教育職員免許法の第一条、その目的にございまして、その「基準を定め、教育職員の資質の保持と向上を図ることを目的とする」といふ、そういう立法の精神から申しましても重大ではなからうかと思つたのでございまして、なお、今度はそこを出た人の側から申

しますと、一般教育も語学も基礎学科も単位数がきつめて不十分でございまして、さらに勉強を続けるために四年制大学に入らうといたしまして、その編入資格がございせん。従つてあらためて初めから入学し直さなければならぬ、そういう不合理が欠陥であります。短期大学終了者でも大学によつては三年に編入されますので、この養成所の終了者は三年の課程を経てもおかつ大学には編入されないといふ不合理が生ずることをおそれます。ここで養成された先生たちは袋小路に入つたようになり、前途に希望を持ちがたく、それがまた教育活動にも影響するといふ心配を感じます。それから四年制大学の卒業生をもつて教員とするという原則には、その先生たちが意欲と能力があれば大学院や研究科に進んで、勉強をさらに高めていく機会を保障していることも含まれていくと考へられますが、それが養成所終了者の場合には不可能であるという点でも教員養成の原則との間の問題が見出されるように感ぜられます。

最後に四につきましては、もう一ぺん御説明を申し上げますと、つまり現行制度との関連でございまして、第七條の二項の所長権限、「所務をつかさどり、所属職員を監督する」とございまして、四年制の大学の中に、同じく高等教育機関としまして三年制のそれがあつて、しかもそれは大学でございせんので、もちろん学部とは申されず、この学科の計画も文部省令で定められ、また人事につきましても教授会の権限が保障されないなど、同一大学の学部と大へん違いますので、これが同一大学の中にあるといふことで

いろいろな問題が將來起こるのではないかと存じます。短期大学があくまで大学であるといふ建前をとつて、この比喩にしても、この点不合理ではないかというふうに考えられます。また、さらにつけ加へまして、学生補導の問題にいたしまして、四年制学生との間に同一大学の中でどのような調整をはかつていったらよいかという問題が起るのではないかと考へ、まあこれは將來でございましてけれども、そういうようなことも考えられるのではないかと存じます。

以上、問題と見らるべき点だけを申し上げて、御参考のために存じます。

○委員長(平林剛君) どうもありがとうございました。

次に、杉野目参考人にお願ひいたしました。

○参考人(杉野目晴貞君) 最近、大学の理工系学部卒業生に対する産業界の求人増加のため、大学関係者はそのあつせんといふことがないほどでありまして、また一方、高等学校の教員特に工業関係教員の不足は実に著しいものがあり

ありますばかりでなく、高校生徒の急激な増加が予想されるのは周知の通りであります。この実情から見まして、可及的すみやかにこれが解決の方途を講ずることは教育上きつめて重要な問題と思われまして。つきましては、たゞいまより国立工業教員養成所の設置等に関する臨時措置法案に対する参考意見を述べますが、これにつきましても個人の意見が加はることもあると思われまして、この点あらかじめ御了承を願ひます。

まず、国立工業教員養成所の設置に關しましては、さきに当局より相談がございましたので、種々関係学部の意見を聴取いたしまして検討を行なつた結果、この案は、もとより現行制度から見て若干考慮すべき点はあるが、当該法律制定の趣旨並びに中級技術者養成の急務にかんがみまして、次善の策として、しかも臨時的な措置として認めるのが適當であると考えられますので、本案に賛成いたすものであります。

北海道大学の工学系専門教育に対する意見といたしましては、本案の専門教育の範囲で現行の工学部のそれとほとんど近い教育ができると思われ、という見解であります。すなわち、養成所の授業科目を高校工業課程に対応して集約的に編成し、工業教員としての専門の学力を与え得るものと思われ、のであります。一般教養については、本案は必ずしも十分でないと思われ、すが、従来も、学部の場合は専門課程においてこれを補つて運営しておる現状であります。養成所の場合においては、一そうこの補充を工夫いたしまして行ないたいと考へてゐるのであります。

す。教職課程についても同様であります。工業教員に必要な授業内容に集約し、さらに必要があればこれを補い、その充実をはかることができると思ふのであります。

しかしながら、本案について次のことを要望したのであります。その一つは、養成所の設置趣旨から見まして、奨学金を今後全生徒にあまねく行き渡りますよう増額することが望ましいのであります。次には、この際考へるべきことは、大学の教員を含め、理工系教員を志望する者が少なく、また、理工系教員から産業界に転出する者が多い現状は、教員の待遇が民間企業従事者の待遇に比較して著しく低いことに基因すると思ふるのであります。まして教員のみならず、しかも大幅な待遇改善についても別途措置することが望ましいのであります。なお、このことは、ひとり理工系のみならず、一般教員につきましても言えることを、この際特に付言しておきたいと思ふます。

以上、本案は、現下の社会的要請である工業教育の拡充に伴う工業教員のすみやかなる充足に対処するための臨時的な措置といたしまして、これを認めるものであります。従いまして、今後これを実施の上、必要があれば直ちに改善することを要望いたしまして、簡単にありますが、私の参考意見の開陳を終わります。

○委員長(平林剛君) どうもありがとうございました。

次に、進藤参考人をお願いいたします。

○参考人(進藤益男君) 進藤でございます。私は、東京工業大学理工学部によ

所屬いたします原子力研究施設の教授でございます。原子力工学並びに化学反応工学を専攻しておるものでございます。御承知のように、東京工業大学は、明治の、その前身の学校時代より、理工系の教員の養成に貢献して参りまして、戦後は他大学に率先いたしまして新しい技術教育の思潮を導入いたしました。一つの大きな伝統を持っております。教職員は、大学人としての立場と、自分の専門家としての経験から、この方面に大きな責任と熱意を持ってゐるわけでございます。私、進藤も、まあ一介の学者ではございますが、そういう環境に勤務してゐるものでございます。

教員を含む技術者が不足してゐるというところは、これはみな御承認のことでありまして、問題はその対策の内容でございます。昨年の科学技術会議の政府に対する答申にありますように、必要量の確保と資質の向上を目標にすべきである、そのためには、処遇の改善、大学の教員組織、定員の増加、設備、施設の整備充実、そういうことをはかるべきであると、こう考へられるわけでございます。本案は遺憾ながらこの方向と全く逆になっております。本案によりましては、卒業生の資質は著しく低下することになり、とうてい新時代の工業高校教員としては不適格でございます。かりに卒業したといつたとしても、ほとんどおそらく業界に流れることになりまして、確保できないと思われまして、教員として、以下、東京工業大学学長が文部省内簡に對しまして答へました私信、並びに東京工業大学教授有志六十四名による反対声明、並びに全国九大学職員

組合の共同の声明、そういうたもの趣旨を取り入れまして、私見を申し述べたいと思ひます。ここに実はその声明文がございますが、これをしかるべく一つ配つていただきたいと思います。

最近技術職進の新時代を迎えまして、工業高等学校の卒業生であるところの技能者に対しても、従来に比しまして一そう高い水準の知識と急速する科学技術をそしやくするための融通性を持った能力、そういう要望が一段と高まって参りました。こういう要望は今後ますます高まるであろうと考へられます。また民主社会の形成者としての人間形成ということが、社会がこのように高度化すればするほど重大なものになって参つたわけでございまして、単なる技術修得に加ふるに、人々にそういうことが伴わなくては、かりに資本主義社会であれ、社会主義社会であれ、経済伸張ということがほとんどに国民全体の福祉に結びつくことができず、やがて外側との競争に打ち破られたり、あるいは一時的なかりに繁栄がきたとしても、内側から崩壊する、こういうようなことが起こるのではないかと考へられます。このような新時代の要請にこたへるための技能者を養成する教員といたしましては、当然より専門的な、またより人間的な資質を要請されることになることは必然でございます。このような時代にあたりまして、たとえば戦前の臨時教員養成所のようなもので教員を作ろうというふうな傾向がもし出てきたといつたしますと、これはあまりにも時代錯誤的と言わなければならぬと思ひます。かりに資本主義的な考え方をとつたといつたとしても、結局安物買いの

銭失いで、一流先進国に追いつくことはおろか、着実に前進する後進国に簡単に追い越されてしまふということ、これはわれわれの経験から明らかであるところでありまして、こういう方向に向かうということは、結局国の方向を誤るといふことに終局的になるのではないかと、われわれは考へてゐるわけでございます。現在工業高等学校の教員は四年制の大学で養成されてゐるということになってゐるのですが、以前より大学の工学部や工業大学の学部は四年では短か過ぎる、どうしても五年にしたい、こういう議論が起きております。たとへば京都大学工学部のように実質的にこれを実行してゐる大学もございまして、技術革新の新時代を迎へまして、こういう考へ方は当然強まって参りました。教員になるにはさらに教職に関する課程や実習が必要でありますので、工業高等学校の教員は、四年制の学士では不十分でありまして、修士の学位を持たすべきであるという議論が出てきてゐるわけであります。このような工業技術教育に対する最近の動きに反しまして、本案のごとく逆に三年制をとるといふことにいたしますと、かりに三年間の教育が十分な条件で行なわれるといつたしまして、新時代の工業高等学校の教員としての資格を与えることは不可能であると思ひます。

多少細部にわたつて以下申し述べたいと思ひます。四年制を三年制にすることにしたしまして、必要な最低の修得単位数が百二十四単位から九十四単位になつております。人文社会関係の二十四単位が全部省かれております。しかし、この人文社会関係の修得とい

うことは、先ほど勝田教授が言われましたように、人格的に生徒に接触して、将来の民主社会の形成者を養成するといふ教員といたしましては、基本的な条件でございまして、そのほかにこういう学科は専門の工学にも結びつき、また専門以外の面の補導にもきわめて大切なことと考へます。これが全く省かれてしまふことになるわけでありまして、

次に外国語や、数学、物理、化学は、現在われわれの大学で行なつておりますもののおそらく半分以下になつてしまふのではないかと考へます。専門をどの程度深く学び得るかというところは、このような基礎自然科学の学力がどの程度マスターされてゐるかというところに大きく依存してゐるかと考へ、専門学科の学習に大きな支障を来たし、必然的に専門学力が低下するといふことも考へられます。また臨教専門学科の編成は、先ほど杉野目学長が言われましたけれども、われわれといつたしましては、工業高校の授業科目と対応させるということになっておるような非常に安易な計画でありまして、学力低下の傾向を強めておるといふ批判がわれわれの間に高まつております。最も問題になりますのは、四年制の最終学年に行なわれる約八単位の卒業研究が省かれておるといふことでございまして、

そもそも最近の工業技術教育の思潮は、技術革新の速さに対応して、教育におきまして、すぐに後退してしまふ現状技術の記述的な詰め込みよりは、基礎科学や工学基礎を十分に理解させまして、研究力と独創力をもつて未知の領域を開拓できる者を養成しよう、

この方向に向かつておるわけでございます。卒業研究は、このような目的を達成させる重要な手段でございます。自分の知識と能力をあげて、一つの問題の展開をはかることの訓練でございます。知識がほんとうに自分の身につくようなものとなり、自主的な態度が確立される大切な課程でございます。工業高校教員は、卒業後完成された者として、直ちに生徒に接触いたしまして、これに融通性のある能力を与えなければならぬのでございまして、この課程は特に重要視しなければならぬとわれわれは考えておるわけでございますが、これが全くなくなつたわけでございます。結局魂のない、試験のときだけ、すぐに時代おくれになるような知識を持った経歴で教員になる、こういうようなことでございます。

さらに不幸なことには、本案臨教の専任教員は、新制大学基準の半分で、教授、助教授一人当たり学生は三十人に及んでおるわけでありまして、これは高等学校並みでございます。これではとうてい満足な指導はできるものではございません。さらに外来講師を頼むことによりまして、学力はますます低下することになります。設備費も非常に悪うございまして、東京工大の場合には、初年度の三講座に對しまして、わずか六百万円という少額でございます。このような劣悪な条件で、新時代の技能者の教育を受け持つところの教員を養成するということは全く不可能ではないかと私は考えておるわけでありまして、

さて、文部大臣は、本案臨教の教員組織や、設備の弱体に対しまして、繰

り返し次のように言明しておられます。すなわち臨教は優秀な大学工学部、工業大学に付設されるので、その方面から密接な協力、応援が得られること、入ってきた学生の一種の使命感、付置される大学の教員、専属教員が一体になって、国家目的に協力する意思があれば、必ず四年制にまさるとも劣らない者を出し得る、こういう御趣旨でございます。しかしながら、かりに臨教学生が付置大学から、大学の学生と全く同じように便宜を受ける、こういうことができたといつたとしても、大臣の御主張はおそらく不可能でございます。現在、大学工学部や工業大学の学習時間はぎつしり詰まっております。四年を五年にしたいくらいでございます。この内容を三年間で全部修得するということは物理的に不可能でございます。われわれはもちろんと与えられた条件のもとで最善の努力をいたしたいと存じますが、こういうことは、元来、教官や学生の熱意だけによつて解決できることではございません。たとえ卒業研究をする時間の多い学生に對しまして、幾らわれわれが努力いたしましても、卒業研究を行なつた学生と同程度の資質を獲得せよということとは全く不可能なことでございます。実際はこの臨教卒業生は大学三年以下の学力におそくなるのではないかとわれわれは憂えておるわけでございます。しかもこれに對しまして、大臣の期待されるように付置大学からの十分な援助が得られるとしての話でございます。かりにもしそういうような援助を行なわなければならぬといふようなことが確定いたしましたといふと、現在現存しておりますところ

の大学の教育と研究の諸条件は大きく乱されることになりまして、事は臨教だけの問題でなくなつて参ります。おそろくこの大学でも、臨教は大学に付置されるが、これはわれわれにはほとんど関係がないのだ。こういうふうにおそろく了解しているのではないでしようか。大臣の言われるように、十分な援助を大学が行なわなければならぬといふことが一般的に広まれば、部の先生をはじめ、助教授、助手級の方面において驚愕する方が多数出てくるだらうと私は思ふわけでございます。東京工大は実際をうなづいておられます。率直に申しまして、東京工大の一例をとつてみますと、本学は昭和十年ごろに比しますと、学生は約四倍、教官は約二倍、結果といつたしまして、教官一人当たりの学生数は約二倍になっております。建物は、一部戦災を受けておりますので、戦後相当新築されましたが、大体戦前程度でございます。従つて学生一人当たりの坪数は非常に小さくなつております。学生はこの数年間に、大学院学生も迎へまして約二倍になっておりますが、設備、建物はこれに伴ひませんので、かりに補充いたしましても、常に時間的におくれれております。毎年の増員学生は、前年の不足な設備、教官組織の中に割り込むという形になっております。その影響は、直ちに教養関係の教官に表われ、学年の進行に伴ひまして専門の教官に波及して参ります。

文部省の御計画によりまして、今後約十年の間に、学生は約二倍に増員されるということでございますが、そうすれば、この混乱した状況は、今後長く、毎年続くわけでございます。ことしのわれわれの大学では、学部学生、一年生を五百六十名ばかり入れましたが、教養の教育はどうやっておるかとお申ししますと、四組に分けておられて、基礎自然科学において、一組百四十名で行なつておるといふ驚くべき現状でございます。臨教には教養の専属教官がおらないですから、これを本学から、特に実験を担当する助教、助手、技術員を応援させるということとは非常に困難ないろいろな問題をばらんでおります。元来、現在の大学は、助手や技術員を得るということが非常にむずかしくなつておられて、それらの実験指導員は、過重の負担に悩んでおられるのが現状でございます。専門の方からの援助も同様な問題が起きて参ります。工業大学の場合は、さらに次のようなことがございまして、臨教を設置する場所は、大学と遠く離れた田町でございます。これは場所がございまして、ますます援助がむずかしくなつて参ります。結局、この臨教学生も、ともに技術革新をになわなければならぬ学生でございますから、われわれとしてはできるだけの援助を与えようといふことになるわけでございますが、大学からの援助を与えようといふといたしまして、与える条件が枯渇している。こういうことが偽わらざる現状でございます。

このような状態でございますから、ますます卒業生の資質は低下せざるを得ないこととなります。実際に教育を担当する側の者といつたしまして、また専門の者といつたしまして、無

責任な面従腹背的な態度をとるならば、これはどうでも言えることでございますが、責任を持ってこれを解決していこう、こう考えています。すなわち、このような劣悪な条件下ではどうして新時代の工高教員としての資格を与え得るというところはといてい考えることができないところでございます。次に、本案が実施され、卒業生が出たといつたとしても、工業高校教員の待遇が改善されない限りは、卒業生はほとんど業界に流れてしまふだらうと考へられます。このことは、この法案に多少なりとも同情する方でも、例外なく全部の人がほとんど危惧していることでございます。文部大臣は、これに對しまして、教員養成所には初めから教員としての使命感を持った者が入るから、卒業後教員になるだらう、こ

う申されておりますが、技術者や教員に對する需要と、学校卒業生との間の関係が、戦前のごときあまり隔たりがないといふような状況であります。大臣の期待もある程度満たされるかと思ひますが、現在の状況は全く異なつております。文部省自身の御計画が示されておるのでございまして、今後十年間で、大学卒業技術者は約十七万人の不足を生ずるが、そのうち七万人は学生増員で養成するといふ御計画でございますが、この計画の中にありますように、大学卒業生は、依然として十万人不足であつて、他の階層の技術者の不足と相対しまして、業界は臨教卒業生にも当然手を伸ばして参ります。しうし、卒業生はほとんど大部分業界に吸収されてしまふであらうと考へられます。これは結局待遇の問題でございます。四年制を三年制にしたか

らといって、根本的に解決するものとはとうてい考えられません。もともと、もしも教員志望の者ありといたしますと、現在でも高等学校の生徒は、工業教員は大学において養成されるのであるといふことを十分周知しているわけでございますから、大学に入ってきて養成つわけでございます。

それでは、初めから教員になろうとするような志の学生はどのくらいかと申しますと、先ほど小野さんのお話にもありましたように、たとえば昭和三十四年の例であります、国立大学の卒業生の中で、工業に関する教職単位を取った者は約百三十名でございます。その年度では結局大体百三十名程度が純粹に教員を志望する者、こう考えてよろしいんじゃないかと思ひます。しかもそのとき実際に教員になりましたのはたつた一名でございます。結局これは待遇という實際的な理由によるものと、こう考えられるわけでございます。結局本案が実施されましても、教員の待遇改善が行なわれない限り、教員を必要とする程度において確保するといふことはむずかしい、本案は結局何のための教員養成所であるか、こういう疑問が起こつて参るわけでございます。

時間がきて非常に申しわけありませんが、さて、どのようにしてそれでは工業教員を養成すべきであるか。これは種々の方面でもうすでに言われていることであります、工業高等学校教員の待遇の改善といふことが先決でありましよう。また多少なりとも研究可能な職場環境の整備といふことが必要であります。それらが改善されれば、現在の優秀な開放制度の教員養成制度

である大学からでも相当教員になると思ひます。四年制は、最近の技術の伸張、技術革新の時代にあたりまして、これを延ばすことこそすれ、短くすべきではないと考えられます。教員養成の大学の充実はもちろん望ましいことでございます。これらの措置は必然的にこの方面に従来以上多くの国費を回さなければならぬ、こういうことになるわけでございますが、これは日本が工業立国で繁栄するよりほかに生きる道がないのである、こういうことでございますから、むしろこれは当然なことでありまして、これはまた国民全体の福祉の向上にも合致するものでございまして、一流国に比しまして、国民所得に対するこの方面に使用するパーセントをとつて参りますと、はるかに低く三分の一程度となつてゐるわけでございます。ここで決して無理なことではないわけでございます。こういう点から見ますと、敗戦後、国の将来は結局教育の力に待つよりほかはない、こういう厳肅な決意のもとに教育の普及、教員の質の向上がはかられたわけでございます。当時、経済的な再建の見通しがほとんどなかったときにおきまして、なおかつそのような再出発を行つたようなわけでございます。

今こそ、当時の、将来を教育に託した精神を生かし、立ち直つた経済力を用ひ、抜本的に教育の諸条件を整備すべきときではないかとわれわれは考へております。工業技術教育はその重要な中核をなすものでございます。最後に、池田総理大臣を初め、現政府の方々、荒木文部大臣、本文教委員会委員長及び委員各位に衷心より訴へたいと思ひますが、どうぞ教

育を担当する側の責任を持つところのわれわれの意見を取り上げていただきたい。閣議における再考慮とか、あるいは急速な改良案とか作られて再審議していただきたい、こうわれわれは考へます。このようにすることは、政府、国会、委員会にとつて決して不名誉なことではないと思ひます。かつて政府または委員会が、科学的に確実な基礎の上に立つた技術教育というものを本気で考へてゐるんだということを示すものだと思います。もしそうでなければ、われわれは政府や国会に対して逆な判断を抱くというより、まあ、失礼なことではございませうけれども、われわれから見れば、当然根拠にならないようなことを根拠にして事を実行せられるというところは国家の損失でございます。何としてもこれは再考をお願いしたい、こう思ひわけでございます。時間を限られておりますので十分なことを申し上げられなかつたことは大へん残念でございます。大臣を初め、皆様方に多少言葉の表現の上で失礼なことを申し上げましたかと思ひますが、何とぞ御寛容のほどお願いいたしたいと思ひます。

を四角あげられて御教授いただきました。そこで現在のあらゆる条件を、現実条件をお考えになつて、工業教員を養成するにはどういう方法をとつたらいふと具体的に考へてゐる方々がおられるか、先生のお考えがございましたら一つお教えいただきたい。

それからもう一点は、はつきりと再び意見を伺つておきたいのですが、それは三年の工業教員養成所の教科の編成から、三年を終えたからといって、学校教育法に基づく大学の四年への編入等はできないと思ひます。三年も私はできないと思ひます。この点については確定的な意見は出ておりませんが、本委員会でもかなり論ぜられたところでございます、大学に現在教授として教鞭をとられておられるわけですから、しかも教育学が専攻でございまして、この点お詳しいと思ひますので、さらに大学との結びつきの関係において先生の御所見をはつきり伺つておきたいと思ひます。参考に、私の意見としては、これは現行大学との結びつきよりはずな、こういう私見を持つてゐるわけなんです、それに対しての先生の御批判なり何なりを承りたいと思ひます。

○委員長(平林剛君) どうもありがとうございます。以上をもちまして参考人の方々の御意見の開陳は一応全部終了いたしました。ただいまの参考人の各位の御意見に対し、御質疑のあり方は順次御発言をお願いいたします。

○矢嶋三義君 数点お教えいただきましたと思ひます。

まず、勝田先生にお伺ひいたしたいと思ひますが、先生、基本的な原則

ども教師になる者とは、初任給におきましてはかならず私どもの方が高かつたわけでございます。もちろん年月の流れの中で官庁や、まあ官庁よりも企業、産業の方の方がどんどん上りますけれども、そういうことを考へますと、少なくとも初任給を上げるということがまず第一の条件になるのではないかと考へます。これはしかし条件でございます、その養成の方法、方策ではございません、方策に關しましては、先ほど原則的に申し上げましたように、やはり現行の教員養成の精神というものを十分おくみ取りいただきまして、たとえばでございますが、四年以上の、現在各大学の工学部あるいは工業大学に設置されてございまして工業教員養成課程というものを實質的に充実するといふことが何よりも大切なのではないかと考へます。さらに、何も一つの方法だけで考へる必要はございませんので、工業教育学部とか、あるいは現在の工学部にあるいは教育工学の中に工業教育学科というよりなものをどんどん設置していただくというよりなことも将来の日本の科学技術産業の発展という観点から、少なくとも長期の計画を立てて、今日から出発いたしませぬと、これはとんだことになるのではないかと、こういうふうにご考へております。なお、大学付属の工業教育あるいは技術教育研究所というよりなものを将来発展していく技術、工業技術のために再教育を施していく機関として、ぜひとも考へていくべきではないかと、こんなふうに思ひます。

第二の御質問に關して申し上げますと、これは三年制の教員養成所のカリ

と、これは三年制の教員養成所のカリ

キニラム、教育内容から見ますと、現在の大学の履修に必要な単位数というものがございませう。こまかい数字を今覚えておきませんけれども、一般教育に關しましては、それぞれ社会科学、人文科学、自然科学の各系列に十二単位以上、それから語学が先ほど申し上げましたように、一つの語学は八単位以上、それからもう一つは四単位以上、やむを得ない場合だけ一外国語で済ますという条件がございませうが、そういう条件、そういう条件から考えまして、これに非常に差がございませうので、大学では受け取りまして、そのあとで教育課程を組む上で非常に困難を感じますので、おそらく新たに大学入学をする、ほかの大学編入ということは非常に困難ではなからうか、もし、大学編入を可能にするためには、今後大学の基準の方を変えていかなければならない、こういふたような問題があるのではないかと、いふうに私は考えます。

つけ加えてさせていただきますと、先ほど申し上げましたように、短期大学の終了者でも大学三年に編入する道が開かれておりますので、それに比べまして、そこに三年であつて、しかも大学へのコースの中に入れないという不合理を感じる次第でございませう。

以上でお答えを終わります。

○矢嶋三義君 次に、杉野目先生にお伺いしたいのですが、先ほど進藤先生から、文部大臣の国会における発言を、一、二取り上げられて語られておりますが、ちょうど先般の委員会でも私と文部大臣がやり取りしたのですが、文部大臣は四年制大学にまざることも劣らない教育ができるというのを盛んに

おっしゃっておるのです、まさるとも劣らないという表現を。この表現と、先生のさっきのとはちよつと似ていると思うのですが、工学部とはほとんど近い教育ができる、こういうふうに乗つたのです。それから一般教養は十分でないが、補充を工夫したい、学長として、こういうお言葉を聞かせていたのだいたわけですが、工業大学と北海道大学とは大学の構成でかなり違ひますけれども、時間があればあとで進藤先生にも伺いたいと思うのですが、進藤先生の方はなかなか教官が協力援助することとは、最近のように学生定員がふえてくると容易でない、こういう御説明があつたわけですね。北海道大学の方では教官の協力というの十分見通しとあられるのか。四年制の工学部とほとんど近い教育が行なわれるというのは何か特別な御構想でも持つておられるのか。さらに、あなたのところには設けられることになるのですが、専任教官、これは大体職員の半数以上は専任教官で確保できる見通しが立たれておられるか。大学設置基準では、専任教官は半数以上でなければならぬという条件があるわけで、この趣旨を生かしたいというのを先般の委員会でも文部省側は答弁をしておられるわけですね。うちの大学から非常勤講師をかり集めてきたのでは、人の師となる教育はできないと思つておられる。だから、北海道大学の事情から、そういう点はいかに御判断されておられるか。

もう一点は、先ほど勝田参考人の御発言から私は思ひついたので、日本本の総合大学の総長としての先生にぜひ承りたい点は、先般、学術会議が、自然科学に偏向することなく、自然科学と人文科学と社会科学と総合的に有機的に結合された形においての日本の科学の振興の具体的な科学基本法というふうなものを制定してしまふべきだ、こういう意思決定を学術会議が先般なされたようですね。ところが一方、昨年の十月四日に、十年後を目標として、科学技術振興の総合的基本方針策に対する政府への答申の中で、やはり日本の科学技術振興の基本法を制定してほしいという、すべきであるという答申がなされておるのです。その答申は、自然科学オンリー、一辺倒的な立場からそういう答申がなされておるわけですね。だから同じ日本の科学の振興に必要な科学基本法といつても、その考え方は違ふと思つて、そのことと、今教員養成について、四年制にまざることも劣らないだけの教育ができる、あなたは今非常に不足している、だから養成していく、だから一般教養とか教職科目、そういうものを若干大幅に削減しても、ただ専門教科だけをやっていけばよいという立場で養成しようという見解と、いや、それじゃいけないうの、先ほど勝田参考人、それから進藤参考人から、やはり人間教育も大事だという立場からの所論を聞かされて、私は先ほど申し上げたことを想起したわけですが、日本の総合大学の総長としての先生はどういう御見解を持たれておられるか、このことについて一つお聞かせいただきたいと思ひます。

○参考人(杉野目晴貞君) お答えいたします。先ほどの参考意見の中に、私は本案によりまして、今の四年制の工業教育にはほとんど近いものができると思はれるというのを確かに開陳いたしました。これはわれわれの大学の関係者の見解でありまして、たとえば北海道大学においては、産業教育講座というのをごさいますし、それからまた産業教育施設という特別の施設も持つておりますので、この教員養成所を通じて、新しい構想で教育してみたいという意欲的な考えの方もあつたのでございませう。それらの点を勘案いたしまして申ししたのでございませう。

次に、専任教官のことにつきまして、私は見通しは明るいと思ひ上げます。すでに選考も内々進めておるのでございませう。

第三に、いわゆる科学技術の振興といふことでございませうが、矢嶋委員の、自然科学と人文科学の科学、それが総合大学においていかなる発展を遂げてきたかといふことに関心を持たれておられることに對して敬意を表するものであります。そのことにつきましましては、私の所見を学術月報の昭和三十一年一月号に詳細述べてあるのでございませう。それは、昭和三十一年の秋でありましたが、科学技術庁の委員によりまして、ヨーロッパの、イギリス、フランス、イタリア、スイス、西独、この五カ国のいわゆる科学技術振興方策の調査に行つて参つたのであります。で、ヨーロッパの各国におきましては、これは人文社会も含めた総合的な科学技術の振興を希求しておるというものであります。このことについては、個人的には、現大臣の荒木大臣にも私率直な意見を申し上げておるのでございませう。特に、私も、総合大学について考えさせられますことは、地方の学術センターという、そういう責任まで痛感しておるのでございませう。

て、ヨーロッパにおきましては総合大学という範疇に入りますのは、人文、社会と理学と医学といふのが大多数でございませう。で、工業技術とか農業技術者の養成機関は別途設けられておることは御承知のことと思ひます。それらのことも参考いたしますと、いふゆる日本における総合大学のあり方というの、私は率直に申し上げまして、ヨーロッパの——なおアメリカにおきましては、一八六三年にいわゆる土地付与法——ランド・ラント・カレッジというあの制度が始まる前の有名校におきましてはヨーロッパと同じ理念のもとに総合大学が運営されておるのでございまして、人文、社会と自然科学との均衡のとれた大学が望ましい、かように考えておるのでございませう。

これに關連しまして、教員の人間形成の問題について申し上げますと、これは、教育、特に教員養成の場合においては、教官も生徒もその目的に徹しまして、全科目を通じて人間形成に当たるように養成所の運営に留意すべきものと、かように考えておるのでございませう。

以上、簡単であります。お答え申し上げます。

○矢嶋三義君 もう一回伺つていただきますが、それでは、先生の科学に對する御所論を承つておきますと、やっぱり今度の教員養成制度といふのは、一般教官が不足で、補ひようがないといふ大きな欠陥があるといふことになるのじゃないかと、さういふことをお認めになられておるのではないかと、言葉承つて、感じがするの

ですが、それをいかに補完をされようとするのか、その点と、それから、先ほどから、専任教官については、明らというお言葉でございまして、半数以上専任教官が確保できる見通しが立つておるやに承ったのですが、かように承っておいてよろしいのか。先ほどここに配付されました工業教員養成所設置法案反対声明に、お宅の北海道大学教職員組合も名前を連ねられておるのですが、こういう点も一つあわせてお聞かせいただきたいのと、これと同じ内容でありますから、進藤先生にもお伺いしたいのですが、この委員会でも文部省側に質疑いたしますと、どの大学も異議なく引き受けて下さった、大学の先生方も意欲的に協力体制があるやにわれわれ答弁を承っておるわけですが、先ほどの参考人としての公述並びに配付されましたこの声明によりましてという、東京工業大学の多教有志教授等の声明にも見られるごとく、必ずしも政府側が本委員会を答弁されておるようには了解をし、協力体制にあるようには承れなかつたわけですが、そういう点はどういう状況にあるのか。工業大学においても職員の内々の交渉でもあつておるのかどうか。伝え聞くところによりますと、昨年末か本年の初頭あたりに教授会が開かれて、教授の方々の意向を取り入れて学長さんが私信の形で文部当局に何らかの要望——意思表示をされたやに承つておるのですが、その学長さんの私信の形で提示されたものと、本法律案の内容とはどういふ関係になつておるか、あるいはそれが受け入れられなかつたので、有志教授はこういう反

対声明を出すに至られたのか、それらの経緯と内容を杉野目先生からお教えいただいた後に一つお教えいただきたいと思ひます。

○参考人(杉野目晴貞君) 結論は前回申し上げた通りでございまして、協力体制がどうかということでも申しましたね、それは私どもは先ほど申しましたように、当局から相談がありまして、関係学部の意見を徴したと申し上げましたが、工学部並びに教育学部の当局に意見を徴したのでございまして、これに協力するということをお願いされておるのでございまして。

それから教官のことは人事のことではありますから、最後まで確実なことは申し上げかねますが、私は明るい見通しであるという事を繰り返しておきたいと思ひます。

○参考人(進藤益男君) 東京工業大学の職員でございまして、私が存じておりますことを申し上げます。昨年の七月、文部省から内閣という形、つまり秘密扱いの文書で、本案の設置を計画しておるから意見はどうか、こういうような趣旨の文書が学長あて参つたのでございまして。工業大学におきましては、教授会というものが最高の決定機関でございまして、学長の諮問機関として運営委員会というものがございまして。教授会に出される議題や何かを整理する、あるいはどういふ形にしてお出すというふうなことは、その運営委員会で行なうというふうな習慣がございまして。学長は運営委員会にそれかけまして、さらにその関係学科、つまり工業学科、電子工学、建築学科系の主任という方に相談いたしまして、またこの運営委員会の委員とも相談いたしまして、それに対する答申のよう

なものを九月末に出しておるわけでございます。その運営委員会や何かの議論は、詳細なことは、私は運営委員でありますので、詳細なことは存じませんが、結局この案は非常に理念としてはどういふ賛成するわけにいかぬ、しかし、われわれとしてはあまりはつきりしないような、たとえば文部省との間の予算折衝、そういうようなことがおそろくあるのだからと思ひますけれども、そういうことを考慮いたしまして、一応意見として学長私信というふうな形で出す、こういうふうなことが九月末その私信を出しておられます。その私信の内容は——十月の半ばごろたしか事務局長を文部省に招集されまして、打ち合わせがあつたというふうな後に聞いております。さてそういうふうな時間が過ぎていったわけでありまして、学長は、この案の重大性というものをよく考へたと思ひます。また運営委員会がそれを進言したと思ひますが、十二月の末の二十七日の教授会に至りましてこの問題がどういふふうな文部省から来ているというのを公表いたしました。で、教授全体にこの了承を求めたわけでございます。それに承りましてその全貌というものがわれわれに大体周知されたというところでございまして。もっともその教授会に乗らない前もいろいろこの部分的には相談があつたと思ひますが、教授会に一応公表されたのは十二月二十七日でございまして。このとき学長が私信の内容を発表いたしましたのでありますが、その内容はどういふ内容であるかといひますと、そ

の修業年限は四学年として一般教養科としてもらいたい、教育内容は大学と同様なレベルにしてもらいたい、学生は少なくとも八千円の給費を行なつてもらいたい、本案では最初文部省は七千五百円の給費にしておりますが、大蔵省でそれが削られたという事になつております。八千円の給費が必要である、それから教官は最低教授三、助教三、助手三としてもらいたい、本案では二、二、二、二となつておるわけでありまして。施設といたしましては田町に千七百坪、これは工大の運動場がほしい、それから予算といたしましては三学科にいたして一億五千万円がほしい、こういうふうな意味の私信を文部省に出しておるわけでございます。そういうことが十二月二十七日の教授会で報告されたわけでございますが、提案された法案の中には全然こういうことが考慮されてない、よくに思われまして。あの内閣はおそらく現在提案されておる法案と大体同じであつたと思ひますが、七千五百円の給費を除きますと同じであつたと思ひますが、これに対する学長の私信というものはほとんど取り上げられていない、こういうことになるのじゃないかと思ひます。さて、そういうふうな教授会で発表になりましたので、に注視することになりまして、一月の教授会を繰まして二月上旬の教授会に至りましてこの問題を正式に教授会として取り上げたわけでございます。二月上旬正式に取り上げましたのはどうしてかと申しますと、二月上旬文部省から大学に正式な文書が参りまして、

これこれの大学に設置する予定だからこれこれの計画書を出せ、こういうふうな趣旨の文書が参りましたので、初めて正式に教授会の議題となつたわけでございます。そのときにまあわれわれ教授会にずっと出席している者として感じましたのですが、まれに見る非常に熱心な審議が行なわれたわけでございます。結局そのときには二月上旬——八日でありました。二月八日の教授会では決定するに至りませんでした。継続審議になつたわけでございます。二月中旬文部省に諸大学の学長、事務局長あるいは主任というふうな方々がお集まりになりまして文部省と打ち合わせをなすつたという事を聞いております。そのときに、学長が学長私信の内容と大体同じことを文部省に要望したと、こういうふうな二月二十日の教授会で報告してございまして。二月二十二日の教授会では、二月中旬の文部省における打ち合わせなどの報告の後、再び本案について論議したわけでございます。もともと本案は正式文書におきましては、お前のところで置くかどうかというところの可否を求める形になつておらなかつたと思ひます。お前の大学に置くから、これこれの文書を出せ、こういうふうになつております。従つて実質的には学長ないしそのまわりの運営委員会の方々は相当前から知つていたわけでございます。実質的にわれわれの耳に入りましていたわけでございます。こういう点におきまして非常に教授会でも相当問題があつたわけでございます。それから、学長私信に對しましてほとんどその私信の内容が文部省原案では取り上げら

れていない、こういうことが非常に大きな、われわれとしては、疑問ないしは不満として受け取られたわけでございます。大体そういうようなことでもございまして、この二回の教授会におきまして、結論的なものを申し上げますと、この案は理念としてはどうい引き受けるわけにはいかない、ただわれわれとしては国立の工業大学でございますので、これを文部省の正式文書に對しまして、今現に国会で審議中のものを教授会という名において正式に拒否するということは、これは不適当な措置であらう、従って理念としては受け入れるわけにはいかないけれども、一応これに對する教授会としての決定的な態度は保留してお、ただ法案が通った場合はすぐに、たとえば建物の設計とか、そういうことは早急にできませんので、そういうような法案が通った場合のことを予想いたしまして、建物とか、そういうものの計画は立て、この点は学長に一任する、こういうような格好に二回の教授会できまつたわけでございます。まあ、こういうような微妙な表現をとつておりますのは、結局われわれは国立大学の教官でございますので、そういう点を考へてそういう表現をしておるわけでございます。で、大体われわれ大学の全体の傾向というものは、そういうことではないかと思ひます。二月の下旬以来国会でも相当審議されて、この審議過程というものが、ある程度知られたつてもいいわけでございますが、それに対しては、この法案というものが非常に大学の現体制に影響を及ぼすものである、たとえば先ほど文部大臣とか文部省当局の

お話にありますように、実はその大学当局の非常に大きな協力ということの上で初めてこういうような案が成り立っているというふうなことが、だんだん知れわたつてきたわけでございます。この点先ほど申し上げましたように、特に実験指導や何かに当たらなければならぬ若手の教官の間に非常に大きな動揺が起きているわけでございます。それから教官の確保というところでございまして、もちろん、たとえばドクター・コースを出たような学生は工大にもございまして、それから非常に昇進がおくられて、工大では特にそういうものがたくさんおるわけでございます。すが、昇進がおくられておる方が非常に多くございまして、あるいは退職教授というふうな方がございまして、そういうふうな方を専任教官に充てるといふような計画は、学長が数人の諮問委員を組織されまして、事務局長を督励いたしまして、作つておるというふうに承つております。ただその場合は、たとえばこの教官の名簿が出た場合には、必ずしもその趣旨に賛成して出しているというふうには、大臣や文部省当局で考へておられると少し實際と違ふのではないと思ひます。これは、たとえば教官の専任教官の中で、こういう教官が予定だといふふうに出されたと思ひました。それは、こういう実態は、思ひも教養の専任教官を定員化してやらう、そのためには、こういうふうな人を準備しているんだ、こういうふうなことでございまして、決してこのままの原案に賛成して予定されることを承諾しているといふことではおそれないんじゃないか、まあその中には

承諾している方もあるであらう、全部がそうなっているわけじゃないんじゃないか、こういうふうには承つておるわけでございます。ただ、こういうことは元来あまり公表されないことでもございまして、私一教授でございますので、詳細なことは存じないわけですが、先ほど教官を補充できるかどうかという問題が出ておるわけなんです、そういう意味の問題と、もう一つ外来講師を大学から派遣するという問題でございまして、これが実に困難な問題なんです。専任教官の場合には、先ほどのような方々をある程度出すといつたとしても、外来講師を現大学から補充するといふことは先ほど申しましたように、教養の、物理、化学の実験を担当の外来講師を、本学から出すといふようなことは、おそらくこれはできないんじゃないかと思ひます。もしこれをかりに強行いたしますと、たとえば今五人の実験担当の教官があるといつたとしても、これはもう非常なオーバー・ワークになっておる、そして、そのうち一人が向こうに行つたといつたしますと、今まで五人で受け持つていたやつを、オーバー・ワークの部分で四人で受け持たなければならぬ。それから一人行つた教官は、向こうに行くことによりまして手当を受け、そうしてこのオーバー・ワークの部分に残つた者に引き当てる。そういうふうな一例をこれは申しましたけれども、これは、これはもう、非常に起つておるわけでございます。で、大学の現在における教育体制といふものは非常に影響されてくることになるわけでございます。従つて教員の補充という場合には、専任教官の補充

ということと、それから大学から派遣することがどのくらいできるか、こういう点に注目して私は先ほど申し述べたわけでございます。大体こんなやうなことでございまして。

○野本吉吉君 一つお伺いいたします。進藤先生と勝田先生に——立たず失礼いたしますが、どうぞすわつてお答え願ひたいと思ひます。

それは私は長いこと教員生活をした人間なんです、大体今までの歴史から見て好況時代、世間一般が景気のいい時代には、いつも教員の質的な低下と、それから量的な供給困難という事態が起つてくるのは、もういつもさうだつたと思つておる。そこで今度の場合も、やはりかつてあつたやうな事態が今まで以上に深刻に広範に現れておる。これが今の教育界の実情ではないかと私は判断しておるわけなんです。そこで、そこでさういふときに、どうしてその事態に對処してくるかというところについていろいろ考へられて、何十年前だか知りませんが、教員養成のためにかつて東京高等師範と、それから広島の高師師範に、臨時教員養成所というものを設けた、それが今なくなつておる、それだけでも、少なくともそういう教育界のピンチに、臨時教員養成所というものができて、その臨時教員養成所を出た方がとにかくピンチを乗り切る上において相当な貢献をして、私は、私はさういふふうな考へておるわけなんです、それらの点についての御所見はどうですか。

○参考人(勝田守一君) お答えをいたします。すわつたまま失礼いたしました。お説のように、おつしやいました通

りのことが過去にございましたので、そのときにもたしか教育史を見ますと、本格的な師範を増設するかどうかというところは、だいぶやはり議論になつていたと記憶いたしております。にもかかわらず、それが正規の師範の増設になりませんで、今おつしやいましたやうな臨時的な教員養成所の設置というところになつたわけでございます。が、ずっと古くは大学にも、帝國大学にもございまして、これはもうわずかな期間に消滅したといふふうな運命を持つておるやうでございます。さういふことを考へまして、景気の変動によつて教員の需給に変化が起るというものは、これはもう今までの歴史が示す通りでございますが、しかし、科学技術の今後の発展というやうな観点から申しまして、やはりそんなに變動があるといふやうな計画では、これはやはり国民生活の上からいつても大きな問題があるのではないかと、この前提を私どもは考へておるわけでございます。従ひまして、今後十年あるいは二十年という長期にわたつて、日本の産業、特に工業を中心とした、基礎としての産業といふものがどうしても発展していかなければならない、これは国民的な念願でございます。また、さういふ計画であつてほしいというものが、過去にはともあれ今は望みたいという観点から、やはりさうであれば、先ほどから私も懸念いたしておりました、進藤教授も申されておりましたやうな、やはり優秀な、さうしてほんとうに今後の科学技術の発展をなす青年たちを育ててくれる、そういう教員の養成というふうな考へていきたい、こういう観点から申し上げたわけでございます。

○米田勲君 ちよつと答弁の前に質問があるのだが、文部大臣が何のために今退席したのか、委員長が何にかつていすか。こういう大事な参考人に来ていただいて、貴重な意見を聞く機会にない機会に、理由もなしに退席をしてきているのであれば、直ちに呼んで来てもらいたい。態度が悪い。不見識ですよ。

○委員長(平林剛君) お答えをいたしますが、文部大臣は十二時にお約束があるもので、委員長に退席の許可を求められたので、これを許可いたしました。○参考人(進藤益男君) ただいまの問題に對しては、まず戦前の技術の水準と、現在の技術の水準と違ひます。それから現在の技術の国民生活に及ぼす重要性と、過去の技術の国民生活に及ぼす重要性とは、格段に違つております。発展のスピードというものが、全くオーダーが違つてきます。従つて同じ教員になるといひましても、現在では過去の臨時的な措置によつて育てられたような工合では、現在の急速な技術革新の新时代に對しては全く適応しないのであります。それが一つであります。

次に、われわれは御承知の通り、戦後、戦前の教育のいろいろな欠陥に對する真摯な反省に基づきまして、教育基本法、学校教育法を制定したわけでございまして、それによつて教育の普及と質的向上をはかつたわけでございまして。たとえば教育職員免許法が制定されました、閉鎖的な教員養成制度が開放制度になりました、教員の質の向上がはかられたわけでございまして。こういうことが、先ほど申しましたように経済的な再建の見通しのない時期に

おいて、なおかつこういう段階にわれわれは踏み切つたわけでございまして。そういう歴史の方向に踏み切つたという事は、これは現在非常に正しいのではないかと思ひます。この十数年の間における科学技術の発展、それによつて国際関係が指導されているという現状において、まあ古い時代の感覚で現在の事態を論ずるということとはできないのじゃないかと、そういう事態においてわれわれが導入いたしました民主的な国家を形成する——これは資本主義であらうが、社会主義であらうが、ともにその根本理念において僕はそんなに違つていないと思ひます。それが、とにかくそういう国民全体の福祉になる社会を建設するというためにわれわれは踏み切つた、こういう措置に對する教育制度として、われわれは戦前のような、ああいう教員の養成という事は不可であると思ひます。そういうことは国家のこれから長い見通しにおいて結局マイナスである。われわれが国際場裏に落後をする、こういう運命をわれわれの国民に課するのではないか、こういうふうには考へておられるのでございまして。

○野本吉吉君 私は勝田先生にしろ、進藤先生にせよ、学者として学問の良心に基づいて、日本の教育の將來のあり方について、きわめて真摯な御研究を続けられ、そして御意見を御発表下さることは、私もにとりまして非常に有益であり、参考になるわけですが、私も考へておられるのであります。先ほど来いろいろと御意見を承つておられますと、結局いろいろな制度的にも問題があるが、この法律を實施する上において、その効果を期待

するために、教職員の待遇の問題とか、それから設備、施設の改善充実とか、あるいは教授力の充実その他、まあまとめていへば、予算的措置がこの仕事をするには非常に条件的に足りないという事で、そういう条件のな点が充足されるならば、皆さんの反対の考へ方というものは相当程度緩和できるといふふうに受け取つてよろしいですか。

○参考人(勝田守一君) お答えいたします。先ほど来申し上げておりますように、工業教員あるいは技術教員の不足、今後さらにますます要求が大きくなるであらうという観点に立ちまして、それにこたえていく計画、それから実行というものは、私もその点においては賛成でございます。しかし、繰返し申し上げて参りましたように、それを満たすためのやはり最低の条件というものが具備しておられぬと、さまざまな点で拙速という結果を招きまして、そのために教育上あるいは教員養成上ゆゆしい問題が新たに尾を引くというふうなことになることを非常におそれますので、最初に申し上げましたように、急速な、そしてまた適正な教員養成という点について、私も心から願つておられるのでございまして。以上でございます。

○参考人(進藤益男君) 大体、勝田教授の意見と大差ないわけでありまして、おっしゃいますように、ある目的を立てた場合は、それに対して必要な条件を確保する、そういうことがなければ、抽象的な言葉だけで現実には進まないわけでございまして、特にわれわれのような科学技術をやつておられる者は、それを毎日現実に体験しているわけ

です。おっしゃいますように、条件を整備して、ぜひともやり直していただきたい、こういうふうな裏心からお願いするわけでございまして。

○野本吉吉君 それでは、先ほどからいろいろ御意見を承つておりますのですが、われわれは与党という立場にあるからという意味で申すのじゃないのですが、私も自身は、実は教育の問題につきまして、文教政策そのものについて、従来の政治というものが一般にこれを軽く扱つてきておつたということについては、われわれ自民党の文教委員全部が非常に強く批判しておるわけですから、そこで、少なくとも文教優先の原則を打ち出すべきである、その実をおさめるようにすべきであるということをやつておられるわけなんです。従つて、古いことに執着し、古いことに郷愁を持つて考へておられるというふうなことはありませぬので、文教全般を通じてまして、われわれは相当前向きに考へておるといふことは、一つ誤解のないようにお願いしたい。それで、本日皆様に参考人として御足労をわづらわして、いろいろと御意見を耳を傾けようとしております私も私もとして、できるだけ学者の学問的な研究に耳を傾け、同時に、これは私が申し上げるまでもなしに、この委員会は政治の場でありまして、学者の先生方の御意見を伺ひしつ、今度は現実はどういうふうに対処していくかという判断をしなくちゃならぬ。従つて、進藤先生からいろいろと御警告は受けましたが、学問的な判断と、われわれの国会の委員会における政治的な判断といふものは必ずしも一致しないこともあり得るといふような寛容な態度でわ

れわれを見ていただきたい、そういう希望を申し上げておきます。

○矢嶋三義君 もう一つ聞かしていただきたいのですが、小野先生に伺いたいのですが、先生は全国工業高等学校長協会理事長としてお見えになっておりますから、そのこととお伺ひしたいのですが、先生の御意見の中に、工業学校の先生が確保できないということをする御説明いただいたわけですが、よくわかりましたが、この際それに対する対策という立場からの御意見を小野先生から承ることができなかったもので、それで承りたいのですが、給与もありませんし、また教育の職場における条件、施設、設備、さらに先生の手助けをする職員構成、そういう点も確保できない大きな理由になっているのではないかと。それで伺ひたい点は、たとえばお宅の工業学校では、一学科について二人以上の助手を置かなければならないと高等学校設置基準ではなっております。これは今、工業高等学校に限定しますが、一学科について適格なる助手が二人以上基準通りに置かれておられるかどうか。これは適格者が置かれておられる場合と、置かれていない場合とは、先生にとつてはさういふ魅力が違つてくると思ひます。この点と、それから御公述の中になつたわけですが、今の工業高等学校は、テンポの早い科学技術の進歩に即応できるような中堅技術者、技能者を養成できるかどうか。私も若干観察した経験があるのですが、ある特定校においては相当な施設、設備を持つておりますが、大多数の学校においては全く前時代的な施設、設備の状況であるというよう

に私は判断しておるのですが、こういうことも工業高等学校に工業科教師を確保できない一つの大きな隘路になっているのではないかと。それが事実ならば、やはり国策に沿うという意味で、政治の力で打破しなくちゃならぬのではないかと。そういう点もきょう御公述いただけたのでありますが、その点と、もう一点は、先ほどの参考人の方々から給与のことをお聞かせいただいたわけですが、最も関係の深い小野理事長さんからは調整号俸だけの御説明をいただいたのですが、これは討論の場ではないから申し上げませんが、私は非常に心外な感じがしたのですがね。とにかく、あなたの方の部下として働いている先生方の初任給初め、給与を全般に上げることが必須欠くべからざる要件ではないか。調整号俸というのを言われましたが、それで伺いたいのですが、この前もここでちょっと文部省と質疑応答をやったのですが、たとえば産業教育振興手当というものがございすね。あなたの学校で、あなたの部下で、産業教育振興手当七割をいただく人、いただかない人があるのですか。これは学校長として学校を運営していくにあたって、どういってお感じを持っておられるのか。それからまた、今度あなたの方の部下に初任給調整手当がつくようになりましてね。これが、工業科の先生だつたら初任給調整手当が二千円つく。英語、あるいは国語、社会の先生だったらもちろんのこと、物理、化学、数学、理科の先生でも、初任給調整手当は、二千円はおろか、一円もつかない、こういうような調整号俸的な、手当的な給与で糊塗しておるような格好

なんです、こういう点でよろしいのかどうかという点、私も立法府に席を持っておる者として、疑問を持っておるわけなんですけれども、実際、教育の場で、責任者として、何名かの部下教職員を引き連れて、学校を運営し、教育を推し進めていく学校長さんあたりとしては、こういう点については、教職員確保という立場から、工業教育振興という立場から、学校の円満にして能率的な運営という立場から、どういふ御見解をお持ちなのか、ぜひ一つお聞かせおきたいだかと思ひます。

○参考人(小野重操君) 手近な、今の調整号俸の点で申し上げても、われわれとしまして、技術系の教員ばかりでなく、一般教員にもしてもらいたいという要望はいたしております。しかし、いろいろな、私から見ただけではあれでして、文部当局あたり一般から見ますと、なかなかできかねるというのか、実現はいたしてありません。当初においては、かなり、産業教育振興手当が出たときには相当やかましかったのですが、現在では、やや小康を保っているという程度なんです。できれば、われわれ仲間でも話はしておりましたけれども、真の工業教育を高等学校の教員にもいただければけっこうだとは話したいしております。

それから実習助手の件ですが、やや不足はいたしておりますけれども、大体、一学科に二名というように聞いております。多少不足のところ、人が得られないとか何かで困っておるようなところもあるようですが、私、東京に勤めておりますのですけれども、東京あたりは条件がいいわけですから、例にはちよつとあれかと思ひますが、大体、今のところそろつております。

○豊瀬一君 大体四人の参考人の方々の御意見は、ベストではないけれどもベターというお考えの方と、基本的に好ましくないというお考えの方があつたようですが、まず、小野さんにお尋ねしたいのですが、私が教育委員会を通じて調べまして、わずかな県ですが、埼玉、東京、千葉、福岡の四県ですけれども、工業教員の、本年度東京が希望者に対して採用者三〇%、埼玉が約五〇%、千葉が二五%、福岡は二〇%ちよつと切れる、ほかの、数学、物理、化学、生物、地学、この科目をとつてみますと、希望者と採用されたパーセンテージはちよつと落ちております。本年度は、工業教員になりたいという希望者の五〇%以下しか採用されていないというのが数県の実情です。その他の資料によりまして、もうそんなのですが、だから今すぐ工業教員希望者が不足しているとはいえないと思ひます。ただ、質の問題はあると思ひます。

○参考人(小野重操君) 今千葉、埼玉あたりの数字をお聞かせいただいたわけですが、協会としてはその数字はちよつと持つておりませんですけれども、とにかく少ないことは確実なんです。常に寄るとさるとその話はいろいろあります。私は代表で申し上げておるわけですが、少ないというところは確実なんです。それは私も三年より四年やつて、あるいは四年より五年がいいというの、それはけっこうなわけですが。しかし、現実には足りなくて、三十八年度におきまして千幾らと申しますか、文部省の方で出された数字ですけれども、私はそれに対処でき

るのかどうかということを非常に心配して居るのです。とにかく足りないというところは事実なんです。私理念とか何かでなくて、そういう点で、先ほど申しましたように、この法案につきましては、完璧とは決して思つておりません。しかし、どうしても切り抜けないといけないというわれわれの切なる希望でして、その点で役員会なんかにおきましては賛成いたすわけであり

○豊瀬一君 あなた現職の校長先生ですから、もうちよつとお聞きしたいのですが、足りない足るの論議をしようとは思ひません。教育委員会の報告書では、二百二人のうち六十三人しか東京の場合でも採用してない。このことはおきませんが、かりに、不足を前提としても、一方は三年後に出てくるが、一方は四年、一年の違いでしょう。量的問題は、養成設備を拡充して、養成機関に多数入れさせれば解決する問題です。質の問題は、荒木文部大臣の言つておる通りに、竹やり精神の犠牲的精神でこれは解決できるものじゃないです。たとえばどなたか、教養課程は専門課程で補うとおっしゃったけれども、そんな器用なことができないならば、わざわざ基準の中に教養課程を幾らやらねばならぬとか、たとえば宇宙の天体を教えるが、カントが星はりっぱなものだといったような、そんな器用なことを、大学では少なくともやらない。そうすると、わずか一年間の差で、一方では充実した資質、量の方、先ほど言つたように確保できると思ひます。多く養成しなすれば、ただ、一年間の差だけという、この三年制を工業高等学校の校長さんとして賛成されるというのは、足りません、



ります。実際に使った場合に、それはいろいろごたごたが起こつてくることは明らかだろうと思ひます。

○千葉千代世君 失礼でございますが、どこの学校でいらつしやいますか。

○参考人小野重雄君 都立の烏山工業高等学校でございます。ことし三年生ができて、三十四年にできた学校でございます。

○千葉千代世君 この臨時教員養成所ですけれども、ずっと前に師範学校の卒業生が足りませんときに、上野に臨時教員養成所というのがございます。で、中学校を出て一年やつて先生になつたわけですね。これは中等学校じゃございませんが、小学校の……それが同じように小学校の本科正教員の免許状ですから、これは全国どこへ行つても同じだし、東京都に動いていれば待遇も同じですと行かなければならないものなのですが、ところが、ずっと長い月日がたつて参りますと、校長さんになると、校長の選考をします場合には、戦前でございまして、同じ免許状でもって同じ待遇を持つていられる方でも、やはり青山師範でなければいけない、豊島師範でなければいけないと、校長の選考をやるにしても、今度は青山師範だ、今度は豊島師範だと、こりうふうになつて、地方出身の方と、それから東京の臨時教員養成所を出た方はあと回しになる。絶えず私どもはこりう不遇な方たちの間にはさまつて暮らしておつた。戦争後、やつぱり新しい教育制度の中で、お互いに、免許状は全国同じだし、教育経験についてもこれこれだ、こりう意味ですべてを一緒にした中の、

とにかく学校運営をするのに最も適した方、こりう意味で選ばれたり、それから教頭制についてもいろいろ問題があつたりしましたけれども、とにかくにもこりう中で、非常に長い将来にわたつて不遇な目にあつて、研究欲をそいでいくという面があつたわけですね。もちろん教育を一生懸命にやるについては大きな自負心を持つておられますが、大きな自信を持つておられますが、大団年度に学校を出て、一生懸命やつた方について、みすみす身の違ひゆえに差別されているというところが、結局これを見ますと、長い将来にわたつてこりうことが出てくるのじゃないか、こりうすれば、陰に陽に教育界にマイナスにこそなれプラスにはならないのじゃないかと、こりう点を考えています、こりうふうな御懸念はございませんでしょうか。

○参考人小野重雄君 まあ私小学校、こりういったこと全然知りませんですけれども、先ほどどなたか聞いた方のお話にあつたようすけれども、前の臨時教員養成所——昭和の初めごろですか出られた方で、今われわれの仲間て校長をやつておるのです。それから私が若い時分にもこりう方、二方ぐらゐ一緒にやりましたですが、その当時何ら変わりなかつたですね。現在、まあ校長をやつておる方、その幾人になつていられるかといふことは知りませんが、東京におきましては、はつきり申しますけれども、小石川工業高等学校の校長ですけれども、なかなかこりうにやつておられます。

○千葉千代世君 やつぱり御本人の身になつても、御本人が感じないとおつ

しやるからけつこうですが、私の感じるものがあつたから申し上げておるのです。

もう一つは、これは直接これに關係ございせんが、少しつづきな質問になるかも知れませんが、すけれどもね。まあこの科学技術の振興という点です。最近、よその本を読みましたのですけれども、婦人の就学について格別の配慮が国家として払われているという、こりう例をたくさん聞いたわけですね。たとえばモスクワ大学ですと、四六%が婦人の教授である。学生ですと、一万七千名の巨額の学生がおつて、男の学生が四九、女の学生が五一%、こりうふう非常に長足の進歩をしていられる。こりう中で、初めは弁護士とかそれからお者さんとかであつたけれども、それも初めは特別に見られておつたが、だんだん科学技術の面に進出していつていられる。国家としてもやはりこりう点については特別の考慮を払つていられる。これは東ヨーロッパだけではなくて、西ヨーロッパ陣営の中でも、イギリスにしろドイツにしろ、特にドイツは一生懸命ですけれども、フランスにしろ、こりう点に払われている。こりう中で、日本がやはり男女共学の問題とか、いろいろな学制上の都合でもって婦人の就学に対する関心とか、あるいはその就学については相当少ない。これは本人、女子学生自身の問題もありましようし、それから学制の問題もありましよう。それから婦人の性格もありましようけれども、やはり婦人が行かれるという道については、協会の会長さんあたりのお話し合いの中でこりう点が

お出になつたことございせんが、こりうか。それから特に現在教員の中で婦人の教師がございまして、こりう、工業学校の先生の中に化学とかこりうふうな……

○参考人小野重雄君 決して女生徒を拒むといふことは絶対に行なつておりません。ですから工業高校におきましては、男女合せて何名と募集しております。現実には化学の方ですが、工業化学関係ですね、その方には相当の教員がおります。今、業界などの電子関係といふますが、こりう方面で女子を相当要望している点も聞いておられますので、まあこりう点でわれわれと話し合つていまして、業界の方面のことを中学校の方に知らせてお返ししようかといふような話も出ております。

それから、教授の方につきましては聞いておりません。技術関係の方では……

○千葉千代世君 最後ですけれども、去年の夏、コロナの銅測所を見に行つたときに、女の助手さんが一人、大ぜいの研究生の中に一人まじつて非常に緻密に研究していらしたのです。こりう方から、もう少し仲間がふえていくように私どももやりますけれども、やつぱり各大学、それから国の政策の中で一つあたたい手をちよつと伸べていただければ、こりう希望があつたものですから何つたのです。以上。

○岩間正男君 一つだけ。私おくれで参つてはなはだ恐縮なものですけれども、小野参考人に一つだけお聞きします。今のお話の中に、所得増進計画の要求に即応する、そのためにどうして

らぬといふようなお話があつたのですけれども、この問題と、今まできつといろいろな参考人の方から話が出たと思ひますけれども、非常に期間が短くなるために基礎科学が不十分だ。社会科学、人文科、こりうふうな一般の教育、その上に築かれた科学技術、こりう点から考えますと、教育の基本的な体系がくずれてくるわけですね、日本が教育基本法に従つて今までやつた教育がね。こりう点をどういふふうにお考えになつていられるのですか。所得増進計画といふものはこれは池田内閣の出している経済政策の当面の目標になつていられるわけですが、その要求だけに従つてそれを充足するといふことが最大の問題になるのですか。それとも今までつてきた教育の基本的な体系がございまして、その体系をくずしてでもやむを得ない、やはりそれに奉仕せざるを得ないのだ、こりうところ、やはりあなたたちの立場を下されていられるのか、こりうふうにはお伺いしたいのかどうか。

それから、教育を守る立場から、さらにほんとうの意味の科学技術を前進させなければならぬといふ今の現実の要請、世界的な要請があるわけですね。こりう中で、日本はこりうふうな教育に従事する立場から今後これを切り開いていくのか、この点をどうお考えになつていらつしやるのか。私は先ほどの言葉の端々悪いのですが、非常に何か大きな性格があるような気がするのです。この点についての先生の決意ですか、お考えですか——まあこの二つの矛盾がたしかはつきり出てきておる。こりうことになつていられる、

これについてのお考えをお聞きました。  
い。

○参考人(小野軍操君) われわれはあくまでわが国の工業発展に寄与するところの初級技術者といえますか、そういつた養成に専念する、常にそうやって努力しているわけでして、現在そう

やつてすでに出てきている、足元に火がついてきているわけですから、そうせざるを得ないというわれわれの話なんです。先ほど、一番最初に申しましたように、決して完璧だと思っておりません。確かにその足元に火がついたのに、私らも不賛成なんて唱えられないわけです。それで賛成しているわけなんです。

○岩間正男君 どうも私非常にこれは失礼ですけれども、危険を感じるのは、同じようなことがあった、国家の要請があつて、それで政府の要請があつて、いわば権力の要請があつて足元に火がついて、それに対してもう判断しているひまがない、それに対して

いいなりに聞かなければならぬ、こういう時代があったわけです、確かに。これは私も教職に相当したものであるから、そういうことは知っているわけです。

そういうことじゃなかったと思うのですね、終戦後の教育基本法の立場というものは、中立の立場というものは、そういうものじゃなかった。現実の要

請は、科学技術を大いに前進させなければならぬという、そういう要請があります。これは民族的要請と考えていいわけです。しかし、これはどうなんですか、そういう先について私は非常に欠点が起こるだろう、そうして学問的に見てもそういうことが予想されるのですね、その点はどうなんです

か。だから、これに対して、やはり万全を期すということが、教育の当事者の中から私はそういう声が出てくる、そういうことが望ましいというふうに考えるわけですがね。一つの行く方向ですね、そういう点はどうでしょう

○参考人(小野軍操君) 私冒頭に話しましたように、全国工業高等学校の代表者で参っております。私ここで個人の考えは申し述べる必要ないと思ひまして、あくまで工業校長協会の役員会に出た問題についてお話し上げたいのですから、その点一つお含みを願ひます。

○委員長(平林剛君) 他に御質疑の方はございませんか。——他に御質疑もなければ、本案に対する参考人からの意見聴取はこれをもって終わります。

参考人各位におかれましては、長時間大へん貴重な御意見を述べいただきました。まことにありがとうございます。

速記をとめて。  
〔速記中止〕  
○委員長（平林剛君）速記をつけて。  
暫時休憩いたします。

午後零時五十八分休憩  
午後三時五十一分開会  
○委員長(平林剛君) ただいまから文

教委員会を再開いたします。

まず、高等学校の定時制教育及び通信教育振興法の一部を改正する法律案を議題とし、発議者より趣旨説明を聴取いたします。

○矢嶋三義君　ただいま議題となりました高等学校の定時制教育及び通信教育振興法の一部を改正する法律案につ

きまして、提案者を代表して、提案理由及び内容の概略を御説明申し上げます。

御承知の通り、働きながら学ぶ青少年に対し、教育の機会均等を保障する目的をもって戦後制定されたこの法律は、発足以来すでに十年になんなんといたしておりますけれども、これらの

教育のための施設設備の拡充強化、教職員への待遇の改善等は、いまだ必ずしも遺憾ない状態にあるとは申されません。

昨年第三十四回国会において、政府の提案にかかる本法律の改正を見ました結果、定時制教育及び通信教育に従事する校長及び職員に対しては、昭和

三十五年四月一日から、七%の手当が支給されておりますが、この定通手当を支給する根拠は、定時制教育及び通信教育の複雑困難性にありとし、これらの教育に携わる校長及び職員に対する、その労に報いて、専心その職務に精励できるようにするとともに、優秀な人材をこの方面に誘致確保して、

もって定時制教育及び通信教育の振興をはからんとすることが、政府の意図でありました。

この改正案の審議に際し、衆参両院

の文教委員会において、定時制教育及び通信教育における複雑性と困難性とは、教員についてのみ当てはまることではなく、これらの学校に勤務する事

務職員についても同様の事情にあるから、定通手当の対象はすべからず事務職員にまで拡大すべきである、という趣旨の主張が繰り返されたのでありますが、このことは、夜間において授業を行なう定時制の課程の事務職員については、特に強調されなければなりません。

すなわち、勤勞青少年の特殊性による事務の繁雜困難は、一般全日制高校とは比すべくもなく、しかも夜間勤務は全く特殊勤務であつて、その勤務時間も大体午後二時から十時半にまで及ぶのでありますから、一週間にわたる、連日家族と夕食をとむにできない

実情にあり、かつ、各校とも非常に定員不足でありますために、その事務量も絶えず過重になっておりますばかりでなく、軽微な疾患などは押し出勤しなければならぬ事情にありますこととから、往々健康をそこねる結果を招いている現状であります。

以上述べました理由により、この

際、夜間の定時制課程の事務職員に對しましても、教員と同様に七〇の定通手当を支給いたしますことが、その勞に報いるとともに事務能率を高め、ひいては、定時制教育の振興に資するゆえんであると考えられますので、ここに改正案を提出いたしました次第であります。

改正の主要点は、第五条及び第六条の定時制通信教育手当の対象に、本務として夜間において授業を行なう定時制の課程の事務その他の職務に従事す

る事務職員その他の職員に限って、これを加えることとしたことでありまして、その他若干の字句の改正をいたしております。

なお、この法律は昭和三十三年四月一日から施行することといたしております。何とぞ十分御審議の上、すみやかに御賛同下さいますようお願いいたします。

○委員長(平林剛君) 本案に対する質疑は後日に譲ります。

○豊瀬楨一君 議事進行に關して。問

題をぶち返すようですけれども、今後の運営に関連がありますので、委員長にお尋ねしますが、なるほどただいまの提案につきましては、自民党の理事の方から、委員長に御一任の発言があまりましたけれども、私は、理事会決定通りでよろしいという意見を申し上げ

たはずです。従つて、理事会の方法としては、委員長に一任の方針でなつていなかったのに、理事会決定に違反して、委員長が本案を先に審議されたのはどういふいきさつですか。

○委員長(平林剛君) ごもつともな御意見でありますけれども、私は、議員立法の精神から言つて、これが優先

すべきであるという主張は、あなたもお認めになっておることだと思えます。そして、一たんそういう決定はありましたけれども、後に、この問題の取り扱いは委員長におまかせ下さいと申しましたところ、特別に異議の御発言がありませんので、御了承いただいたものと考えて、ただいまのような取

り扱いをいたしたのであります。その点で御了承願いたいと思います。

○豊瀬慎一君　その話し合いというのは、理事会終了後の休憩中のことでは、

ります。私もあなたに聞かされたと思うんですが、うなずかれたのは、十一日でよろしいという意見があったし、午前中の速記録をとめた会議の際に

も、北畠委員から言われたように、米田君が党の決定を言った際にも、放言であるという、こういうお話があったのですが、理事会決定後の自民党の理事さんの、委員長に一任するということでは、当然私の見解としては私言であり私語であったと思うのです、休憩中のことです。従って私としては、

冒頭に申し述べました通り、提案で、審議じゃないので、自民党が強く要望してあるところの、工業教員養成所の設置の法案の審議には影響ない問題だから、二分か三分のことですからぜひともお願いしますと、こう言ったけれども、強い要望があつて、私としては、取り扱いについては不満でございましてけれども一応了承し、しかも時間の都合によつては本日提案しないこともありますという意見を付して理事会の決定を見たと思うのです。で、一応私も、理事会において本案の取り扱いについては正式に意向を申し上げて、理事会の決定を見たのに、そういふ取り扱いをされたことについて、私はどうしても了承できないのですが。

○委員長(平林剛吉) 厳格に言えば、あなたのお話の通り進めるべきところだと思ひますが、考え方によれば、委員長・理事打合せはもうこれですべて終わりと私も宣言いたしてありますので、委員会が開かれるまで引き続きあつたものとみなしまして、あなたに、委員長に御一任願えませんかというのを申し上げたところ、これに對し、特にいけないという御発言もなかったもので、私としては御了承いただいたものとして運営をいたしたものであります。自後、こういう行き違ひのないようにいたしたいと思ひますので、本日のところは御了承いただきましたと思ひます。

お聞きしておきたいと思ひますが、第一は、今かかつてこの法律案は、中央教育審議会の正式な答申を待たないまま提案をされているわけですが、私は、戦後日本の教育制度として立てられた六・三・三・四のこの教育制度の体系を、今回初めてこの養成所設置に関する法律案によつて一部くずすか、よつとされているのではないかと、これを感ずる。一体、日本の現在の六・三・三・四の全般的な教育制度の体制を、今後この法案を通すことをきつかけにして漸次くずして変更をしていくような意図は全然ないのかどうか、その点を一つまず第一に明確にお聞きしておきたいと思ひます。

○委員長(平林剛吉) 御指摘の六・三・三・四の教育制度を、これをきつかけにくずしていくなどという意図は全然ございません。

○米田勲君 そすると、今の文部大臣の答弁から考えれば、今後またこの六・三・三・四の教育制度の体系に對して、変更あるいは修正を加えるような種類の、今回かかつているような法律案に類するものはないのか、これに對し、特に判断をしないですか。

○委員長(平林剛吉) 六・三・三・四というつながりの体系そのものをくずすなどという考えは持つていないという趣旨をお答え申し上げたのであります。高等専門学校の法案が今国会で審議をお願いしておるわけですが、そのことの関連におきましては、六・三・三・四という一つの立て方そのものをくずすということではなくて、教育の機会をより多からしめるという意味合いにおいて別個の体系を考へておるといふ意味合いと理解して

おるのであります。繰り返して申し上げますが、六・三・三・四そのものをくずすなどというところは毛頭えておりません。

○米田勲君 高等専門学校の法案のことはかかつたときにわれわれはいろいろ主張したり聞いたりしたいと思ひますから、そのことには触れませんが、少なくとも今の文部大臣の答弁のよう、この法律案を国会を押し通して、くつとすることを機会に、次々に教育制度の今まで守り育ててきた体系をくずすような種類の法律案を持ち出して、くることについては、絶対にないよう、慎重にやつてもらいたいという一応希望だけを述べて次の質問に移ります。

教員の養成は、今日の日本の法律の体系の中では大学で行なうというふうになつては行なはずであります。この基本を、今回のこの法律案が通ることによつて、この基本に影響を与えることになり、これは、むしろその体制が一部くずれていく、教員は大学においてこれを大学教育によつて養成するという体制を一部くずしていくということになることを、大臣はあらかじめ承知をして提案をしておるかどうか。

○委員長(平林剛吉) 教員養成が四年制の大学を建前とするということはむろん承知しておりますが、そのことを本質的に変更しようという意図は毛頭ありません。毎度申し上げますように、当面の必要からいたしまして、臨時措置として、さらにまた万全の策ではないことはこれは明らかであります。次善の策としてのやむを得ざる措置、そういう考え方のもとに御提案申し上げておる次第でございます。

○米田勲君 これは、先ほど午前中に

四人の参考人から供述されたことを総合的に判断をしても、少なくとも今までの教員は大学教育によつて養成をするという基本的なあり方に対して、著しくマイナスの影響を与える法律案であるというところは、これは何人も反対できない、否定できないのじゃないか、次善の策だと文部大臣が言っているのも、ずいぶんおまけをしたものの言い方ですが、私はこれは重大な影響を与えているのだということを、文部大臣はよく理解しなくちゃだめだといふふうに考えます。ところで、参考人の中からは、発言の中にもありましたが、この法律案が通ると、養成所で教育活動が行なわれませんが、その教育課程の中から免許状取得に絶対必要である従来定められてあつた一般教育科目や、特に日本国憲法などの修得を除外されておる。しかもまた、教職科目も、教育実習も、きわめて不十分のまま教員が養成されたとして卒業するということになるわけであり、またその修得される基礎科目、専門科目についても、きわめて不十分であるといふことは、これは参考人の意見を今さら聞くまでもなく、文部大臣自身が知っていると思ひます。少なくとも従来四年の課程を経て教員が養成されるのと比べて、今申したような諸点の教育課程から除外されている問題などを考えたり、あるいは基礎科目、専門科目等の修得が十分でないといふことから考えて、レベルの低い教員が作られるのであるといふことを文部大臣は認めるかどうか、かなりいろいろな手だてをして、大学側からも十分に支援をし、応援をしてもらふので、そんなことはないといふ答弁は納得できません。この法案を出す限り

り、従来四年制の大学において養成された教職員よりも質的に低下をした条件の教員が養成されるのであるといふことを十分承知をして提案をしているであらうと思ひますが、その点はどうですか。

○委員長(平林剛吉) なるほど御指摘のよう、一般教養科目ないしは教職員プロパーの科目につきましては、単位数が少なく、もしくはないといふような形式上の欠陥はございませう。ございませうが、午前中の参考人の一部からも言われましたように、あくまでもこれは国として当面必要とする、先刻も申し上げましたように、やむを得ない臨時便法として次善の策としてやります以上は、付置された大学におきまして、あるいは養成所長以下を指導する要請にこたへるべく特別の関心と努力を払つていただくことも期待しつゝ、さらには卒業しまして教員になりました人々に対しまして、現職教育を極力施すことによつて欠陥がありとするならば補つていきたい、まあそういうふうなことを考へておるわけでありませう。従いまして形式上の欠陥は否定できませんけれども、実質的には私は毎度申し上げるように、四年制の大学と、少なくともその専門の科目におきましてはますますとも劣らない実力をつけようといふことを期待し、繰り返して申し上げますが、現職教育によつてさらに足りないところありせば補つていく努力をあらわすことにやむを得ない当面の必要に依つていきなうと、かように思つておるわけでありませう。

○米田勲君 文部大臣は、この法律案を提案した立場で政治的にはそういう答弁は成り立つかも知れない、政治的には。しかし、少なくとも事教育のことに關して、こういう法律案を提案して、おいて形式上の欠陥はあるが云々というふうなことは納得できませんよ。あるいはまた欠陥ありとすればなんというふうなものか、言ひ方をしている、こういう臨時教員養成の制度を設けるということは非常にマイナスなんだというこの認識が足りないから、そういう答弁が出てくるんじゃないから、そういか。明らかにこれはいろいろな点を勘案して、現行までやってきておる四年制の大学において教員を養成するよりも實的に劣った教員が養成されるということを認識すべきだと思ふ。その認識が文部大臣は足りないのじゃないですか。ほとんど同じようなものが養成できるのだ、そういうことを期待したいというのは全く政治的な答弁じゃないから。提案者側の――あなたはその問題の本質を重大視しないという態度でこの委員会での法案を上げて、いかげんに問題を処理していくということは納得できない。あなた自身この提案をする限り欠陥はある、實的に確かに劣る教員が養成される、こういうことを認めたと上で、それを補うべき他の手段を別途に講ずるということを考えるべきだ。欠陥がありとすれば、というふうな認識だから、その欠陥をほんとうに補うような次の対策が生れてこない。私はやはり欠陥はある。實的に劣る教員が養成されるというのをまず肯定すべきだ。そんな政治的な答弁をすべきじゃない。そこで、その欠陥を補うために

はできるだけこういうことをやっていきたい。完全なものにはならないとしても、こうしていききたいというのを率直に考えることがこの場合大事なんじゃないか。いいかげんな答弁で大体いけるのだというふうなことで、この法案の審議を終わっていくというのでは妥当でない。私はもっと率直にそういうふうな考え方を明らかにすべきだ。それでこそあとその結果に対する対策も積極的に生まれてくるはずだ、こういうふうな考え方が、どうですか。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) 今も申し上げましたように、単位数等におきまして、まさに形式的には欠陥ありと指摘され得ると思ひます、思ひます、ただいま御答弁申し上げましたように、付置された大学自体におきましても国家的なこの必要性を十分認識していただいて、臨時措置であるがゆえに、やむを得ざる措置であるがゆえに、過大の関心を持ち、努力を傾注していただくと、いうことによつて相当の欠陥は補ひ得る。さらに欠陥が残るとすれば、現職教育において十分にこれを補う努力も別途講ずべきである、かように思つておるわけでありまして、それが政治的な答弁だとおっしゃればまさにそれでございましょう。当面の政治的課題の重大なもの一つと私どもは考えておりますから、提案申し上げておる次第であります。高校教員が現実に入手できない、獲得できないことによつての教育の面における欠陥が生ずることこそが、より重大な関心を政治的にも感ぜべき課題だと存じます。それを補う方法が他にありとすれば、もちろんそれでいくべきでございまして、けれども、本来の四年制の教員養成の課程に

おきまして、それはそれなりに別途の考えがなされてしかるべきだと思ひますが、当面緊急の必要性から申しまして、毎度申し上げるうちに改善の策として、こういふことさえ考えざるを得ない。そして欠陥をなくするようにしなければならぬ。教員の入手困難の欠陥を埋めなければならぬといふことに重要な政治的なポイントがあることを御審議を願つておるような次第でございまして、同じことを申し上げますけれども、その形式的な欠陥は極力今申し上げるようなやり方で補うことによつて実質的に劣らない教員の養成を目ざしたい、かように考えております。

○米田勲君 文部大臣もやはり現行の大学四年制度を通じて養成される教員よりは實的に劣るものができるのだ、そういうことは認めるだろうと思ふんです。今の答弁でははつきりそういうことを言わないけれども、それを認めた上でその欠陥を補充するためにこれは予算上いろいろ考へる必要がある。問題がある。現職教育というよりなことを抽象的に言つても、それを本気でやるとすれば、これは相当計画が必要だし、その計画も場当たり的なものでなく考へる必要がある。また、予算もそれぞれ配慮されなければならぬ。それからまたこの養成所の一応教授や助教授その他助手の配置も計画されてい、それから設備、施設等のことについてでもう案ができていくわけですね。しかし、それらはわれわれの検討するところによれば、この臨時教員養成所の施設でもって養成される教員は、どうしても現行四年の大学において養成される教員よりも質が劣るのだから、今までの計画よりもっと一歩

前進した施設、設備、あるいは教職員の配置、あるいはまた待遇、そういう一面を具体的に改善をして必要予算を精力的に盛り込んでいくといふことはつきり約束できるかどうか、お伺ひしておきます。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) お尋ねの点はもちろん今後にわたつて努力していくべき課題だと心得ております。教員組織にいたしましては二、二、二で万全を期し得るとは必ずしも思つておりません。これももっと整備していく努力を重ねていくべきものだと思います。現職教育のことを申し上げましたのが、三十六年度予算に現職教育のための経費は盛り込んでおりません。おりませんけれども、三十七年度以降において当然これも予算化して現職教育ができるような措置を合せて行なうべきものと存じております。またこの養成所の教員の待遇改善のみならず、一般に大学から小学校に至りまでの教員の給与の改善ということも一般論としてしまつてもっとも優遇さるべきものと、かように私は理解しております。努力の足りないところは遺憾ではあります、今後に向かつて人事院にも十分の連絡をとりつつ待遇の改善には努力していきたいと思つております。

○委員(平林剛君) ただいま委員の異動がありましたので御報告いたします。二見基郷君及び田中茂穂君が委員を辞任され、その補欠として小沢久太郎君及び島島徳次郎君がそれぞれ委員に選任されました。

以上であります。

○米田勲君 文部大臣、これは日本の現在の政府を通じて行なわれている経済政策、そういう政策から優秀な技術者を早急に多く必要としているといふことは現実の問題としてはわかる。だからそれを何とかして埋め合わせるためにはならぬといふこともわかりました。しかし、私は国の教育を考へる場合には、そういうふうに政策が変わつて、今も急に人が、人材が必要なんだといつて、場当たり的にこういう臨時教員養成所といったようなことで当面を糊塗していくやり方は、私は日本の教育行政を考へ、日本の教育を考へる立場から言つて、邪道だと思ふ。少なくとも日本の国の教育を考へる場合には、何十年という将来を見通し、民族の将来や国の将来を見通してその見通しの上に立つたゆるぎない教育体制を長期にわたつて打ち立てていくといふことが、文部大臣の任務だと思ふ。現実足らなくなつたのだからしやうがないじゃあないか、だからこういう場当たり的な改善の策を講ぜざるを得ないのだという、その現状における考へ方は、一応はわかるけれども、それは邪道だといふことです。文部大臣はそういうひんぱんと邪道にわたるようなことをしてはいけないといふことを私はこの際特に強調したい。長年月にわたる日本の民族、国の将来を見通してゆるぎない教育体制をして、いかなる国の発展する段階に即応しても、十分に国家的な人材を次々と教育が生み出していくという体制を作るべきであつて、産業界の要請があるから場当たり的なものでこれやむを得ない、あるいは政府の政策が変わつたのだから改善の策ですといふことだけれども、これ

でやうていくしかりやうがないというやうな、後手に教育制度なり教育体制を打っていくというやうなことは、私は優秀な教育行政ではないと思つています。この点に思いをいたすときに、この法案は私はまことに問題のある法案であり、私としては賛成できないという立場も、そういう場当たり的なことを考へていくところに重大な欠陥が生ずるからだと云えるわけですが、産業界の要請がある、経済界の要請がある、だから改善の策でこれをやるといふのはむしろ逆ではないか。日本の教育をつかさどっている、責任を負っている文部大臣の立場としては、立場が逆になりつつあるのじゃないか、正道に戻すべきである、日本の教育の体制を、こう思いますので、あなたはその点どういふふうに考へますか。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) 一般論として、お説はごもっともだと思つて、先ほど申し上げますように、この臨時教員養成所はあくまでも臨時的であり、改善の策であることは疑い余地のないやうな方でありまして、これは正道だと思つておられますけれども、やむを得ざる正道の一つだと思つて、同時に長い目で見て、いかにあるべきか、この当然並行的に考へられるべきこともお説の通りだと思つて、その意味においては、もう二年越し中教審で大学制度一般のあり方について検討をしてもらつてゐるのであります。かつて教員養成については、一応の答申が出たやうでございますが、さらにそれとあわせて目下恒久対策としていかにあるべきかの審議過程でございまして、その答申を待つて御指摘の長期的な策は考へらるべきものと心得てい

るのであります。産業界の要請に場当たりに対応するといふ御指摘でございしますが、そういう言ひ方もあり得ると思つて、その根本は結局日本が今後さらに、さらに伸びていきますためには、民族的な繁栄を期待いたしますためには、工業方面に特に力を入れていかなければならぬのは、これは必然的な運命だと思つてありまして、その要請に必ずや、また毎度話が出てますように、世界的な科学技術の急激な進歩、日本でもそれが例外ではあり得ませんので、それに応ずる態勢が今までにできていなかった、遺憾なことではあります。これは物理的にも不可能であつたわけでありまして、そのことが急激に要請が高まつて参りましたことのために、当面の急に應ずるいろいろな措置を講ぜざるを得ない、講じなければならぬことになりました。その一つとして改善の策が教員養成についても現われてきた、そういう意味でやむを得ざる応急便法であり、正道でない、正道の緊急措置である、こういうふうに考へてゐる次第であります。

○米田勲君 文部大臣は強引だから、正道でないかといつても、正道だと思つて、すなわち認める人じゃないかと思つて、今、今の大学の教育学部なり教員養成の学部を拡充強化していくことで、これが正道ではないか。そういう正道をやらなければならぬやうな現状に陥つてゐるその実態は認めるけれども、少なくとも日本の教育行政の責任者としては、そういう正道に入らざるを得なくなつたやうな現在の立場を認識すべきだ、それを正道でない正道

なんだという認識では、これはとんでもない話ではないか。だから、科学技術庁長官ともすこし考へ方に隔たりが起つてくる。こんな法案を出して正道でないといつてこの委員会が公言できるとなると、この意見に相違が起つてくるのです。もつとやはり正規のルートで大学の教育を、金をぶち込んで拡充強化し、研究機関も大いに予算を打ち込んで強化をしていくというやうな正式なルートにどんな力を入れていくというところに本腰を入れよう。私はこういう法律案を通して臨時に教員養成して場当たり的な、産業界や経済界の要求に應じていくやり方は何としても正道だと思つて、従つて正規のルートの教育機関を拡充強化することに大いに力を入れて、一、二年か、あなた方はこの法律案を押し通すつもりらしいですが、そういうものはできるだけ早くなくしてしまふといふことがより弊害を少なくすることです。こんな法律案を出して正道でないといふやうなことは、私はやはり正式のルートの大学教育における拡充強化に本腰が入らぬのではないかと、いふことを心配するわけですが、その点はいかがですか。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) 本来の姿の教員養成施設のあり方は先刻申し上げました通り、それはそれなりに並行的に検討し、予算も獲得して、一日も早く正規のルートで教員養成ができるやうにやるべきことはお説の通りだと思つて、その努力はいたします。い

も一応の推定によれば十七万人の不足だ、あるいは四十四万の不足だといふのが一応の推定上の事実としまして、それを完全に充足することを考へましても、少なくとも十年近くかかる、このことは否定できないわけであつて、いまして、この養成所もこれまたお説の通り、できればなくて済めば一番いいと思つて、やむを得ずやらざるを得ない、やむを得ずやらざるを得ない、早くこれが要らなくなるやうに努力することもこれは当然のことと思つて、思ひますけれども、現実に十年近くかかるなければ科学技術者の養成といふものが困難であるといふ前提に立ちますと、一、二年でこれは使命が終つてあらうといふことは口では言ひ得ても現実はそうならないであらうといふこともきわめて明白でございます。それから、十年近くこれが存続するであらうといふ推定を従来申し上げておるやうな次第であります。あくまでも御指摘のやうな本筋の養成施設、設備の整備といふことがなさるにさるべきものではない。それはそれとして、全努力を傾けつつ、あわせて臨時応急の措置も講ぜざるを得ないといふ要請にこたへたいといふわけでありまして、産業界の要請といふことは、さらに言ひかえれば国民的な立場において、学生生徒に教育の場を与えるといふことでもあるわけでありまして、そういうふうに理解いたしましたしやむを得ざる措置として御審議を願つておるつもりでございます。

○米田勲君 私人で長い時間やつてもしょうがないから、もうあと一つだけ、一つ文部大臣に約束してもらひたいことがある。この法案を文部大臣は与党を動員して本日押し通そうとはかつておるやうである。ところで、きょう一つ約束をあなたにしてもらひたいのだが、この養成所で教員が養成されて出た、それが工業高校の教員にならなかつた、ほとんど、まあ二、三割程度教員になつたが、あとは皆産業界へ逃げて行つたといふことは絶対にいたしませんと、こういう約束をしてもらひたい。それでなかつたら、こんな法律案通すの意味ない。教員にもならぬ者を一生懸命養成所で養成して、いふやうなばかな計画はないのだから、そのためにその約束ができるかどうか、約束が破れた場合には内閣として責任をとれるかどうか、われわれにその約束をした限りにおきましては逃げていかなければ、産業界や実業界に逃げまわつて自後に打たれますと、ここへ入つてきた学生の良心に期待しますと、か、熱意に期待しますと、いふやうな念ひみたいな話じゃなくて、一つきうははつきり決意と、そういう条件になり得る対策、その約束が破れた場合の文部大臣の責任のとり方、それを一つ最後にお聞きをしておきたいと思ひます。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) 絶対に逃げていかなければという約束をしるという仰せですけれども、それはとりもなおさず学生の基本的な権利をじゅうりんとすることになりますから、その意味でのお約束は不可能なことだと思ひます。しかしながら、臨時教員養成所という看板を掲げ、入学しますときの誓約書もきちんと入れて入つてくるであらう学生諸君の良識に期待する、使命に期待する、また養成所長以下教員

組織をあげての情熱を込めた教育の成果に期待する、そういうことで、絶対に逃げないという保証はしようがございませぬけれども、やりようがございませぬが、大部分は本来の教職員たらんとする意思に従って職場に入ってくるものと期待をいたしておるわけでありませぬ。

○矢嶋三義君 まことに心細い大臣の答弁だ。そんな夢みたいなことを聞かされて安心してこの法案の審議を最終的に打ち切ることはできませんよ。もう少しはつきりした自信を持って言えないのですか、あなたは。何を学生を拘束することになる、何のためにこの法律案を通そうとしているのですか、今、教員を養成したいということ、この法案を通してほしいというのではないですか。どこへいくかわけのわからぬものを養成しようとするのです。これじゃこの法案を審議する必要はないのではないですか。教員になる者を養成するこの養成所なんだ、そういう法律案なんだから通してくれと、こう言っておるのではないのですか。ここを出たらどこへ行くかわからぬのだ、あとは夢のような、期待しているのだ、こういうのですか、あなたの考えは私は解せないのです、そういう答弁は。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) 現在の四年制大学で単位を取った人といえどもきわめてよりよりたるものしか教職につかないというのが遺憾ながら現実であります。そういう実情に立つて、その生徒のみに期待するよりもこの教員養成所を通していただいて、今申し上げたような人々が、学生諸君が入ってくれて、卒業しますならば、

現状よりははるかに多くの先生を工業高等学校に獲得できるということは私は断言できると思ひます。使命観に期待すると申し上げますと、夢のようなことを言つて当てになるかというおしかりですけれども、私はこのことに期待することは夢ではないと思ひます。学生諸君の良識と情熱に期待する、そのことが私は民主的な養成施設の一つの趣旨でもあらうかと思ひわけでありませぬ。

○米田勲君 一つでやめようと思つたが、どうもわからぬことを言われるので重ねて同じことを聞きます。それではあなた、自信を持ってこの法律案を提案して、われわれに通してくれという立場がなくなるのじゃないですか。学生の使命観だけでそんな問題解決つてののですか、一体、私は方法はあると思ひます。あなたが先ほどよく然と言つておつた教職員の待遇を改善するといつたような問題も徹底的に努力する、民間給与よりさらに優秀な給与に改善できたならば何もそつちの方にばかり逃げていくはずはない、あるいは奨学金だとか、育英資金だとかいう面で考へるとか、方法は私は幾らでもあると思ひます。魅力のあるようにすればいい。そういうことを具体的に考へないで、学生の何だかに期待をするという精神主義では、この法案をまじめに審議する気はない。もっと具体的に考へたらどうですか。この法律案を通してほしいのだと、こういう方法で、万全ではないけれども、養成所を卒業した学生の大部分を工業高校の教員として吸収できる具体的なこういうものがあるんだと、このことをわかつてもらえればそういう危惧は一応解消できるのではないかと。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) 今御指摘の点は、先ほどもお答えをしましたし、前の委員会でもお答えをいたしておりましたから、ことさらにそれに触れておりませんが、奨学金の免除のことやら、あるいは育英、奨学のこととも連用上十分この法を活用していきたい。さらには給与のことにつきましても、これは一般論にならざるを得ませんけれども、十分に改善する努力を積み重ねたい、さらに奨学金の制度も当初考へましたのが、大蔵省に撃退されましたけれども、これは今後の努力によつてぜひ実現したいと思つておることです。これは将来のことでございますから、それを申し上げることはいか

いかと、なぜ積極的にわれわれに説くだけの勇氣と対策がないのですか。私はこの法案を提案する限り、それくらい自信がなければだめだ、そのよう具体的な対策がなければだめだと言ふのです。あなたの話はどうも雲をつかむようなことで理解ができません。卒業生もつと具体策はないのですか。卒業生をした学生の大半を、この法律案のねらつてゐる方向に吸収できる、そので

きる方法としては、具体的にこういうことを必ずやつていくんだ、このことを見通しはあるでないか、そういう自信のほど、対策の全貌をわれわれに示して、われわれの危惧を一掃することが提案者の義務である。あなたのようになそんな話では、賛成をしようと思つても、おそろく与党の皆さんもこれは困つたものだと思つてゐるかもしれない。もっと具体的に説明してくれませんか。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) 今御指摘の点は、先ほどもお答えをしましたし、前の委員会でもお答えをいたしておりましたから、ことさらにそれに触れておりませんが、奨学金の免除のことやら、あるいは育英、奨学のこととも連用上十分この法を活用していきたい。さらには給与のことにつきましても、これは一般論にならざるを得ませんけれども、十分に改善する努力を積み重ねたい、さらに奨学金の制度も当初考へましたのが、大蔵省に撃退されましたけれども、これは今後の努力によつてぜひ実現したいと思つておることです。これは将来のことでございますから、それを申し上げることはいか

ですが、そういう一連の努力は当然この養成所の成果を上げますためになすべきことだと存じまして、つい省略しましたけれども、そういう努力をすることを前提といたしまして、さらに加ふるに、さつき申しました抽象論ではありませんが、教員組織と学生自体の使命観の発揮に待ちたいということを申し上げたつもりでございます。

○矢嶋三義君 質疑は最終段階に迫りつつありますので、いよいよ内容にわたつて、きょう質疑が終わるかどうか、これから質問を試みたいと思ひますが、科学技術庁関係の大臣並びに政府委員が御出席になられぬのはどういふ理由でございましょうか。ともかくこの法律案審議に影響ある重大なる発言を、院内外を通じて自由満堂にやられたわけなんですね、そうして非常に大事な時期に、大臣も政務次官も局長もおいでにならないということは、今までの科学技術庁側の発言があるだけに、私は黙つて下がるわけにいかないと思ひます。どういふわけで大臣並びに次官、局長、どなたも本委員会の要請に基づいて御出席できないのか、委員長から一つ明確にしておいてもらいたい。

○委員長(平林剛君) 矢嶋委員から御要望のありました池田科学技術庁長官は、健康の都合で自宅に療養しておられる。それから政務次官は現在帰郷中でありまして、本日間に合わなかつた。また、計画局長は目下入院中というやうな事情でありまして、御要望に沿えなかつたやうな事情であります。なお、官房長と計画課長につきましましては、至急出席するより手配中でありまして、いずれ御質問に答えることができるかと存じます。

○矢嶋三義君 大臣は御病氣だということですが、診断書見ないけれども私信用いたします。休会明けで、今どき政務次官が選挙区をうろつてゐることはけしからぬことだと思ひます。それから、担当局長御病氣、やむを得ないで、官房長に所管課長は早急に御出席願つて下さい。最も科学技術庁の攻撃の的になつた小林局長、健康回復しておいでになつてゐますので、事の明白をはつきりきょうはつけたいと思つております。

それから、先般御要望申し上げておきました資料が出ておりますから、これからこの資料に基づいて承つて参りますが、委員部の方に御要望申し上げておきますが、どの省庁から出したのか、何月何日提出したのか、そういう記載のない資料は国会として今後受け付けられないように。必ず、その委員会の要求によつて行政府から出してくる資料を立法院の事務局が受け付ける場合には、何という省庁から出たか、その責任の所在を明確に書くこと、それから何日付の資料かということも必ず記載したものでなければ、今後受け付けないようにしていただきたいと思ひます。でないと、今後われわれにたいしておつて取り扱いに非常に不便でありますので、お願いしておきます。

それから、文部大臣に伺ひますが、先ほどから米田委員からも追及されておりましたが、能率的に伺ひ、お答えいただくために、答弁態度についてぜひとも一つこちらの期待に沿うようにしていただきたいと思ひます。あなたの答弁を承つてみますと、人間宇宙衛星船ウォーストックが飛んだり、それから宇宙ロケット、レッド・ストー

ンが飛ぶという時代に、使命観と、さらにこの前も申し上げましたように、三年だけれども四年にまざるも劣らない教育をするというような、精神論と申しますか、非科学性なお答えが多いような感じがするんですね。そういうお答えを繰り返されますと、おのずと再々質問が繰り返されて時間が延びますので、そういう点、できるだけ御注意してお答えいただきたいと思うのです。

第一問としてお願いしたい点  
は、四月中に理工系大学の入学増員数について結論を出すということでした。どういふ結論が出て、科学技術庁長官にどういふ返答したのか。先般の委員会における審議段階では、池田長官は、予算に影響することなく、約一万人の増員ができる、それに対してあなたの方では、四月中に調査終了の目的で十一大学について調査しつつあるが、入学定員の増員ができるのかでないか、一応調査の対象となるのは約三千人だと、こういうお二方から答弁がなされているわけで、非常に懸隔があったわけですね。しかし、新学期も始まったことだから、四月中に結論を出すということで委員会を一応通ってきているわけなんですが、いかような調査結果が出たか、科学技術庁長官に対してどういふ回答をしたか、お答えいただきたい。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) まだ結論は出ておりません。また、科学技術庁長官には回答を要求されてもおりません意味もございしますが、結論が出ておりませんので、正式に連絡はいたして一応連絡してもらったはずでござい

すが、最終的結論まで到達していないことをお答え申し上げます。なお、今まで一応の十一大学について調査したことは事実でありまして、最終結論ではないにしても、その実情等、要すれば政府委員からお答えさせていただきます。

○矢嶋三義君 結論はいつ出ますか。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) いままでとはつきり申し上げかねる意味がございします。と申しますのは、十一大学はたまたま知り得ました大学についての調査でございまして、その他全国的にすべての私立大学について調査しなかつた、公平な観点から申しますと、なかなか手落ちがあるのではないかと申すわけでありまして、そういう意味ではもっと慎重な調査を必要とするかと思ひます。さらにこの問題は大学設置基準等にも関連をいたして参ります。すいぶん前から年々その基準に従って処理して参っておりまして過去の実績と、今後に向かつての運用の是正をすると思ひます。その相互の関係において、どういふふうな結論を導き出すべきかというところは、なかなか一日、二日では結論が出ない本質を持っております。最終的な結論はその意味において幾らか時間がかろうかと思ひます。何月何日までということには、ちょっと明確には申し上げかねるんじゃないかと、さように考えております。

○矢嶋三義君 内閣を代表して荒木文部大臣はここで、まことに私情ではお気の毒な感じがしますが、立憲府に対して陳謝してもらいたいと思ひます。科学技術庁の官房長お見えになっておりますか。——大臣の発言という

のはその省庁の事務当局も連帯責任を負わなければならぬ。院内において同じ内閣の大臣が非常にかげ離れた放言みたいなことを立法院で言つて、院外においても同じことを発言されて、そしてきよりの段階にまでその結論が出ない。先般、本委員会に対しては池田科学技術庁長官は、自分はそんな微力の者ではない、こういふ言葉を使つておられます。はつきり自分の責任で荒木文部大臣との話し合いで解決すること、社会党心配することなれば、これまで言つてゐる。この法案に關係のあることで、これほどでたためと言つては失礼ですが、でたためなことを、同じ内閣の大臣がまるで放言みたいなことを言つて、そしていまだに内閣としての統一解釈が出ないということ、立法院に対しては行政府は、もう釈明じゃないですよ、陳謝すべきだと思ひます。それでほんとうを言つたならば、池田内閣の総理大臣を呼んで陳謝を求めなければならぬ、私は思ひます。しかし、一応その手続を省いて、あなたも当事者の一人でありまして、科学技術庁長官と荒木文部大臣の両方を兼ねて、立法院をお願がせし、法案審議に支障を来たさせ、いまだに行政府としての結論の出ないことは申しわけない意味の私は陳謝をすべきだと思ひます。科学技術庁の官房長が代表して来るをうですから、この方はこの方で追及して参ります。まず、このことを私は要求いたします。

だ、科学技術庁長官の勧告も委員会等で言明されておりますように、引用された数字等の片々たる事柄よりも科学技術者の人材の養成という、当面、さらに今後に向かつて研究の重大課題であるのに、日本の人材養成計画がなかなかその要請に応じ切れない姿であることを遺憾とする意味において、今後に向かつてしつかり努力しろという激励をしてもらつたのが主眼であるといふのは長官みずからの言明によつても明らかでございまして、その勧告の趣旨は私もよくけんけん服膺してあらゆる努力を傾注したいと存じておる次第でございしますので、おくれましたことにはなほだ恐縮には存じますが、御了承をいただきましたと存じます。

立法院に対立する立場から言ひならば、共同責任者ですよ。政府の施政をただす意味から、科学技術庁長官も本日は出ておいでになられて、結論をわれわれにお答えになるなり、ひれ伏して陳謝すべきですよ。私は国民にかわつて池田内閣を代表しての陳謝を求めたい。これは決して無理なことじゃないですよ。少しほど過ぎますよ。重ねて答弁を求めます。

○矢嶋三義君 大臣、私もばかじゃないんですから、ある程度の能力は持っているんです。あなたが口先でそんなことを言つたつて、立法院に席を持つてゐる野党の一員として私そんなことでごまかせませんよ。不謹慎ですよ。行政府は立法院に責任があります。池田科学技術庁長官は、この五月一日付週刊教育學術新聞に出ておりますが、四月二十四日付で私立大学に協力要請をやつてゐるじゃないですか。自分の勧告の線内で園内荒木文部大臣と対決するが、協力してくれという要請をしてゐるじゃないですか。四段、五段抜きで記事が出てゐる。それに対して私は強力にバック・アップするところの確信をしてゐるのです。そうして速記をつけて、立法院においてどういふ発言をし、あなたお二人はどういふ答弁を私に参つたのですか、振り返つてみてほしい。同じ池田内閣の国務大臣でしょう。お二人は

○国務大臣(荒木萬壽夫君) 一日も早く結論まで到達したいという努力はまじめに積み重ねてきたつもりでございしますが、本日、園に合なかつたことはまことに遺憾に存じております。た

○豊瀬一君 今の矢嶋さんの質問に関連して、大臣に一、二お尋ねしてお

きたいのですが、本委員会では法案の審議に關していろいろ紛糾したことがあるのですが、當時出席した大平官房長官は、理事會の本法案取り扱いの際にも、四月末には荒木君と池田君の話を付けてちゃんと意見の統一をしますと、御協力願いますと、こう言っている。また、あなたの答弁を聞いておいても、何月何日にできるということは申されませんという言ひ方をしておられますけれども、十一大学の意向を察知したのは、おそらくこれは小林大学局長が今日まであなたに臨しておいて伏せておたわけじゃないし、この意向についてはすでになりの日数がたつております。それから、あなたの答弁の中には、それだけを取り扱って不公平だから全国の私立大学の意向も聞かなければならぬ。全国の私立大学の意向も聞かなければならぬというあなたの発想はききよく初めて出たのですか。少なくとも当委員会ではあなたがそういう発想を出したことはない。もしかりにですよ、そういう考え方が大臣としてありでしたら、池田科学技術庁長官の勧告をあなたは好意あるものとしてけんけん服膺してやっておる、こういう意向であれば、この法案を出す時期あるいは審議にかけるしかるべき時期に、全国の私立大学に対して、こういう方針であるがこういう協力ができるかどうかという措置を今日までされたのですか。前回の委員会でも明らかにしたのは、これは綱領次官が答弁し、池田さんは三校しか折衝していないということでしたけれども、たしか五校か六校か答弁があつて学校の名前があげられました。あのときから今日まで何日の日数

がたつております。慎重審議をして、いつあげて下さいという態度でなければ、私はこういうことは言いたくない。しかし、常に理事會ごとと与党側としては、あなた方もその通りだ、四月一日に発足したい、だから早くあげてくれあげてくれと、こういうことだけは強く要請している。しかし、全国の大学に対して意向を聞かなければならぬという措置はいつされましたか、それは。大臣が今ごろになつてそういう答弁をなさるのだらたら、あらためてここで本法案の審議を打ち切りますから、全国の大学に対してその措置をとられて、それから資料を出して審議にかけるべきじゃないですか。あなたの答弁はあまりに無責任ですよ。具体的にあなたに答えていたきたいのは、十一大学に対していつごろから接触を始められ、いつごろ受け入れ態勢ができるかどうかの目安をいつに立てているのか。それから、全国の私立大学に対してそういう措置をしなければならぬということ、私はときたま委員会にある特定の時間欠席したことはございますが、今日まで聞いた記憶はないようにですが、その措置をいつごろから開始されて、全国の私立大学の受け入れ態勢に対してはいつごろ結論を出されるのか。あなたは池田長官の勧告を、三十七年度の予算からだから急がぬでもいいと受け取れるような答弁をなさつた。しかし、私もこの法案を審議するに際しては、単に国立の工業教員養成所だけでなく、私立大学に対してもどういう受け入れ態勢があるかという全般的教員確保の態勢の中から判断したいというのは決して困難なことではないと思ふのです。大臣の

答弁はあまりにこう、その場その場の無責任な答弁が多いような気がするのですが、当面、今の二つに対してはつきり答えて下さい。十一大学に対していつごろその意向を聞き、いつごろから具体的に接触を始めて、前回の綱領次官の答弁以来大体二週間以上経過しておりますが、今日までどうなっているのか。私立大学に対してはどういう目安を立てて、どう計画で協力要請をしようとしておられるのか、御答弁を願います。

○國務大臣(荒木萬壽夫君) その場その場で無責任な御答弁を申し上げていくつもりはむしろございません。元來、国立工業教員養成所の関係の法案を考えましたのは、三十六年度の予算編成と同時にございまして、そして三十六年度学年初頭から私学関係で理工系の学生の養成をされる、その私学方面の考えは、例年予算編成前に、各私立大学の団体が三つあるようでありまして、これらの団体を通じて一応意向を聞いて、そしてその線に沿つて助成ないしは私学振興会に対する政府の出資等の予算措置を講じ、また工業教員養成の関係におきましても、そういう関連においてその資料をもとに案面をするわけでございまして、そういう意味からいたしまして、科学技術庁長官の勧告は、三十六年度予算そのものに關係なくして、事実問題として予算に關係なく三十六年度から私学で増員養成ができるものならば、したらずうだという角度からの御勧告の一部であつたと承知いたします。従いまして、この法案そのものの基礎数字といひましては、今申し上げた、一応、私大の各団体から申し出がありました

そのこと以外には正式に文部省として知り得る資料はないわけでありまして、従つて、計画の基礎資料としてましては、一応十分の検討を加えたつもりで御審議を願つておるわけでありまして、その後、勧告に關連いたしまして、一万人という一応の線も出されたことを私も聞いて知つております。さらに三千人ちよつとの考えが私学側にあるということも承知いたしております。その最後の私学側の三千人ばかりの増員養成計画ありとする情報を得まして、正式にそれを知る必要があるというところで、十一大学に來てもらつて意向を聞き、調査を進めて参つたわけでありまして、その十一大学のことを承知いたしましたのが四月の上旬であつたと記憶いたします。それ以來、四月一ぱいで十一大学の事情聴取を終わり、結論も出したというところで調査を進めて参つたその結論が先刻申し上げたお答えとなつて現われておるわけでございますが、そういうふうでございまして、ことさら調査を遷延しているというわけでもございませぬ、十分誠意を尽くして各大学と接触しつつ結論を出したいという努力をし続けておるような次第でございまして。

○豊瀬一君 第二の質問に対する答弁をして下さい。

○國務大臣(荒木萬壽夫君) 全国の私大云々と申し上げましたことは、三十六年度に追加増募をするということ、またまた知り得た十一大学について調べておるのでありまして、そういう意向が他の私学関係団体に所屬する私立学校にもありやなしやということ、知らねばならぬとすれば、あらためて聞かないとわからない道理でござい

まして、同じように三十六年度からさらに追加増募をするということ結論づける意味において公平さを期するとするならば、そういう意向のありやなしやを聞いた上でないと適切ではあるまいという推測を申し上げたのでありまして、それをやらなければ絶対に十一大学について結論を出すべからずという意味で申し上げたのじゃないかと思ふ。でき得るならばそういう公平な取り扱いをすることが妥当ではなからうかと、一応考えておることを申し上げたにどまるわけでございます。

○豊瀬一君 だんだんと質問しておると言ひたいことが多くなつたので、あとで質問いたしますのでこれで打ち切りたと思ひますが、十一大学に対して四月上旬に意向を把握して後に、本委員会においても池田長官より、また矢嶋委員からたびたび指摘されておるが、今月もまだ前々回の綱領次官の答弁から何らの進捗もしないというの、これは大臣がどんなに慎重審議あるいは誠意をもつてという形容詞を使われようと、本委員会が本案審議に際してどうしても必要な措置であるといひ、また池田長官もそのことを力説し、あなた自身も、そういうことがあるならば十分早く結論を出したいという意向も述べられておる。こういう中で十一大学等の問題が進展していないといふところに、矢嶋委員が先ほど指摘した問題の重点があると思ふ。それから池田長官との關係も、あなたはけんけん服膺して、ありがたやありがたやと言つておると、こゝろおっしゃるけれども、池田長官は、文部官はでたらめですよ、こう言つておるのです。はつきり本委員会

の議事録にもそう残っておりますよ。何も好意ある発言もしてありません。荒木さんは幾らかわかんと思ひけれども、という言い方をしておる。同じ内閣の閣僚が、この委員会の席上でこのように言ひ方をすると、これは、やはり基本的には技術者養成という立場に立つての方針に食い違ひがあるからです。このことについて私はとかく言いませんけれども、少なくとも本委員会の論議は、ただいま申し上げた点についてほとんど今日まで、重点を注いでその見解一致のもとに法案審議しようという態度をとってきたことは、十分御承知の通りであります。それを今日に至るまでお——二十七日にあげてくれというのでしたから、一応理事會では了承して進んでいきましたけれども、まだ政府側の態度がばらばらだったからできない。それから約十日、少なくともきょう法案をあげてくれとおっしゃるならば、池田長官との見解はこういふふうにびたり一致しました。技術者教員養成の問題もこうで、忠実であらうし、法案を通したいという御意向があれば、求めて答えるのでなくして、積極的に答弁されるべきです。今日に至るまでも、科学技術庁長官のあれは来年度の予算でござい、さういふ答弁があつて、食い違ひのままで、今日までの委員会のいきさつからして法案審議ができるとお考えですか。それとも矢嶋委員が指摘したように、委員会は与党が多数だから押し切れるという角度でなめておられるのですか。あまりに、こゝろあなただけの御答弁を聞いておると無責任な気がするのです。しかし、このことは、私自身

身の質問になつた際に再度取り上げて聞きますので、あなたの見解の答弁は求めません。以上だけ一応指摘いたしておきます。

○矢嶋三義君 要するに、大臣、池田内閣の閣務大臣として立法院に臨む態度としてふまじめな点があります。あなたもふまじめと言ひませんか。池田内閣の閣務大臣としてふまじめな面があるというところは、百パーセント私は自信をもつて申し上げます。政治の正姿勢ではございせん、正しい姿勢ではありせん。これは与党の諸君といへども異論のないところだと思ひます。ふまじめさといふものがあり、さういふ点で池田内閣の連帯責任です。だから私は池田内閣を代表して、あなたに深甚なる陳謝の意を表したならば、私は次の質問を続けよう、こゝろいふふうに意思表示をしておる。これは私は百歩譲つた態度なんです。池田さん、きょう病氣だからお見えになれないけれど、これは病氣となればやむを得ないですけれども、しかし、科学技術政務次官も、池田閣務大臣の発言を補佐した局長もお見えになつていない、官房長もさつきまで来ていない、昨日から私は要求しておるわけですよ。これもふまじめですよ。だから本日、科学技術庁関係の政府委員並びに説明員は、この委員会が続く限り最後までつき合つていただきます。しかし、そのために大蔵省側の政府委員と説明員が飛ばつちりを食つては気の毒でありますので、そちらの方に關係あるところから質問をして参りたいと思ひます。さっきの点は一応保留したままで参ります。あらためて陳謝の意を表すお氣持でございますか、いかがですか、荒木文部大臣。

○国務大臣(荒木高橋夫君) 早く結論を出すべきものがおくれしておる意味におきましては申しわけないと思ひます。遺憾の意を申し上げましたが、陳謝する氣持も含めて申し上げておる次第でございます。

ついでながらもう少し申し添えさせていただきます。結局三十六年度に増大するという問題は、池田長官もこの前の当委員会でも申しましたように、現実問題として学生定員設置基準に基づく学生定員というものは、制度上は届け出でございしますが、事実上協議ということにしてはおりますものの、実際は定員以上に現に入学をしておるというところで、大半の勧告の目的は達しておるんだという長官の言明によつて、事實上は一応御了解を得ておろうかと思ひわけでありまして。そこで問題は、よく問題に出ますように、現在の制度上、学科の新設、学生定員の増員というものは届け出になつてゐる。それを實質上、認可したように取り扱うことが、適切じゃないんじゃないかという点において、私学側で多年不満があつたやに推測いたします。そのことが勧告の趣旨にも相当力強く出ておることと推察して今日に参つておりますが、これはいつかもお答え申し上げたやうな記憶がございしますが、学生定員、学科の新設等は、学部の認可に關連して、認可条件として必要と多年慣行として参りましたことであつて、法律的にはむしろ違法でないという見解を私は持ちますが、それはそれとして、設置基準が非常にシビアなものが十年近く慣行されてきたゆゑのもの、は、戦直後新教育制度が発足し、私学も新制度のもとに発足するにあつて、直接法で申し上げればいかがわしい大学もあつた、さういふことで私学全体の信用に關することであつて、私学方面からむしろ自主的に設置基準というものを定めて自衛すべきであるといふことで、数年をいつが実行され、そのことが文部省令に取り入れられて、大学設置基準として採用されて今日までおけるわけでありまして、治革的にはだんだんと私学が健全性を取り戻し、自主的に国民の信頼にこたへる努力が積み重なりました今日において、当初のような嚴肅な意味での、特に形式的にそれを養成するといふ必要性が現実面で薄れてきた。言いかえればさうやかましく言わぬでも、自主的にやつていけるのだという自信が、私学方面に湧いてきたといふこととの矛盾を感じられた結果が、この問題の起こりました一つの端緒になつて、私学に關する増員の問題は、この設置基準の運用を、少なくとも基準そのものをなくすることは、一つのものさしとしてまあなくすることはできないものとはむしろ思ひますが、少なくともその運用面において、現実に即して今後に対処するといふ角度からの再検討が必要である、さういふ感じとていふわけでございまして。さうして、さういふ意味で再検討するにいたしましたのも、文部省当局だけでは適切ではない。多年これを運用してこられた設置審議会の意向も十分聞きながら、運用面の現実的改善を結論づけねばならぬといふ課題に當面するわけでございまして。従つてそれは一日や、二日ではなかなか結論が出にくい本質を持つておりますから、十分に意見も聞いた上できめたいと思ひます。さういふことの性質を持つておりますから、さつき豊瀬さんの御質問に對しましても、日限を切つていつまでに結論を出すといふことが困難だといふふうに申し上げた次第でございまして、問題の今後に残された焦点が、本質的に以上申し上げたような内容を持つてゐるというところを御理解いただいて、御了承賜りたいと思ひ次第でございます。

○矢嶋三義君 あなたの、ただいま数分開非常に謙虚でまじめであつたが、経過の御説明は私は誠意を認め拝聴いたしました。経緯はわかります。しかし、その学生定員が届出制の、承認制の何のかんのといふことは、われわれ立法院としては、内閣に對しては一本です。平たい言葉で言へば、あなたの方の夫婦げんかです。その夫婦げんかで国民の代表であるべき立法院の私に對してくるというところは大きな間違いです。内閣として何らか一本の形でその対処をして参らるべきですよ。憲法六十六條でうたわれてゐるやうに、「内閣は、行政権の行使について、国会に對し連帯して責任を負ふ。」わけですから。私はこの前まではがまんしておつたんですよ。先般あなた方は何でしよ、私学への助成について予算を、われわれの協賛を求めたのです。さうして文部大臣は学生の定員を十分把握できておらぬといふわけでしょう。その仕方がどうだ、こうだといふことは、われわれ立法院として関知しない。しかし、助成金については協賛を求めたのです。それで科学技術庁長官がまだ増員できるとい

うんですよ。あなたの方は検討して見なければならぬ。お二人並んでおつて、そして池田さんは嘲笑的にあなたに対して、もうすでに二倍、三倍入つてゐると、こゝ言つたので

すよ。重大な発言ですよ。ただ立法院は——私はそのときは言ひやうまいとして

かんべんしておつた。それをあなたとは反撃しなかつたのじゃないですか。なぜ反撃しなかつたのですか。内閣の一員としてそういうことで、連帯して、国民を代表をしてゐる私どもに対して、責任を果たしてゐるということになり

ますか。なぜ反撃しないのですか。しかも池田長官はそのとき嘲笑的な態度だつたんですよ。同じ内閣の國務大臣です。ふまじめじゃないですか。立法院に対して。そしてしかも社会党心配する中で、それほどわれわれは微力でない。総理のこれに対する配慮を

わすらわすすまでもなく、みずから手で、荒木國務大臣と二人の手で解決するから心配するなかれ、その期限は四月中である、こゝ言つたでしよう。

無責任もはなはだしいですよ。そしてその言動の中には、ふまじめさがあつたんですよ。私はひやかし半分でこれを聞いてゐるのじゃないですよ。重要な問題として聞いているわけですよ。そしてきよりの段階になつて、関係者どなたも御出席にならないで、それじゃ問題が解決したのかと思つて、念のため

に何つてみると、解決してない。そういうことで、一体、行政府は立法院に

対して、すなわち国民に対して責任を果たしたと言ふのですかね。だから、私は私情を越えて追及してゐるわけですよ。陳謝を要求したわけですよ。し

かし、これは保留して、さつき申し上げましたように、別の角度から大蔵省関係の質疑をしていきます。

大蔵関係の質疑をし、答弁を求める前に、文部大臣に伺ひますが、きょうも午前中の参考人の公述の場合に、進藤それから勝田参考人等から、工業教員が確保できないのは、結局は給与の問題である。初任給を中心としての給与改善をやる必要がある、といふ公述がなされました。先般の委員会、私からもこの給与の問題をお尋ねしたわけですよ。それからまた非常に複雑な今の教員の諸手当を含む給与体系、これらを改善しなければ、教職員の教育効果も、能率も上がらない、確保もできない、といふことをお尋ねしました。あなたの方から、矢嶋の意見も

もつともだ、そこで人事院と相呼応して、文部省から積極的に働きかけて、そしてこの解決に努力いたしたい、といふことを答弁されたのが、参議院の文教委員会の速記録の二十二号にとどまつておられます。その後どういふふうなされ方をされたか、部下に対してどういふ指示をされたか、あなたに對して下からどういふ意見具申がなされたか、それを承ります。それからまだそれがなされていなかったならば、いつまで具体的にいかうにの答弁を實行されるおつもりか、お答えいただけますか。

○國務大臣(荒木萬壽夫君) まだ具体的に指示をいたしておりません。従つて報告も受けておりません。しかし、誠意をもつて、一般に給与改善のために、この前、御答弁しましたような趣旨で努力いたします。

○矢嶋三義君 人事院は四月初旬のデータで、今盛んに作業をしてゐるわけですよ。そして五月の中頃までには一応のデータがそろつてしまひます。一番大事なときですよ。あなたがたの方からこうすると言つておつたのです。が、即刻やらなければ間に合ひはしません。これは猶予を許さないですから。人事院に行つてごらん下さいませ。給与局を中心に、盛んに今作業をしております。だから、早急に処置していただかなければならぬです。ただ、御答弁いただくだけではわれわれも満足できませんので、質疑応答の結果というものが、何らか行政に影響を及ぼす、といふことが、早急にこれをやつていただくことを強く要請をしておきます。

それから大蔵省に伺ひますが、この点についての基本方針としては大蔵省としては御異議ございませんか。○政府委員(田中渡穂君) 先ほど来文部大臣が給与改善の問題についてお答えされておられますので、いづれ人事院等とも御相談になり、その結果が出た場合におきましては大蔵省の方に当然御相談にならうかと思ひますが、そのおりにあらためて大蔵省にいたしましては検討をいたしたいと考えています。

○矢嶋三義君 大学局長に伺ひますが、今の大学の先生方、特に本議案に関連を持たせるために理工科にしろはますが、こゝういふ方々の給与の実質は戦前の約六割程度である。それから教官研究費、さらに工業高等学校等について言うならば、その実質費等は、その実質において戦前の六割から六割三分程度しか現在予算が確保されてゐない。この私が持つてゐる数字につい

てあなたは格別違つた意見がありますかどうか伺つておきます。

○政府委員(小林行雄君) 大学教官の待遇改善につきましては、文部省といひましたも従来からできるだけの努力をしてゐるつもりでございます。もちろん思うように待遇改善の実績を所期のようには上げてはおりませんけれども、しかし年々何らかの形で改善の実績は上がつておるわけでございます。ことに本年度におきましては、御承知のように人事院の待遇改善の勧告がございまして、その線に沿つて行なわれたいわけでございます。ただ従来の実績を見ますと、現在におきましては、ただいまお尋ねのございましたように、大学の教官につきましては戦前比、給与について大体六〇〇程度、それから教官の研究費でございますが、講座研究費については大体七割程度の実績と

いふふうに記憶いたしております。

○矢嶋三義君 重ねて関連事項として大学局長に伺つておきますが、大学の教官は現在七割程度の方が内職をされてゐるとあなたは判断されておられますか。

○政府委員(小林行雄君) お尋ねの点につきましては、現在の確な数字を記憶いたしてはおりません。内職と一がいにおつたやうな数字が、いろいろ、たとへば兼任——国立大学の先生が兼職をするような場合には文部省の方に同意を得てやつてもらふといふやうにいたしております。その数字が何割程度と

いうことについては、先ほど申しましたやうにはつきりと把握はいたしておりません。

○矢嶋三義君 私から参考に、百パーセント正確とは私は申しませんが、お

おまかな数字を大臣とあなたに披露しておきます。大体教育と研究に専念すべき大学の教官はその生活をささぐために六割から六割七分程度の方が教育、研究に専念することなく何らかの副職、副業をやられておられます。こゝういふ資料が出てゐるんです。憂うべき現象だと思ふのです。大蔵政務次官、いかがですか。この問題にいたしましても、さっきの実質給与といふ面からいきましたも、あるいは教官研究といふ意味からいきましたも憂うべきことだと思ふんですね。これは政治家の責任ですよ。そこでこの前私が伺つたこの資料が出て参りましたから申し上げて伺ひますが、日本がこの科学技術振興の時代に技術導入によるロイアルティとして海外へ支払われた外貨を調べて資料として出してほしい、その出していただいたところがここに出てゐます。逐次ぐつと上がつて参つて、十四年に二百億、三十五年に二百八十八億、これだけのロイアルティとして外貨を支払つて、六年間に驚くなかれ九百四十億圓という外貨を支払つておられます。こゝういふことを無視して対策を講ぜずに、ただ工業高等学校増設、工業教員を三年間に養成するといふことに没頭しておつて、一体、国の政治という立場からいひのかどうかです。先ほど教官研究費なり、給与なり、あるいは内職の点を申しましたが、もし大学の教授がその教育と研究に没頭して、研究費があつて、そして日本で発明、発見といふやうなものが、新しい科学の分野の開拓ができたら、

こういう外貨というものは払うよりは入ってくる可能性が強いわけだね、これは。日本人というのは勤勉でもあるし、民族として決して脳細胞の悪い方ではないのですから。そういう点は政治家の果たすべき義務だと思つたわけですが、こういう点については、予算の査定権を持ち、内閣の予算編成作業の中軸として働かれる大蔵省の政務次官並びに主計官佐々木説明員はどういうお考えをお持ちになれるのか。出してもらったこの資料の数字が雄弁に日本の政治の貧困さというものを物語っていますね。いかがでしょう。

○政府委員(田中茂穂君) 御指摘になつておられます大学教授が七割近くも何らかの形で内職をしておられるというところは、きわめて望ましいことではないと思つております。なお、大学教官の給与改訂につきましては、昨三十五年の十月一日、人事院勧告を尊重してその通りにいたしております。なお、ただいまあとで御指摘になりました新技術の開発についての外貨が、六年間で約九百億近く出ていると思つておりますが、わが国におきまして昭和三十三年から理化学研究所において開発に関する仕事をしていただいておったわけでございます。三十六年度からこれを独立いたしました新技術開発機関、仮称でございますけれども、そういう機関を設けて、独立した立場で新しい技術の研究をしていただくということにいたしました。昨年度一億三千万の予算でございまして、新年度はそれに一億七千万ふやまして三億の予算にいたしましたわけでございます。これも必ずしも将来の日

本の立場を考へて十分な満足な額とは申し上げることはできないと思つたが、逐次そういった技術開発につきましては、大蔵省といたしましては文部省等の、あるいは科学技術庁等の御要請によりまして十分対処いたしたいと、かように考へております。

○矢嶋三義君 佐々木説明員。

○説明員(佐々木達夫君) ただいま政務次官が答弁されましたこと、全く同感でございます。矢嶋委員のおっしゃったように、ロイアルティの支払い、外貨の支払いが二百億をこえ、逆に輸出と申しますか、技術の輸出がその百分の一程度というものは、まことに嘆かわしい状況だと思つております。先般も大蔵大臣から答弁されたところと存じますけれども、従来、比較的科学的技術の振興というのに対して財政措置その他がとられておりませんでした。三十一年度、科学技術庁が設置されて以来、逐次、科学技術振興費が増額されております。これは従来の予算その他を御検討下されば明瞭になると思つておりますが、財政当局といたしまして、できる限りこういう面につきまして努力を払い、それから先ほど政務次官から御説明がありましたように、従来、技術開発という面につきましてとくなくおさりの点がございましたので、今回、三十六年度からこういうものを独立の機関といたしまして、従来各国でやっている事例、特にイギリスの例にならしまして、その予算テンポというものを若干、イギリスよりも二〇%速めるといふことにして、早急に諸外国に追いつかなければならないというふうに考へております。しかしながら、なかなか一挙にいきませんので、徐々

にテンポを上げて、技術開発の面においても諸外国におくれをとらないように努力いたしたいというふうに私も考へております。

○矢嶋三義君 なぜ私が大学教授のことを言うかと申しますと、科学教員が必要だが、養成しようといつてもいい大学教授が確保できない、教員養成をしようとしても適格教授が不足しているというのがいつも大きな理由になっているのです。確保できないことはいないわけですよ。今私が申し上げましたような欠陥が政策にあるから確保できないわけですよ。要は政策の問題ですよ。政務次官、先ほどのあなたの答弁も、私の大部分は了承しますけれども、私その大部分は了承しますけれども、しかし、それならば、今ウオストークが飛んだのですが、ウオストークが飛んだというのは、平和利用は別として、軍事的に考えた場合、どういう意味があるかというのを考へてもらいたいと思つております。そういうときに、日本の科学技術関係をこのままにしておいて、何であんな、自衛官は約二万三百人も欠員があるのに、陸上自衛官を中心の一萬三千五百三十四人も増員をやるのですか。安保条約が何のかのといつたって、こういうのは理解できないですよ。陸上自衛官を中心に二万人も欠員があるのに一萬三千五百人も増員をする。大へんな予算ですよ。これを論じていくと、あまり横に広がっていくと、時間がかかって気の毒だから、これ以上広げませんけれども、先ほどから出た、教授が確保できない。だから技術者の教員養成もなかなかできぬのだ。ところが、この教授はどういうように位置づけられ、どういう状況にあるか。その教育研究環境

というのはどうかとすると、さつきから申し上げた通り、大学局長が答へになつた通りなんです。技術導入について幾らの貴重な外貨を払っているのか。さつき申し上げた数字の通りです。そうして世界の情勢は、さつき申し上げた通りなんです。ウオストークが飛んでいる。レッドストーンが飛んでいる。平和利用は別として、これを軍事的に見た場合、どういう意味を持つていられるかというところは、しろうとでも考へられることです。そういうときにオイチニの自衛隊を一萬三千五百人を、二万人も欠員があるのに、なぜふやさなければならぬのか、ということとは、小学校の生徒に説明しても、さうださうだということだろうと思つて、内閣の閣僚の一人として、荒木文部大臣どういふ御見解なんでしょう。私は承つておきたいと思つております。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) 教員の給与改善については、再三申し上げました通り、むろん大蔵省からも話がありました通り一挙動ではいきにくいと思つておりますが、極力、少なくとも戦前水準、さらにその上を摩する努力をせねばならぬと思つております。

○矢嶋三義君 次に、非常に答弁としては私不満ですが、それも押し問答しては時間がかかりますから、一応先に進んで参ります。法案の第八条のところ、授業料その他の費用の免除及び猶予のところに関連して大蔵省に承りたいのですが、今学生で勉強している人で、国費で貸費給与が行なわれている学校はどういうものがござい

か。

○政府委員(田中茂穂君) 貸費給与という御質問でございますが、これは育

英会の制度によってその対象になつておるものと、それから自衛隊あるいは保健所の医師、自衛隊の技術者、そういったのが貸費給与の対象と申していいのじゃないかと思つております。

○矢嶋三義君 典型的なものとして

は、防衛庁関係、それから厚生省関係がありますね。今度の工業教員養成所の貸費制度について、どういふわけで大蔵省は文部省の要求をカットしたのですか。私は納得できないのですが、今度の教員養成所と、戦前にあつた臨時教員養成所はかなり条件が違ひますね。昭和四、五年ごろ、あの時代に月二十五円の給費があつたわけですね。高等師範でも、全員までいかなかったのですけれども、約二割か三割の学生に月二十五円の貸費があつた。その当時、大体下宿料といふものは十五円程度であつたわけですね。だから、失礼だけれども、比較的学費に恵まれない子弟は、二十五円というものは、月謝が十五円だから魅力がありますよ。相当に優秀な学生が、あるいは高等師範に、そういう養成所関係に修学したものですね。それをまあ見習つたわけでもあるまいが、この法案を立案するにあつて、文部当局としては七千五百円程度の貸費、工業大学の学長の指針では八千円程度貸与することによつて素質の優秀な学生を吸収し、素質のいい学生が集まるということとは一番大事だと思つて、特に人の師となるものだからね。で、厚生省関係、あるいは防衛庁関係の貸費とあわせ考へるときに、これこそまさることも劣らない一つの池田内閣の大きな政策だと思つたのですが、所得倍増、技術者養成といふのは、どういふわけ

カットしたのか、その点御所見承りたいと思います。

○政府委員(田中茂穂君) この養成所は、工業教員の資格を付与するということとをたゞ唯一の最終的な目的とする機関であるわけでございまして、で、なお例をとって申されましたが、御承知のように、国立大学の教養学部、これにはたゞいま貸費制度と申しますか、そういうたゞまの全面的に全部貸費の制度をとってございせん。でありますから、やはり教養学部との均衡上この措置を取らないことにはいたしたのでございます。しかしながら、授業料におきましては御指摘にあったかと思ひますが、三分の一徴収することにしたとして、この養成所を出られて、そして目的である高等学校の工業教員に一定の間勤められた場合には免除する措置を考へておりますし、なおまた、例の育英会の貸費制度もこの対象になるように考へております。なおまた、他の一般の大学で特に優秀な学生であるとか、特別な理由でどうしても授業料が納められないという者に対しましては、特に免除することができるとにいたしてございまして、以上のような内容で考へておるわけでございまして、どうして全部ただにしないかというお尋ねに對しましては、同じような目的を持つて教養学部との均衡上さうにいたしたということでございます。この点御了承賜わりたいと思ひます。

○矢嶋三義君 教養学部との均衡上なかでは説明できないでしょうね。普通なら了承したいところだが、了承できないですね、そんな説明では。文部大臣了承できますか、いかがですか。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) 私どもの考へは、できるならば七千五百円見当を支給したいという考へでありました。努力が足りませんでしたために撃退されたわけでありまして、この希望は今後とも実現をはかりたいと思つております。一般教養学部とはいささか趣旨を異にすると思ひいたします。今後の努力に待ちたいと思つております。

○政府委員(田中茂穂君) 先ほど国立大学の教養学部と申しましたのは教員養成学部ですから訂正いたします。

○矢嶋三義君 それでもこれを削除したということは私は承できません。大臣と政務次官にお答へ願ひます。日本憲法上から、違憲行政であると言ふことは断言すると思ひます。それを説明いたしますが、防衛大学校は学校教育法に基づかない学校です。この養成所もかりです。学校教育法に基づく学校でない。そういう立場においては特殊な教育機関としては位置づけは同じです。ところが防衛大学の学生は四千五百円いたして、食へさせてくれ、衣服も支給していただいて、入学したときから年金がつくのです。同じ制度の学生が日本の経済力の増強、産業の進展のために、そういう人材養成のために教師になる人の確保ができないから、特別なこういふ、先ほどから批判があるような立法までしてやるというときに、授業料も全免しない、貸費もしない、もちろん食へさせてくれはしないです。衣服等の支給もない。こういうことは今の日本国の憲法上、同じ日本の青年を相手にそういう政策行政というものは許されておるのかどうか。私が青年学生であつたならば、これは違憲行政であるといつて政府に反抗いたします。しかも防衛大学校の学生には学校教育法に基づかない特殊機関であるにかかわらず、大学院の大学資格まで付与している。これは青年の立場から見れば、明らかに憲法を無視した、輕視した行政です。従つて、かりに政府はこの法案を認めるといふ場合においても授業料は全免してしかるべきだ、それから月に何がしかの貸費、これは七千五百円とか八千円というものは、今の物価からいってやや低きに失すると思ひますが、わが日本社会党は一万円程度が適當だとそのばんをはじいておられますが、そういう貸費をしてしかるべきだ、こういう見解を持てているわけですが、この第八條は何ですか、表現はこういう表現であります。全員に授業料の免除が考へてある、かように了承して文部大臣よろしくございませう。

○政府委員(小林行雄君) 授業料につきましては、入つております学生が卒業後、その八條にございまして、卒業後六カ月以内に工業教員になる、そして三年間、政令で定める期間というものは三年ぐらゐにしたいと思ひますが、工業教員として在職するといふ場合には猶予されたものが免除になるといふこととございまして。

○矢嶋三義君 全部猶予するわけなの。

○政府委員(小林行雄君) そうでございまして。

○矢嶋三義君 それでは、はっきり確認しておきますが、あなたの方の腹案としては、この養成所の学生は卒業して六カ月以内に工業教員となり、三年間

ば、これは違憲行政であるといつて政府に反抗いたします。しかも防衛大学校の学生には学校教育法に基づかない特殊機関であるにかかわらず、大学院の大学資格まで付与している。これは青年の立場から見れば、明らかに憲法を無視した、輕視した行政です。従つて、かりに政府はこの法案を認めるといふ場合においても授業料は全免してしかるべきだ、それから月に何がしかの貸費、これは七千五百円とか八千円というものは、今の物価からいってやや低きに失すると思ひますが、わが日本社会党は一万円程度が適當だとそのばんをはじいておられますが、そういう貸費をしてしかるべきだ、こういう見解を持てているわけですが、この第八條は何ですか、表現はこういう表現であります。全員に授業料の免除が考へてある、かように了承して文部大臣よろしくございませう。

○政府委員(小林行雄君) 授業料につきましては、入つております学生が卒業後、その八條にございまして、卒業後六カ月以内に工業教員になる、そして三年間、政令で定める期間というものは三年ぐらゐにしたいと思ひますが、工業教員として在職するといふ場合には猶予されたものが免除になるといふこととございまして。

○矢嶋三義君 全部猶予するわけなの。

○政府委員(小林行雄君) そうでございまして。

○矢嶋三義君 それでは、はっきり確認しておきますが、あなたの方の腹案としては、この養成所の学生は卒業して六カ月以内に工業教員となり、三年間

以上工業教員として勤めれば三年間養成所において勉學した期間の授業料は要らないんだと、かように了承していいわけですね。

○政府委員(小林行雄君) この八條で規定してあります通り、大体この工業教員養成所の授業料は年間七千二百円ということにいたしてございまして、そのうちの三分の一、すなわち二千四百円程度はこれを徴収する、残りの四千八百円程度について、これは年間の四千八百円程度について徴収猶予をするという行き方でございます。

○岩間正男君 関連して。矢嶋委員から自衛隊の学校の問題が出たのです。五月八日の東京新聞によると、こういうことが発表されております。防衛庁は、自衛隊の補給など後方支援体制強化のため、中学卒業生から技術生徒を採用して、技術研究本部と三自衛隊補給所の技術を養成する制度を設ける方針である。この技術者養成制度は、理数科の才能にひいてながら家庭の事情で工業高校に進学できない中学生を全国から選抜して、工業高校から工業短大程度の教育を授け、技研及び補給所の技術に養成しようとするもので、生徒の教材費、生活費その他全部は国庫から負担するほか、月一人三千円の手当が支給されることになってい

る、こういうんですが、これは荒木文部大臣先刻すでに御承知の問題だと思ひます。軍優先かもしらぬけれども、あなたは池田内閣の閣僚として、池田内閣の基本政策は所得倍増だ、所得倍増に見合うために四十四万の技術者を養成しなければならぬといふので、御承知のように、現在このような法案を、まことにこれは問題にならぬと思

うのでありますが、このような法案を出してきています。そういうときに今の矢嶋委員の質問とも関連しまして、全然あなたの方の要求した七千円さへ切つてしまった、ひもがない、そうして先ほどの、どのようにして、逃げ出すこの卒業生を保有するかという米田委員の質問に對しまして、まことに妙妙無類な、まるで戦争前の閣僚が詰すような答弁をしたはずで、先々週ね。その問題と関連して、私は文部大臣にお聞きしたいのです。自衛隊が現にこのような技術者の養成をやるために、全額無料で、そして三千円のしかも生活費をくれておる。そういうときに、わざわざあなたたちの要求の七千円さへ切られておる。実にこれは先に行つたたよりなことです。そうして、十一カ年計画といふものは、根本的にこれはくずれぬかもしれない。こういうような形にこれは追い込まれてい

るのです。この間の調整を一体どう考へるのですか。所得倍増は重大だなどと言つても、これは全然問題にならぬ。この点について文部大臣の所見をただし、同時に、大蔵次官が見えておるようであります。大蔵次官として、一体こういうような調整の矛盾をどう考へるのか、技術優先などといふのは、全くこれはかけ声にすぎないのじゃないか、何も実体が無いのじゃないか、これが現在技術者養成に對する政府の態度じゃないか、全くこのことを物語っていると思ひるのであります。両者の意見をお聞きしたい。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) 防衛関係は、それ自体別個の目的のもとに、御指摘のようなことが考へられているかと想像いたします。この養成所の関係

うのでありますが、このような法案を出してきています。そういうときに今の矢嶋委員の質問とも関連しまして、全然あなたの方の要求した七千円さへ切つてしまった、ひもがない、そうして先ほどの、どのようにして、逃げ出すこの卒業生を保有するかという米田委員の質問に對しまして、まことに妙妙無類な、まるで戦争前の閣僚が詰すような答弁をしたはずで、先々週ね。その問題と関連して、私は文部大臣にお聞きしたいのです。自衛隊が現にこのような技術者の養成をやるために、全額無料で、そして三千円のしかも生活費をくれておる。そういうときに、わざわざあなたたちの要求の七千円さへ切られておる。実にこれは先に行つたたよりなことです。そうして、十一カ年計画といふものは、根本的にこれはくずれぬかもしれない。こういうような形にこれは追い込まれてい

において、先ほども申し上げました通り、まだ努力が足りないことを率直に認めます。今後の努力に待ちます。

○政府委員(田中茂穂君) 岩間委員のお尋ねの前に、先ほど矢嶋委員から、防衛大学の学生は、これはむしろ月給をもらっておるじゃないかというようなお話がありました。防衛大学の学生は職員でございまして、公務員になっております。そういう関係で、防衛大学はそういうことになっておりますので、それとは私はちよつと趣旨が違ふのじゃないかと思ひます。なお、今の岩間委員の、自衛隊の場合には授業料は全部なくて、むしろ金を支給しているじゃないかというようなお話でございまして、これは今の文部大臣のお答えのように、自衛隊としての技術者を確保するための一つの措置を講じておるわけであらうと、今日御審議になつておる工業教員養成所の学生につきましては、先ほど来申し上げておりますように、国立大学の教員養成学部でございまして、いわゆる義務教育の教員になるということとを唯一の目標にいたしておるという趣意を養成学部との均衡上、こういう措置を講じたわけであらうと、この育英会制度の中の特別奨学貸与制度と申しますか、そういう面ではさういふ特典を一つ考へてみたい、こういうわけであらうと申します。

○岩間正男君 今の答弁は珍無類な答弁ではないですか。ああいうような答弁でわれわれをこまかそうとして、少なくとも、われわれはこまかされても、国民はこまかせないと思ふ。苦しい答弁だ。大学の教員養成学部と

の均衡上これを切つたと、私はそんなことを聞いてゐるのではない。自衛隊の技術者養成は全額国庫負担、さらにそれでも足りないからというので三千円をつけてゐる。あなたはさつきは自衛隊の職員は職員だ云々というのを言つたけれども、これは職員じゃないと思ふ。そうすると、あなたの言葉に従うといふと、自衛隊の技術者を養成するためにこれは国家が相当な支出をしてもよろしい、しかし、所得倍増には一文もこれは見なくてよろしい、こういうことになるのでしようね。

これはここに池田総理が来ていないからだけれども、池田総理は常々口ぐせのように、所得倍増の計画は本命でしよう。もつともどんどんくずれつつある、大へんだこれは。国際収支の面から言へばこれは大へんだ。こういう計画は、だから私は砂上の楼閣だといふことを、これはあとで質問しようと思つてゐるのですけれども、それにしてはどうです。あなたたちは国策だといふので、大蔵省は一枚看板で掲げておるでしよう。さうして経済に最も詳しい池田内閣の表看板じゃないか。その実態はこういう格好ですよ。これはこういうことじゃないですか。全くさういふことをうたつておるながら、しかも独占資本の要求によつて、さうして低廉でほんとうに飼ひならしたところの技術者を安上がりに仕入れる、便宜的にそれを作る、こういうことになつてゐるのじゃないですか。さう言われても仕方ないと思ふのです。しかし、自衛隊の方はこれは違ふ、これは国防上必要なんだから、こういうことでは

きりこを分けてゐる。この考え方というものは、これは国民が納得すると思ひますか。池田内閣の統一した政策というものはこれは考えられませんか。自衛隊は別な目的があるのじゃないですか。どうしてさうなつてくれば、これはアメリカとの関係を言わざるを得なくなつてくる。安保条約との関係を言わざるを得なくなつてくる。特殊なものですよ。ここに一体、文部大臣は、あなたが今度の予算をきめるときに、この問題であなた切り込んでゐる。この問題について一体どういふ発言をされたか。今後努力するなどということでは、全然これは問題にならないですよ。これは米田委員のさっきの質問に対して絶対答へたことにならぬ。はつきり養成したところの教員を、——これは八千何百人ですか、八千七百何人です。これを十一年間ではつきり養成して、それを確保するといふそれだけの物的財的措置をしなければならぬ。待遇改善の問題ですよ。これはそれを明確にすれば、あなたたちの政策としてつじつまは一応合ふのです。ところが全然この保証がないから、どんでんこれは産業に吸収される。もう教員なんてばからしくてやつておれぬといふような、何のためにこういう法案をこんな夜おそくまでかかつて、もつとかかるんでしようが、さういふ審議を、ばかげたことをやらなければならぬのか。文部大臣、実際どうなんですか、これは。さういふ点で全く統一されてゐないと思ふ。政策として統一されてゐないと思ふ。さういふ点について、今後努力をしますなどということは何べんも聞きあきていますから、もつとこれは明確に、さういふ工合に

閣内で統一するの。これは西村防衛庁長官とけんかしても始まらないだろう。そしてまた今後変なトラブルを起こしても首相に対して、これは今後どういふふうなこの法案を通すに当たつて決意を、さらにこれを確約するの、か、これを聞いておきたい。大蔵省もさっきの答弁はまずいからもう一ぺんやり直して下さい。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) 防衛関係の問題は、さつきも申し上げましたように、それ自身別個のことであつて、同じやり方でなければならぬとは思ひません。給与の改善については、先刻来再三お答え申し上げた通りの努力をしたいと思ひます。

○政府委員(田中茂穂君) 先ほどお答えいたしました通りでございまして、工業教員の養成所に入る学生に対しては、工業は、他の国立大学の教員養成学部との均衡上かようにいたしておるわけであらうと、さういふ御議論もございまして、さういふことできめたわけであらうと申します。

○矢嶋三義君 あのね、文部大臣、やっぱり憲法上問題があるのですよ。あなたが防衛大学校は、さらに自衛隊は別個なものだといふのですけれども、ね。もしさうだとすれば、警察大学校を同じ扱い方をしなければならぬ。警察大学校をね。憲法の解釈を誤つた行政が行なわれておるわけだね。これは青年層にとつて考へれば、これはよく理解しないと思ふのですよ。大蔵政務次官は防大生は職員だから違ふと申されますが、自衛隊は学校教育法による教育を受けてゐないのです。なぜ大学院への入学資格なんかを付与するの

ですか。さういふ点に矛盾がある。同じ技術を要するの、一方には非常にめんどろを見て、そして一方には、ささやかな概算要求も受け入れられないうで、大蔵省は撃退したと云うが、荒木文部大臣は撃退したと云うのだ。あなたがむしろ自衛隊のそちらの方を撃退しなければならぬのに、方向を間違つて日教組の方ばかり撃退してゐるので、方向が違つてゐると思ふのです。冗談じゃない、ほんとうに今の現状からいへば、防衛大学の学生も警察大学の学生も同じ扱いをしなければならぬ。むしろ、常時治安と国民の生命、財産を守るという、緊張してゐるという面では警察官の方が上だと思ふ。だから、私は給与の面では警察官の方が自衛官よりもよい待遇をしなければならぬという持論なんです。自衛官は何かあつたときに、そのときに特別手当を出せばいい。平素においては警察官はしつちゅう警察手帳を持つておつて、いつ、どこで、さういふ目にあらうかわからないわけですよ。ときには勤労者を弾圧して悪いこともするけれども、しかし、常時自分の職務に心身が拘束されてゐるという点については、むしろ自衛官あたりよりも待遇はよくなければならぬわけですよ。いずれも学校教育法に基づかないものだから、同じような扱いがなされなければならぬわけですよ。ところが格段の差があるわけですね。さういふ点は若い十代の青年層から見たら、確かに違憲行政だ、憲法違反だ、かような気持になりますよ。だから、この法案はいろいろな問題があるが、もし何とされるとするならば、提案される内閣としては、三分の一納めて

もらうとか、ずいぶんこまかいことをやつたものだが、これは佐々木さんがやつたのかもしれないが、授業料は全免、そして若干の貸与金を出す、そういうでも、こうやらねばならぬのだとすれば、法案が悪いなら悪いなりに一応の筋は通るわけだ。しかし、そういう点が落ちていく点、文部大臣は撃退されたので、撃退された方が悪い。撃退した大蔵省にも私は納得できないものがある。この法案は成立するかどうかはわからないが、もし成立したような場合、今後これは検討するべき問題だと思ふのですが、将来に向かつて、この大蔵政務次官の御見解を承つておきたい。

○政府委員(田中茂穂君) 将来検討すべき必要があるのではないかとこのところでございますが、一応この法律が通りまして、発足いたしました。既にいろいろ御相談がありました。御相談がございましたら、十分御相談する用意を持っております。

○矢嶋三義君 大蔵省関係のお顔を前に、また文部大臣に伺いますが、先ほど北海道の大学の学長さんが、大学設置基準にのっとって専任教員を半数以上確保する明い見通しがあるという公述がなされました。私はすごい胸を打つておられるなと感心し、またその点では喜んだものなんです。確かに専任教員でなければだめです。三分の一から四分の一くらいは専任教員で、あとはみなあちこちからかき集めてきた臨時講師なんているよりな形では、それはあなた方がよくいわれる技術の切り売りです。教育は人であるというが、人の教師を養うような教育

というのを行なわれつこないです。ところが北海道大学の学長は、どういう計算をしたのか。半数は専任教員でやれると、こういふのですが、教官の配置定員は二・二・二でやられていて、低三・三・三でやられてはいいと文部省に意思表示されたというのですが、私はずいぶん工業大学の学長さんも百歩も譲つた提案をされたものだと思つてゐるのですが、ところが、それすらあなた方は組み入れられなかった、そして二・二・二になった。ところが初年度は一・一・一でしよう。一体何ですか、教官過半数を専任教員で確保できませんか。技術面から、局長に伺うとともに、この点は、もしこの法律案が通過して養成所が設けられた場合には教官はたつぷり確保すべきだと思ふ。私はある、充足できます。それはきょうも参考人が言っていました。大学には、大学を卒業して助手の経験年数を相当経て下積みになっていく優秀な、学位も持った助手も相当いるわけですよ。だからそういう人を専任教員として供する方法があると思ふ。で、その助手の新鋭をもつて充足していく、もちろん待遇をよくしなければいけないのですが、そういう形で充足しようと思ふは、専任教員を充足する人材に私は不足しないと思ふ。だから大学設置基準にありますが、専任教員は半数以上確保される。そうして付置される大学の教育と研究態勢に御迷惑をかけないようにする、これは最低限のことだと思ふのです。きょうも進藤参考人が工業大学の場合を話されていましたが、大学は教育と研究をやるべきところであり、そういう義

務があるのだ、職務があるのだ、それに支障を来たすおそれがあるという重要な口述をされています。だから、そういうことがないようにするために、専任教員はぜひとも確保するように、今の予算で足らなかつたら、より多く支出してやるべきだと思ふ、こういう法案を出してある以上、だから、こういう点についての文部大臣と大蔵政務次官の答弁、それから大学学術局長に對しては、この養成所は大学でないから大学設置基準は適用されないけれども、実質的にはそれを適用する方針でやつていこうというの、この前の委員会で大蔵答弁されている基本方針なんです。従つて、専任教員を半数以上にすると、親大学に御迷惑かけないようにするという点の見通しと、あなたの御見解を承つておきたい。

○政府委員(小林行雄君) この工業教員養成所に対する教職員の配置の問題でございますが、これにつきましては、従来の短期大学の設置等に比べて、比較的教师の定数については上回つた定数が配置されることになっております。個々の大学によりましては、これは置かれる学科の数によつて生徒数が違ひ、また、従つて教授、助教授、助手の数が違つて参りますが、たとへば三学科の工業教員養成所におきましては、初年度に三・三・二というように、数が置かれる予定でございますし、二学科の工業教員養成所におきましては二・二・二の数が置かれる予定でございます。なお、ただいまお尋ねにもございまして、これが充足いたしまして、実際これではしつかりした教育がどうしてもできないというふうな実情でありますれば、その際にさらに

定数の増加ということについて文部省として努力をいたしたいと思つております。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) 今、政府委員からお答えしたことに尽きると思ふますが、教員定数はむろん今予算でお認め願つたことで十分だと思つておりません。一生懸命努力したいと思ふいます。

○政府委員(田中茂穂君) 文部省の方からそういう御相談がまたあらためてございましてならば、十分に検討したいと思ふいます。

○矢嶋三義君 なぜ局長は御相談できないか。あんなに謙虚に、文部省から御相談があつたらと言つておる。あなたが御相談しないからいけないのだ。もう速記にはつきり残つてゐるのだから、さつきから、御相談があつたら、あつたらとおっしゃつてゐる。もう少し熱心に相談なさいよ、文部省。それはあなた、さつきから、四年制にもまさるとも劣らない教育をやりたい、できると思ふ、こう言われてゐますが、そのためには、施設、設備をよくすると、教官をよりよく充足するとか、そういう条件がそろわないと私はそれに近づくことができないと思ふのです。期間があなた四年が三年になつてゐるわけですから、ところが、予算の配分から、この職員構成等を見ますと、講座制の大学より下回つてゐます。そして科目制の大学に準じてやつてゐるんですよ。それでは三年という厳たる年数があれば四年にまさるとも劣らぬということはある得ないと思ふのです。そういうことはどうですか、この点、局長、専門科として、三年に、国家の要請で短くしなければ

ならぬ、それで最大限の能率をあげようとなれば、施設とか、設備とか、教官の面で、科目制の大学を上回り、講座制を上回ればなかつたら、講座制、設備から教官定員等確保しなければ、四年を三年に縮めたその欠点を少しでもカバーすることはできないのじゃないか。私はそういう手はずを整えてあれば、文部大臣の精神論の一部は私は認めますけれども、そういう予算的、人的裏づけを何にもしない、使命綱等々では、これは前時代的な発言で、音速時代に聞きのがすことができない言葉だと思ふのです。いかがですか、局長。

○政府委員(小林行雄君) 修業年限から申しまして、これは御承知のように三カ年でございまして、四年制の大学に比べて年限が短いわけでございます。従つて、私も修得すべき単位数の計算からいたしまして、四年制の大学に比べれば単位数は減つてゐるわけでございます。そういう形式的な面から申せば、先ほど来、大臣が答え申し上げておられますように、力がまあ及ばない、理想的な形ではないというところは、おっしゃる通りだと思ふますが、専門的な学力の面につきましては、四年制のものにできるだけ努力をしようという力をつけるように努力をして参りたいと思つてゐるわけでございます。また、予算の点におきまして、たとへば文教施設の校舎の関係におきましても、約五千五百坪分の予算四億三千万を計上いたしております。これは学科制のいわゆる新制大学の場合に比べてまして決して私は劣つてゐるというふうなことにはならぬと思ふいます。

ならぬ、それで最大限の能率をあげようとなれば、施設とか、設備とか、教官の面で、科目制の大学を上回り、講座制を上回ればなかつたら、講座制、設備から教官定員等確保しなければ、四年を三年に縮めたその欠点を少しでもカバーすることはできないのじゃないか。私はそういう手はずを整えてあれば、文部大臣の精神論の一部は私は認めますけれども、そういう予算的、人的裏づけを何にもしない、使命綱等々では、これは前時代的な発言で、音速時代に聞きのがすことができない言葉だと思ふのです。いかがですか、局長。

た、設備費におきましても六千二百八十万円、これは大体全体計画の三分の一の数字を入れておるわけでございますが、これも新制大学の学科新設の場合の基準に比べれば、これは劣つておるということにはならぬと思ひます。

○政府委員(小林行雄君) 先ほど申しましたように、教官の定数、それから施設設備の面で、現在の予算の基準から申しまして、かなり私どもとしては優遇されておるように思ひますが、もちろんこれで完全ということではございませんので、将来さらにこれの整備のために努力をいたしたいと思つております。

○岩間正男君 第一に、午前中の公述人の公述を聞いたんですが、これは大学と兼任させるんですか、させないんですか、この点を一つ明白にしたいと思ひます。それから兼任させないと思ひます。それから一体その優秀な科学教育者をこれは連れてくるのか、まさか宇宙からじゃないでしょう。今現に第一線で働いていてこの科学教育者よりも、もっと優秀なそういう科学者をプールしているのですか、文部省、どこかに隠匿しているのですか。この点が先ほどの進藤参考人の口述と関連して、非常にあいまいじゃいかぬと思ひます。先ほどさういふ口述がありました。大学に結局は迷惑をかけるのじゃないか。五人いる教授のうち、結局一人が兼任をする、そうして仕事は同じことになるという、あとの四人に負担をかけるだけじゃない、質的な低下が起る、これは重大問題だと言ふことが言われたわけですが、これをしないと思ふれば、兼任はなにかいわけです。兼任をしないと思ふれば、どこから一体そのような教官の補給を

するの、その補給源はどこにあるか、明白にこのところである必要があると思ひますが、この点、文部大臣はどうかお考えになつておるか、また小林局長どうお考えになつておるか承りた

○矢嶋三義君 単価幾らですか。○政府委員(小林行雄君) 単価五百円という計算でいたしております。

○矢嶋三義君 私は、たとえば名古屋の工業大学に付設されておりますが、大学院のある大学とない大学とありますが、いずれも三年でやっていく以上は、講座制に準じた予算を組まなければ成果をあげないし、大学に迷惑をかけると思ひますが、ことに、たとえば東京工大みたいに講座制をとつて

てきているわけですが、はたせるかな、きより進藤参考人は、教官一人当たりの学生は約二倍にまでふくれているというわけですね、二倍までふくれている。だから学生定員を五人でも十人でもふやせば、学生経費というのは積算されて参るでしょう。それだけ忠実にやつて参る。しかし、それに即応して施設設備を要するわけなんだから、この予算を組まなければいかぬと思ひます。こ

○政府委員(小林行雄君) この予算単価の点でございしますが、この資料の注にございしますように、予算単価は新制大学の工学部の単価と同じということにございします。なるほど講座制の大学に付設される工業教員養成所があるわけですが、しかし、この工業教員養成所といたしましては、矢嶋委員御承知のように、特に学校の機能として教官が研究をするという建前にはなつておりませんが、教育が主眼でございします。その点から言つて、予算面上特に講座制でなければならぬというふうには私も言えないのではありませんかと思つております。それから、施設費の点につきま

しては、一学科当たり大体平均して五百坪という見込みでございします。それから、非常勤職員の手当は……

○矢嶋三義君 坪単価は、○政府委員(小林行雄君) 坪単価は、鉄筋で八万円というところで計算をして

○矢嶋三義君 全部鉄筋ですか。○政府委員(小林行雄君) はあ、それから、非常勤職員の手当は、これは時間教の計算をいたしておりますが、全体で八百二十八万九千……

○矢嶋三義君 単価幾らですか。○政府委員(小林行雄君) 単価五百円という計算でいたしております。

○矢嶋三義君 私は、たとえば名古屋の工業大学に付設されておりますが、大学院のある大学とない大学とありますが、いずれも三年でやっていく以上は、講座制に準じた予算を組まなければ成果をあげないし、大学に迷惑をかけると思ひますが、ことに、たとえば東京工大みたいに講座制をとつて

てきているわけですが、はたせるかな、きより進藤参考人は、教官一人当たりの学生は約二倍にまでふくれているというわけですね、二倍までふくれている。だから学生定員を五人でも十人でもふやせば、学生経費というのは積算されて参るでしょう。それだけ忠実にやつて参る。しかし、それに即応して施設設備を要するわけなんだから、この予算を組まなければいかぬと思ひます。こ

○政府委員(小林行雄君) この予算単価の点でございしますが、この資料の注にございしますように、予算単価は新制大学の工学部の単価と同じということにございします。なるほど講座制の大学に付設される工業教員養成所があるわけですが、しかし、この工業教員養成所といたしましては、矢嶋委員御承知のように、特に学校の機能として教官が研究をするという建前にはなつておりませんが、教育が主眼でございします。その点から言つて、予算面上特に講座制でなければならぬというふうには私も言えないのではありませんかと思つております。それから、施設費の点につきま

しては、一学科当たり大体平均して五百坪という見込みでございします。それから、非常勤職員の手当は……

○矢嶋三義君 坪単価は、○政府委員(小林行雄君) 坪単価は、鉄筋で八万円というところで計算をして

○矢嶋三義君 全部鉄筋ですか。○政府委員(小林行雄君) はあ、それから、非常勤職員の手当は、これは時間教の計算をいたしておりますが、全体で八百二十八万九千……

ですが、ともかく文部省で言うからメ  
ンバーをそろえなければならぬので  
すが、あと、あなたやつてもらうかも  
らわぬか、とにかくそのときになっ  
てみなければわからないが、名前を貸  
してくれといつて貸してもらっている  
らしいですね。直接私サウンドしたん  
ですが、教授に。だから、あなた方、  
教授はそろった、協力態勢は整って  
いるといふけれども、とんでもないこ  
だと思ふのです。やつぱりあなたの  
ところから圧力がいくから、学長はと  
にかく名前貸してくれといつて教授  
の方々に名前を借りて書いてもらし  
い。そういうことでは発足はできな  
い、発足できても教育成果は上げ得な  
いと思ふのですがね。だから煮詰めた  
ところ、教育編成は三・三・三といき  
なさいよ、この法律を通したならば  
三・三・三。そうしたならば親大  
にも迷惑かけないで済むでしょう。そ  
うして三年で足らざることを幾らか  
カバーできるでしょう。そうして校費  
を科目制でなくして講座制に准じて組  
む、こういう配慮をすればその点若干  
カバーできると思ふ。そういう点は配  
慮は全くないわけですね。これに対し  
て文部大臣の確たる一つお約束をいた  
だきたいと思ふのです。それから大蔵  
政務次官も御相談があったときはとい  
うことでなくして、文部省を激励して  
やるくらいなことを一つ答弁してもら  
いたいと思ふのですがね。こういう性  
格からいって予備費を使つても少しも  
おかしくないですよ。法案が成立し  
て、実際に運用し出したらまういかに  
なれば、予備費を使つて少しもおかし  
くない、いかがですか。

○国務大臣(荒木高壽夫君) 御指摘の

事柄は、私どもも同感でございます。  
先刻米再度申し上げているように、少  
なくとも予算に關しましては、当初私  
どもの考へておつたことと幾らか違ひ  
がございまして、とりもなおさず、こ  
れは努力不足、大蔵省に査定されたま  
まになつたことが遺憾であるといふこ  
とに歸するものであります。せつかく  
この法案を通していただきまして発  
足する以上は、できるだけ所期の目的  
が達成されるようあらゆる努力をせ  
ねばならぬと思つております。

○政府委員(田中茂穂君) 先ほどから  
申し上げておりますように、この法案  
が成立し、制定されたあと、発足され  
まして、いろいろ運用の面で、文部省  
御当局とされましても御検討なさつた  
結果を御相談なさつた場合におきまし  
ては、十分好意をもつて御相談に応じ  
たいと、かように考へております。

○矢嶋三義君 佐々木さん、いかがで  
すか。

○説明員(佐々木達夫君) 工業教員養  
成所の経費の点は、これは非常にむず  
かしい問題だと思ひます。私どもは大  
学学科制と申しますか、科目制の大  
部に準じてやる考へでございしますが、  
私ども一応三年間でやるということに  
つきまして、いろいろ文部省当局とも  
議論したわけでございますが、そのと  
きにも、これは先生になることを唯一  
最高の目的とするのだ、ほかの大学工  
学部とは性格が違う。従ひまして、三  
年間でその唯一最高の目的に沿うよう  
な先生を養ふことが目的である。従つ  
て、これをやれば、先ほどから問題に  
なつてゐる民間に逃げるとか何とかい  
う問題はなくなるし、従つて、先生が  
誘致されるというよりなことがござい

ました。そういうような点から検討い  
たしますと、これは先生になる——私  
は専門家でないから詳しくはわかりま  
せんけれども、先生になるための三年  
間といふことであれば、一応、学科制  
の大学の準備なみでこれはいかといふ  
ことで発足したのであります。これは  
はたして講座制になるかどうかといふ  
ことは検討しなければならぬと思ひま  
す。今直ちに講座制になつた方がい  
いという結論になるかどうかといふこ  
とはいささか疑問に思つておりますが、  
これは今後検討したいと思ひいま  
す。

○矢嶋三義君 先生々という言葉が  
出るが、これはあなた、町でいわれる  
先生じゃなくて、ほんとの先生なんだ  
からね。年々歳々何十人何百人といふ  
人を教育していくのですから、これは  
大事ですよ。その人の教育いかんによ  
つて、人材養成、国力の盛衰にもきわ  
めて大きな影響があるわけですから、  
だから今の佐々木主計官の、ちよつと  
おかしいと思ふのだ。あなたの先生は  
酒場あたりで使つた先生じゃないかな。  
これはほんとうの先生なんだから、三  
年でやるという場合に、だから科目制  
でいいわといふことでは僕は通らない  
と思ふ。この点についてはぜひ一つ十  
分検討していただきたいと思ひます。  
時間がありませんから次の質問を続け  
て参りますが、科学技術庁お見えに  
なつておられるでしょうか。

○委員(長平林剛君) 速記をとめて。

○委員(長平林剛君) 速記をとめて。

○委員(長平林剛君) 速記をつけて。

○矢嶋三義君 科学技術庁まだお見え  
になつていないようですが、さつき預  
けた問題だけでなくて、さつきから給  
与の問題は質疑されたわけですが、給  
与、待遇の問題ですね。これについて  
も科学技術庁長官は勧告権を発動する  
といふことを御郷里に歸つて記者会見  
で発表されておるわけですね。これは  
事務当局はどういう補佐をされておる  
のか、この点も私は伺いたいと思ふの  
ですよ。だから大臣がおられなかつた  
ならば、科学技術庁を代表するどなた  
かが必ずくるように、委員長一つお取  
り計らい願ひたいと思ひます。大蔵政  
務次官と佐々木説明員は私はもう質問  
ございませぬ。委員長のお許しがあり  
ましたならば御退席していただい  
て結構でございます。

文部大臣に、先ほどの給与の問題で  
すが、科学技術庁長官お見えになつて  
いませんが、文部大臣限りで御答弁で  
きることを伺ひます。  
それは、この学歴それから先生方の  
研修の結果といふものは、給与の上で  
考慮していただかなければならぬと思  
うのです。具体的に申し上げます  
が、たとえば三十二年の三月三十一  
日に高学歴の是正をしました。三十二年  
の是正をした。三十二年の三月三十一  
日以後あるいは大学の第二学部、夜学  
部に通うとか、あるいは通信教育等で  
勉強して、それで学士の学位を獲得し  
て、そうして上級の免許状を確保した  
先生方、そういう教師に対しては当然  
学歴は是正すべきだと思ふのです。  
昨年、国会で論じられて付帯決議まで  
したのでありますが、いまだにそれがされな  
い。私は心外です。これは明々白々た  
ること、直ちにやれることではない  
ですか。この法案でも、人事院の總裁  
が答弁したように、三年間養成所で勉

強されて二級の免許をとつた方より  
も、四年間大学で勉強されて一級免許  
状をとつた人がより以上処遇されると  
いふことは当然だと思ふのです。そ  
ういふ点がくずれたら私はこれはもう  
大へなことだと思ふのです。当然  
だと思ふのです。ある時点で、三十  
二年三月三十一日に高学歴を是正した  
その当時一生懸命勉強しておつた、四  
月五日でもよろしい、大学卒業程度の  
免許状をいただいた、そうしたら当然  
それに伴つて高学歴としての処遇がさ  
れなくちゃならぬと思ふのです。そ  
ういふことをしなければ教師には希望  
が持てないですよ。そういうことで発  
奮してきますよ。直ちに私はこれはや  
るべきだと思ふのだが、いまだにや  
られていない。これを先ほど出ました待  
遇の問題と関連して伺ひますけれど  
も、該当者は非常に不満を持ってい  
る。勉強したのを日本の政府は認めて  
くれないんか、こういう不満を持っ  
ています。ごもっともだと思ふ。私は  
これを聞かれて何とも答へようがない  
んですがね。大臣の御所見と、今後い  
かように具体的に対処していただける  
か、お答えいただけますか。  
○国務大臣(荒木高壽夫君) お話のご  
もつとも思ひます。結局、人事院と  
の相談ごとだと思ひますが、一般の給  
与の問題とあわせてよく打ち合わ  
せをしたいと思ひます。  
○矢嶋三義君 そういふ答弁では逃が  
しませんよ。これは昨年の本院の他の  
委員会でも、私は人事院總裁と席を並べ  
てお伺ひしたのです。そして先生を優  
遇しに云々といふことを原則論であ  
なたが答弁した。そしてこの点につい  
ては人事院總裁も認められた。あな

の部下の初中局長も認められた。それをあらためて付帯決議までして、行政府におあずけをしてあるその付帯決議に對してあなたも善処いたしますといふことを言っている。きよりの委員会でも科学者あるいは先生方を優遇しにやならぬとか、教員養成のために善処しますとか、ぜひふんとそいふ答弁をされておられますけれども、それは実行されなければ私は立法院に對して責任を果たしたことになると思ふ。その私は具体的な例としてこれをあげたのです。きよりの段階で人事院と御相談して云々といふことでは私は下がりません。人事院とそつた上で、人事院もそれは容認している。あなたの部下もそれを容認し、あなたもそれを認め善処すると、今ごもつともなような気がすると言われたが、その通りごもつともだといふようなことを言われた。それで本日なかなかこういふことが解決されないで、それで今後先生方の優遇については、極力努力しますといふことでは、その答弁が生きてこないと思ふのです。だからこの段階では、何日以内にあなたの部下に指示して、いつごろまでにその点はやりますという御答弁をいただかなければ、私はきよりの段階で下がることできません。重ねてお伺いいたします。

まして指示をいたして善処いたしたいと思ひます。

○矢嶋三義君 まことに失礼でございますけれども、私はどうも百パーセント信頼がおけないのですよ、この委員会でお約束したことをきく、これは委員の誠意は認めるけれども、はたしてその行政の車が、立法院で答えていただいた約束した線に沿つて車が回っているかどうかといふ点について、はなはだ失礼ですけれども、百パーセント信頼がおけません。だから、はなはだ失礼な御要求になりますけれども、今言つた点、それから先ほど伺いました初任給引き上げとか、あるいは諸手当の再検討、これらの点についてはごもつともだから、文部省の方から積極的に人事院とこうして、この是正改善に努力しますといふことを、先日日本も答弁されました。限定いたしますが、この二項目について、文部省の担当官において、いつどういふ努力をして、どういふ段階まで来ているという程度のこと、質疑した私にわかりますように、この国会閉会するまでに善処されて、文書で一つ委員長を通じて出していただきたい。これは少しお手数がかかるようですけれども、今までの審議の過程からいって、御多忙なのはわかりますけれども、問題が前進しないわけですよ。従つて、この法案を審議しておつても、一応これは充足して、あと足らざるところは善処します云々と言つても、その点非常に懸念されるわけですよ。だから、ただいまのこの待遇問題について、かように文書として、おそれ入りますけれども御報告をいただきたいと思います。よろしゅうございいますか。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) どうも御信頼がないようで申しわけないのですが、昨年来すいぶんいろいろと御忠言をいただいたりお約束を申し上げたことは及ばずながら努力し、成果を上げたこともあると信じております。ただいま申し上げたことも、この場限りでない意味でお聞き取りをいただきたいと思ひます。今国会閉会中にできるだけ御要望に沿うようにいたしたいと思ひます。

○矢嶋三義君 私ちよつと質問ありますけれども、続けてやつていくと……ちよつと休憩しますから、豊瀬委員にかわります。

○豊瀬一君 まず速記をとめてもらつてもいいのですが、昨日から委員部を通じて要求してある技術庁関係が今に至るまでこないという理由を明らかにしていただきたいと思ひます。これは私が大臣にも先ほど関連質問でお尋ねしましたように、お互いに理事会で話し合つて、きよらあげるようにするといふ協定のものと審議を進めておる。このことはすでに連休前からおわりのはずですが、科学技術庁関係者の出席につきましても、直接文部省に責任はないけれども、繰繰次官に對して、法案審議、成立させる必要上からも、最小限度の要求として御善処方をお願いしておつたはずですよ。私はこのいきさつから、質問責任者の矢嶋委員の意向のいかんにかかわらず、このことが実現されない以上、本日の法案成立に對しては協力できないことを冒頭に申し上げて、なぜ科学技術庁が出席しないか、まず委員部の連絡事項の表明をお願いいたします。

○委員長(平林剛君) 速記をとめて。〔速記中止〕

○委員長(平林剛君) 速記をつけて。○豊瀬一君 まず最初に、私は矢嶋委員の質問に關連して大臣にただした問題から質問を続けたいと思ひます。私も工業教員の養成ないしは確保といふ問題は、必ずしも国立の養成機関だけに依存すべきではない、この基本態度と申しますか、大臣は、戦後はいかがわしき私立大学があつたので、届け出であるけれども、認可的な措置をしておつたとか、いろいろありましたが、戦後は、新憲法のもとで、私立大学が日本の教育のために、あるいは文化水準の向上のために果たしてきた役割は非常に大きいものがあると思ひますが、このいふ角度からしまして、技術者養成といふために積極的に私立大学等に、本構想が成立当初から協力を要請するべきであつたと思ひます。大臣は、この私の基本的な考え方に対してどういふお考えでしようか。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) 科学技術者養成につきましては、私学三団体に對しまして協力を要請いたしておりました。要請いたしました結果として、私学からもその計画申請が出されまして、それに基つて、それを積算の基礎に置いて三十六年度私学関係の予算も組まれておることは、先ほどお答え申し上げた通りでございます。私学が教育の面で国立とあわせて非常に協力をして、貢献をしておることは、むしろ御説の通りわれわれも同感であります。同じように認めておる立場に對して対処いたしておるつもりでございます。

○委員長(平林剛君) 速記をとめて。〔速記中止〕

○委員長(平林剛君) 速記をつけて。○豊瀬一君 まず最初に、私は矢嶋委員の質問に關連して大臣にただした問題から質問を続けたいと思ひます。私も工業教員の養成ないしは確保といふ問題は、必ずしも国立の養成機関だけに依存すべきではない、この基本態度と申しますか、大臣は、戦後はいかがわしき私立大学があつたので、届け出であるけれども、認可的な措置をしておつたとか、いろいろありましたが、戦後は、新憲法のもとで、私立大学が日本の教育のために、あるいは文化水準の向上のために果たしてきた役割は非常に大きいものがあると思ひますが、このいふ角度からしまして、技術者養成といふために積極的に私立大学等に、本構想が成立当初から協力を要請するべきであつたと思ひます。大臣は、この私の基本的な考え方に対してどういふお考えでしようか。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) 科学技術者養成につきましては、私学三団体に對しまして協力を要請いたしておりました。要請いたしました結果として、私学からもその計画申請が出されまして、それに基つて、それを積算の基礎に置いて三十六年度私学関係の予算も組まれておることは、先ほどお答え申し上げた通りでございます。私学が教育の面で国立とあわせて非常に協力をして、貢献をしておることは、むしろ御説の通りわれわれも同感であります。同じように認めておる立場に對して対処いたしておるつもりでございます。

○委員長(平林剛君) 速記をとめて。〔速記中止〕

○政府委員(小林行雄君) 先ほど大臣がお答え申し上げましたのは、科学技術者養成一般に關することであらうと思ひます。工業教員養成所の設置につきましては、これは御承知のように、現在の工業教員の需給の状況、また、将来の急増といふことに關連いたしまして、御承知のような例外的な臨時的な措置としてこの工業教員養成所を設けたいといふことと考へておるわけでございます。従つて、そいふことは特殊なものでございまして、養成所がその使命を果たした場合には、これは廃止するといふことを考へておるわけでございます。従つて、私どももいたしましては、この工業教員養成所は必要最小限度の範囲内で行なうのがいいだろう、そいふ筋合いのものであるといふことを考へまして、広く公立並びに私立に及ぼすといふことは必ずしも妥當な措置ではないのじやないかといふことを考へて、国立で工業教員養成所を設置するといふことを考へたわけでございます。また、いろいろな經費の面から申しまして、これは大體工学部を設置するのと同様、非常に大きな金がかかるものでございまして、私立でそいふようなものを設置することは妥當でないのではないかと

うことを考へて、この工業教員養成所に関する限りは、私立に協力を求めたといふことはございませぬ。

○豊瀬一君 できるだけ早く終わりたいという私ども意向を持っておりますので、該事項に対して答弁を簡潔にお願いします。

大学局長は、この問題について一応の責任ある答弁ができるはずですが、僕が質問したのは、なるほど技術者養成という問題で大臣は答弁しました。が、四十四万不足するために、これを教育できるところの工業教員をふやそう。従つて、工業教員の確保という立場で教員養成の問題を眺めていくと、単に養成所を設置するといふことが万能ではなく、先ほど私が言つたような角度からの検討、対策が必要であつたのではないかと。それをいつやりましたかと、こう言つてゐるのです。

○政府委員(小林行雄君) 科学技術者養成に関連いたしましたこととありまますれば、この養成計画に十七万人不足、一万六千人養成といふことに関連いたしました。私立の高等教育の關係の三つの団体に御連絡をして協力を求めたわけでございます。

○豊瀬一君 一つやつかと聞いてゐるのです。僕の問題の骨子は、三十五年の九月に内閣を發して、教員養成所の問題に協力を求めて工業教員の確保をはかりとしたが、私立大学に對して工業教員の確保に關して要請すべきであつたと思ふが、やつたならばいつかと聞いているのです。

○政府委員(小林行雄君) その点については、私学に對してはやつておりません。

○豊瀬一君 やつていないのです

ね。私は冒頭に、大臣に對して言葉じりをとつたところもあつたのですが、全国の私立大学にも相談すべきであらうといふ答弁があつたのですが、そのことの可否の問題は別として、工業教員の確保するといふ一つの國の要請の立場を肯定すると、それは現在審議しておる法案のごとき体制のみに依存する必要はないと思ふ。いな、むしろ私は、現行の国公私立等の機關の中で、大学の現行課程の中で教員確保の方策はかかるべきだと、このように考へるのですが、私立大学の協力を求めても工業教員の確保はできないといふ判断で協力要請をされなかつたのですか。

○國務大臣(荒木萬壽夫君) 答へます前に、先刻私お答えしましたことは、御質問の趣旨を私が取り違へた傾向があつたと思ひます。今、政府委員から申し上げましたように、私は一般の科学技術者の養成といふ御質問かと思つてお答えしたのであることを御理解いただきたいと思ひます。教員養成の応急措置といふ角度から申しますと、今、政府委員が申し上げました通り、あくまでもこれは臨時便法であり、改善の策たらしめるを得ない本質を持つてゐる。従つて、一定の時期には、当然廃止されるべきもの、そうしてひとえに教員養成の本来の姿に返るべきもの、さらにそれに関連しましては、大学制度それ自体の一般的検討とあわせて、中教審の答申を待つて、將來に向かつては検討するべき課題であることは、先刻御答申申し上げたところで御理解いただいておりますと思ひますが、今申し上げるように、臨時便法でありながらゆえに、当然、早晚廃止されるべきものでございますから、

それはやはり国立大学に付置するといふやり方で、廃止しました後は、施設、設備等が適切に活用されることも考へあわせて、国立が適切であるところ。私学の国立と違ひます本来の自主的な使命に顧みましても、私学に臨時養成の協力を求めることは適當でなからう、こゝういふ判断から、国立だけにいたしたのでありまして、私立には臨時教員養成といふ課題としては協力を求めなかつたわけでございます。求めたことを忘れたのぢやなしに、求めない方が適切だと考へて協力を求めなかつたわけでございます。

○豊瀬一君 だから質問をしてゐるのです。私先ほど申し上げましたように、工業教員が不足しておるといふ前提に立つたとあえて言つておりました。不足しておるといふ前提に立つと、これを確保する道はいくらある。臨時の養成機關を持つといふことも一つだし、それから参考人からも言われたように、しかるべき養成機關の中に、臨時的にそゝるものを設置するといふことも、工業教員科とか、しかるべきものを置くといふこともいいでしょう。それと同時に、私立学校の工業等の課程を現在持つておるところに、設備が許すならば、あるいは設備の充実をはかつて生徒の増員をはかる、これに何らかの措置を加えて、教員になるものを養成していくといふこともあり得ると思ひます。これをあえて三年制に切り下げられ、工業教員の養成所という形でされたのが理由がわからないと、こゝ言つておるのです。

○國務大臣(荒木萬壽夫君) 工業教員の逼迫状況がきわめて緊切なものがございしますから、一年でも早く充足することを考へなければならぬといふことが、やむを得ず、改善の策たる、今御審議願つておる案として出てござるを得なかつた理由でございます。もちろん豊瀬さん御指摘のように、国公私立を通じて教育者の養成の目的を一応持った施設設備がございますけれども、それはそれとして、恒久対策として並行的に別途に考へられていくべきものと理解いたしております。今も申し上げましたように、長い目で見る立場からいたしますと、中教審の答申を待つて本格的な検討が始まらざるを得ないのでございしますが、それ以前におきまして、御指摘のような方面を通じて教員が出てくることをむろん期待し、努力していかねばならぬとは思つておりますが、現実問題としては、ほとんど単位をとつた人といへども現実に教員になる人は、もういふやうなものであるといふまあ遺憾な事情にかんがみまして、その緊急施設を考慮せざるを得なかつたといふ相互關係に立つわけでありまして、繰り返し申し上げます。応急措置でございしますから、私学に迷惑をかくべきぢやなからう、また恒久的な本来の制度の充実、それを通じての教員の育成といふこともむろん並行的に考へていくべきもの、こゝう理解しておるわけでございます。

○豊瀬一君 応急措置といふことで、教員の質が低下しても、当面を弥縫するためにはやむを得ないといふ判断ですね。

○國務大臣(荒木萬壽夫君) これは矢嶋さんにも米田さんにもお答え申し上げました通り、今も申し上げました通り、

り、改善の策であることは、これはやむを得ないことと存じております。当面緊急的に一年でも早くといふことを考へます限り、ほかに方法が見つかりませんから、やむを得ずこのやり方でもつて一刻も早く教員を充足したい。欠陥がありますことは一般の大学と違つた努力をする、あるいは現職教育等もいたしまして、極力その欠陥は補いたい。こゝういふ考えまでもやりました、応急改善の策をやるのでなければ、当面の必要に応じられないであらう、そゝういふことから考へた案でございます。

○豊瀬一君 三年制の課程で、四年制の課程よりも教員の質が落ちるといふことは認められますか。

○國務大臣(荒木萬壽夫君) 一般教養ないしは教員の専門的な本来の科目が、単位が足りない、少ないといふ点では欠陥ありと言わざるを得ないと思ひますが、きよりの参考人の意見にもありましたやうな大学当局自体の積極的な協力に依存しますと同時に、学生それ自身の、毎度申し上げて恐縮ですが、使命に期待することによつて、さらには現職教育もあわせ行なうことによつてその不足は補えるもの、また、補われねばならぬ、かゝるに存じておるのであります。

○豊瀬一君 午前中から聞いておつて、私どうしても了解できないのは、学校教育の効果上げるファクターとして、大臣は何と何を一応考へておられますか。

○國務大臣(荒木萬壽夫君) もちろん一般教養科目あるいは教員に固有の科目、それに工業教員であれば専門科目、少なくともその三者が必要であら

うと思いますが、一年でも早く卒業生を出すという必要性から言いますと、一般教養科目をある程度削り、あるいは教員プロパーの科目もある程度削って、そうして、三年間に四年程度の専門科目をみっちり教え込むということならざるを得ませんので、その意味において改善の策たたらざるを得なかったと申し上げるわけでありました。

○豊瀬一君 教官の質、教官の数、当該授業を受ける現場における生徒数が少ないということ、施設のいいということ、それから同じ科目に対する時間数の多いということ、これは現行教育学者、いろいろ説を異にするものがありまされども、教育効果を上げる要素として、これは大臣認められるでしょう。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) そうだと思ひます。

○豊瀬一君 そうすると、時間数を少なくし、小林大学局長は短期大学よりもいいはずで、こう言うけれども、これは短期大学じゃないですか。少なくとも工業高等学校教員の現行制度の中で四年制の大学を必要とするものから見ると、教官の配当率も悪い、こういう中で、一定の科目に対するいわゆる教育効果が結果として現われてくることは期待できません。ただ、大臣がここで期待しているのは、当該学校教官の犠牲的精神と学生の使命感で、さね、こういうものは行政が求むべきものでなくして、当該者自身が自主的に判断し措置すべきもので、何度私に当委員会が教育行政の責任を言っておりますように、教育行政家——大臣というものは、それに必要な諸条件を整備することが主たる任務で

す。従って、三年間の暫定教育ではどうしても工業教員としての質が落ちてきます。この質の低下による四十四万人の教育担当者のもたらすところの教育成果というものと、かりに一年間はあつても、現行四年制度の中で充実した養成制度を確立することによって、さらに量をふやすことによつて確保していくという問題を考へてみると、これは当然十年後、あるいはこの先生を途中で首切るわけには参らぬでしょうから、二十年、三十年の本人の教育成果から見えてきますと大きなマイナスになると思ふのです。そうすると、一年間早目にこれを送り出すということよりも、どう考へて計算をしてみても、現行四年制度を堅持していくことの方が中堅技術者の養成という点から見ても当然であるし、国家の経費の効率的な使途という点から見てもうなすけると思ふのですが、さういふお考えに大臣はなされませんか。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) 言われる気持はわからぬけれども、一応の推定ではありますけれども、十七万人不足に対しては学生定員一万六千の養成計画、教員組織の面からの制約で、さういふこととらざるを得ないというのが一応の私どもの見当でございます。さういふ情勢下におきましては、今日すでに工業教員が不足しつづける。今後の推移を見ますれば、このままでは工業教員に穴があいて授業ができなくなるということもおそれられます。その欠陥を補うということが何としても焦眉の急務だろふと思はれるのであります。さうして、御指摘の四年制大学制度を通じての教員養成制度の活用、これ

はもちろん並行的に考へてあらゆる努力はすべきであります。さういふたし、ましても、なおかつ大学程度の科学技術者の養成にはこれと得ないというぐらゐの条件下におきましては、工業教員の充足は容易でない。穴があくことは必至だ。それを穴をあけつ放しにはさし置きたいことではございません。か、むろん改善の策であることは再々申し上げますが、この養成所を通じてまして工業教員を充足することこそが必要だ。不満足な点があるならば、それはあらゆる努力をして満足なものにする施策を講じていかねばならぬという意味で、先ほど来お答えを申し上げておる次第でございます。

○豊瀬一君 そうすると、大臣は工業教員不足の理由をどういふふうに把握しておられますか。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) これは一般的にいへば、教員の給与条件の民間に比べての劣悪さ、そのことが人手難の当面の問題だと思ふのであります。これは再々申し上げる通りに、給与改善の課題として着々改善の方向をたどらせる努力をせねばならぬ。それはそれとしていくにいたしまして、現実の教員の充足という緊要性というものは必然的に当面した課題でございます。それから、そのために極力一日も早く、一年でも早く埋めることこそが急務だということに重点を置いた計画でございます。

○豊瀬一君 ただいまの大臣の答弁は矛盾しておはしませんか。教員、ことに工業教員の不足の理由は民間と比べて給与の劣悪さにある。このことを主たる理由にするならば、たとえは民間の大学出の工業関係の人が二万五

千円で雇われておるとすると、三万円にするとは確保できる、さういふ、別に養成所——学校教育法の適用を受けない養成所を作つたり、免許法を改悪したり、無理をすることよりも、その面で教員不足の根源を解消すれば、少なくとも本年度でも希望する人がありましようし、昭和三十一年度は、民間が採用を決定する七、八月ごろからこのことを政府の方針として明らかにされ、雇用関係も試験の時期を早めて、君は教員として必ず採用するのだという措置をやれば確保できるのじゃないですか。そちらの方が三年間後に、中途半端な、質の劣った教員を確保することよりもより望ましいことではないでしょうか。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) 私どもは矛盾しているとは思ひません。先刻申し上げる通りに、一応の推定による十七万人不足という工業教員を含めまして大学卒業程度の科学技術者たる人材に絶対量が不足しておる。絶対量が不足しておるゆえんは、その大半が民間給与にひかれて、そのみでは民間給与にひかれて、一般に言へば、民間給与にひかれてその方に流れていくという一般情勢であります。そこで、特に工業教員の養成を使命とする、唯一の目的とする看板を掲げた臨時教員養成所というところに入ってくる学生生徒の使命感に期待するわけですが、さういふ覚悟のもとに入ってきた人々が、他の一般大

学とは違つて、卒業しましたも、教員として、いついてくれるであらうということを期待し、また、なるべくいついてくれるような施策を及ぼすながらやつていくということによつて当面の

目的にこたへ得るであらう。さういふこととございまして、かれこれ矛盾があるとは考へていない次第であります。

○豊瀬一君 それじゃ、あなたの矛盾を逐次指摘していきましよう。昭和三十一年度、三十一年度で全国の工業教員は何人不足しましたか。

○委員(平林剛君) ちょっと速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員(平林剛君) 速記をつけて。それでは、小林大学局長の答弁は暫時保留しておきまして、質問を続け下され。

○豊瀬一君 大臣の答弁のように、教員不足の主たる原因が給与の劣悪にあるということがわかつたのですが、先ほどから矢張り委員、岩間委員等が指摘しておりますことに関連して、私いささか解しかねると思ふのですが、防衛大学は別個の目的を持つておるということですが、まず大臣から、防衛大学の憲法上の目的と養成所との関係について明らかにして下さい。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) 防衛大学は、先刻も御答弁がありましたように、防衛庁の職員として、幹部として養成していく、すでに入学当初から職員としての身分を持つて、防衛目的に従事させようとするものであつて、目的そのものが一般不特定多数人を教育するといふ目的とは全然違つて心付ております。

○豊瀬一君 先ほどの大蔵省との質問の関係がありますから、今の問題については、大臣にあつて質問します。田中大蔵政務次官にお尋ねします。防衛庁も憲法上に定められた、あ

るいは憲法で規制される国家目的によつて設置され、任務を与えられておると思ふのです。今回審議してあります教員養成所も同様に一つの工業技術者を養成するための教員の確保という、これまで重要な国家目的の一つの手段として、今回新たに提議されておる。そうすると、憲法の建前から申しまして、学校教育法に規制されておれば別ですけれども、どちらか学校教育法の規制を受けない一つの何と言いますか、機関というものであり、いずれがより重要な憲法上の位置ないしは国家目的を持つておるといふ断定はできないと思ふのです。もし断定ができるとするならば、その理由をお答え願ひたいと思ふのですが、私が申し上げておる通りに、いずれがより重要で、いずれがより大切な国家目的、あるいは憲法上の位置を持つておるといふことが言えないとすれば、当然、防衛大学等と同じように予算措置がされるべきだと思ふのです。先ほどの田中政務次官の御答弁を聞いておきますと、他の大学における教員養成機関ですと、これとの振り合いを考えたとおっしゃるけれども、これは学校教育法に基づいてきちんと規制されている制度です。こちらは、今回の養成所は全然別個のものであり、そうして大臣が再々答弁するように、臨時の措置であります。こういう角度から見ますと、かりにこの制度が必要であるという認定に立つならば、他の大学と同等の予算措置がされるべきだ、こう思ふのです。が、どういふ御見解でしょうか。

来のために、繁榮のために重要な目的を持つておる、かように考えております。なお、防衛大学の学生は、授業料は免除で、しかも給費的な支給がある。これは先ほど文部大臣もお答えになりましたように、私にお答えいたしてありますように、防衛大学の学生は、これは普通の学生じゃなくて、もうすでに職員の仕事であり、公務員の身分であるのだ、こういうことで私どもは解釈をいたしておるわけでございませう。最後のお尋ねの、そういう意味で予算措置はどうかということでございますが、予算措置は、先ほど来お答えいたしてありますように、経過をたどりまして予算措置を講じたような次第でございます。

すが、政務次官はそのようにお考えになりますか。

○政府委員(田中茂穂君) 先ほどからお答えいたしてありますように、どちらか国家の繁榮のために、民族の発展のために重要な点と考へております。なお、予算措置の問題でございますが、これは先ほどからお答えいたしてありますように、一応この制度が発行したとして、そして文部当局で運用の面ではいろいろ御相談なさつたその結果、大蔵省の方に御相談がございませう。それに対応して誠意のある御相談に応じたいということでございます。

に必ずやということでございます。

○豊瀬一君 ただいまの答弁で、少なくとも本制度が正式に発足する前にしるべき折衝が行なわれて、最大、三十七年度の予算の中には各委員から要望されたことが実現できるという、また文部省はその決意を持って大蔵省、人事院と折衝する、このように把握して文部大臣はつかへないと思ふか。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) 御指摘の通りであります。

○豊瀬一君 近い時期に補正予算が出されると聞いておりますが、この中で措置する考えはありますか。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) 気持はそんなふうな気持もするのであります。補正予算の建前からいいますと、現実にそういうことは困難かと思ひます。

○豊瀬一君 少なくとも三十七年度の予算の補正で、養成所に関する限りだけは措置をするということは確約できますか。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) 今申し上げましたように、補正予算で措置することは困難かと思ひます。三十七年度の課題として検討し努力したいと思ひます。

○豊瀬一君 矢嶋委員が指摘しましたように、すでに人事院で作業を進めておられますが、この作業に十分に間に合うように文部省の結論を出し、先ほど御答弁のように努力していただく、このように解釈してよろしいと思ひますか。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) その通りでございます。

○豊瀬一君 最後に田中政務次官に

お聞きします。たびたび言つておりますように、工業教員養成所を設置するといふためには、かなりの国費が使われるわけですね、ところが、出てきた先生は必ずしも工業教育に十全の力量と申しませんが、資質を持つておる者ではない、特に教員としては教職課程等の免除によつて、かなりいいと思ふか、教員としては欠陥をも具備したところの人間が出てくるわけですね。これは国家の予算の効率からいって、非常にマインスだと思ふのですが、こういうきわものの臨時養成制度でなくして、現行大学機関の中で教員確保の方途を講ずる予算を組む、もし法律を作る必要があるとするならば、別途に教員となるべきといふべきか、教員確保の必要な措置は別にやるべきか、国家予算の有効的な使途ではないかと思ふのです。が、次官の見解をお聞きしたいと思ひます。

○政府委員(田中茂穂君) 先ほど来文部大臣とされては、この法律が制定されたならば、できるだけ今御懸念になったことのないように最善の努力をするといふふうに言つておられますので、私もその御意思を十分体しまして、いささかも非効率な運営にはならないと、従つて国家予算のむだな投資にはならない、かように考えております。

○豊瀬一君 いろいろ問題があるのですが、もう一つだけ。午前中の参考人の意見でもわかりましたように、当該大学の方に、大臣は戦前のような特攻竹やり精神の要求をしております。従つて、私は工業大学についてのみ調査をしたのですが、東京工業大学一つをとつても、現在の大学教官の、何と

いますか、仕事量よりもはるかにオーバーしてゐることは、これは大臣の答弁でもおいておられますし、事実でいろいろの点に現れてきます。こういう点は国家的だからやむを得ないという次官の判断でしょうか。それとも現行の工業大学よりもオーバーになつてゐる際には養成所の方に教官を増員するか、あるいは大学当局の方に、現行の工業大学の方にオーバー・ワークにならないような人的配置をするか、いずれかの措置によつて、これを設置することによつて、現在の教官の仕事量よりもオーバー・ワークにならないという予算措置については確約できますか。

○政府委員(田中茂穂君) なかなかむづかしい御質問のようでございますが、大蔵省といたしましては、文部省を御信頼いたしまして、いろいろ御相談の結果、予算の査定をいたしておるわけでございますので、あくまでも文部省を信頼し、十分検討をいたしました結果の予算措置を今後とも講ずるつもりでございます。

○豊瀬一君 文部省を信頼しというのは、このことによつて設置される当該大学の教官にオーバー・ワークにならないようにするという信頼の仕方と、このように解釈してよろしいですね。○政府委員(田中茂穂君) そういう特定のあれではなくして、文部行政に対しては、大蔵省といたしましては全面的に御信頼申し上げておる、こういうことでございます。

○豊瀬一君 文部省が要求してくれば、その信頼に基づいて予算措置について努力する、こういうふうに解釈してよろしいですか。

○政府委員(田中茂穂君) 文部省の御要求に対しまして大蔵省の立場で十分検討し、御相談の結果、最終的に予算が編成されると、こういうことになるかと思ひます。

○委員長(平林剛君) 岩間君、食事の関係もあるから一つ簡単に願ひます。

○岩間正男君 それでは簡単にやります。

二点について聞きたいのですが、第一に、この計画は十一カ年に三百七十五校の工業高校の教師を八千七百五十人作る、こういう原案ですね。この計画を立てたのはこれはいつなんです。そして今の経済情勢とだいぶ変わつてきていると思うのですが、これは大蔵次官知らぬですか。所管外で知らぬということではいかぬと思うのですね、これと関連してゐるのだから。○国務大臣(荒木萬壽夫君) 昨年の夏でございます。

○岩間正男君 大蔵次官にお聞きしますが、これはどうですか。今年の情勢と昨年の経済の見通しではだいぶ違つてきておられますね。設備投資、今年の大体見通しでは二兆四、五十億というふうに立てたと思うのです。これは昨年より一〇%近く増加を見ておる。ところがそうならないでいるの、もう三兆になんかしてゐるの、それが現在でしよう。そのために国際収支も非常に変わつてきておられますね、最近、赤字も出してゐる。そうすると、こういうふうな過熱状態が出てきたのですけれども、こういう中で設備だけはふやす。しかしどうですか。この計画を持つていたら、最初の経済の見通しに比べて、すでに二〇%も膨張しているわけです。こういう態勢

の中で、人員の配置計画というのはこれは即座でできますか。こういう経済の、計画経済じゃないのだから、非常に冷却したり、膨張したりする激しいものがある。現にその徴候が現れておる。所得倍増計画について先行き不安の徴候というのが明確に出てきておる。こういう態勢の中で所得倍増に即座するといふような形で今の計画を一応立てたのですから、これは基礎がぐずれておるのじゃないですか。この点はどうですか。文部大臣と、それから次官にお聞きしたい。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) 経済の見通しは私にはちよつと困難でございます。岩間さんも御指摘の通り、共産党の国じゃございませぬから、計画的に是非でもどうするということとは困難でございます。しかし、一応の見通しというものは立て得るわけでございまして、およそ十年間にかくしたい、かくしたいという推定であり、希望であるということとは免かれませんが、一時的な、たとえば今御指摘の貿易関係におきまして、浮き沈みが当然予想されるものであります。これを長い目で十年間を通して通覧します場合、おのずから自由経済の社会におきましても、海の水平線のごときものは想定できる。そういうところを押えて計画をしておるのでございまして、当面の貿易の帳じり等のことも詳しくは存じませぬけれども、大勢に私は影響ないと観測いたしております。

○政府委員(田中茂穂君) ただいま文部大臣がお答えの通りでございます。○岩間正男君 十年間に所得倍増計画で数字も発表しているでしよう。その数字と合いませんよ、今のような答弁

をやつていたのじゃ。一応、経済企画庁が立てたのでしよ、総合計画を。その上の数字からずいぶんこれは大きくはずれてゐます。すでにどうもことし、わずかに半年の間にこういう態勢の中、私はまた再び、あるいは景気が冷却した場合に縮小する。そして上に過熱状態が出てくるという、これはやつても焼け石に水という事態が起る。こういう点で非常にこれは不安定なものである。こういうことを明白に物語つてゐると思ひます。あまり答弁を、数字を合せて浮き沈みといういかげんな言葉を使つてゐる。そんなにかげた計画じゃないですよ。そんなことじゃ承服できない。もう一つの問題は、たとえば先ほどの七千切った問題、あるいは本校にかけたたひさしのよう格好ですね、臨時教員養成所は、そういう学校で非常にみな経費の節約もやる。それから教官の待遇について非常にこれは問題になつてくる。こういう格好でこれは作られるわけですから、どうですか、これは私は労働力の生産という面から考えるならば、非常にやはり低廉なコストをあくまで維持するといふ、こういう意図が明白にあると思う。そういう点についてはどうなんですか。先ほどから自衛隊との関連について、しばしばほかの委員からも質問されたのですけれども、こういう点では非常に私は待遇の意図というものは明白だと思ふ。こういう問題について文部大臣はどういうふうなことを打開するか、ついでに、科学技術庁長官も来ておられますが、どうですか、これについてあなたたちは、先ほどから待遇の問題が出てゐる。この関連で科学技術庁長官に……

○委員長(平林剛君) 速記をとめて。  
〔速記中止〕  
○委員長(平林剛君) 速記をつけて。午後八時十五分から委員会を再開することにいたしました。暫時休憩いたします。  
午後七時四十七分休憩  
午後八時二十六分開会  
○委員長(平林剛君) ただいまから委員会を再開いたします。  
休憩前に引き続き、国立工業教員養成所の設置等に関する臨時措置法案を議題といたします。  
質疑のおありの方は順次御発言を願ひます。

○矢嶋三義君 科学技術庁長官にお伺いしますが、本法律案審議当初から、科学技術者養成計画が本委員会の調査対象となつてゐるわけでありますけれども、先刻も大臣御病氣でおいでになつておられないときに、文部大臣と若干の応答をしたわけでありますけれども、その中で、特に立法院に席を置く一員として、内閣の構成メンバーである国務大臣に御要望申し上げたことは、われわれ立法院に対しては、内閣としては一体であり、責任をとつていただかなければならぬわけであります。その角度から、いまだに解決点が見えないということは、立法院に席を置く一員として非常に遺憾であるといふことを申し上げたわけであります。先般の委員会でも、文部大臣としては四月中旬に十一大学の検討を終了して、そして科学技術庁長官にお返事をする、科学技術庁長官も総理をわずらわすまでもなく、大臣の政治力と責任において、荒木文部大臣と協力の上ではつきりした

答を出すからして、そう心配してくだるな、こういう発言もあつておつたわけだ。本日、荒木文部大臣に伺ひましたところが、まだ結論が出ない、それじやいつまで出るのですかと伺ひましたら、その見通しは立たない、政府としては解決点を見出すというこゝとに努力しますと、こういうことなんですね。こういうことでは、今までの経緯からいって、あなた方は国会に対して——国会も国民の代表ですが、責任を果たしているということにならな

いと思うのです。それで、私、先ほど荒い言葉で、内閣を代表して荒木文部大臣は陳謝してほしいということまで要求したわけですが、科学技術庁長官としては、本日まで文部大臣から確たるお答えが、これは勧告に対する調査の結果に基づく回答があつていないのだと思うのですけれども、国会は心配するなと申されただけで、どういふ見通しを持っておられ、また今どういふ御所見でおられるのか、お伺ひしたいと思ふのです。

○国務大臣(池田正之輔君) お答えいたします。ただいまの御質問に対してどういふふうにお答えしていいのかわかりませんが、非常に複雑であります。まず第一に、文部省というところは、一体まじめに政府の政策に協力しようとして

このておられますけれども、とにかくこの官僚組織というものは並み大抵ではぶち破れない。荒木君が手をやいておるのも無理なところ。荒木大臣や政務次官の知らないうちに妙な通報が出たり、これはおそろしく典型的な腐敗政治になつてゐる。これを打破しない限りは、日本の文教政策というものは刷新できない。私は最初からそういう感

ていた。それができなければ、両国務大臣、責任をとらなければいけないと思ふのです。僕は池田内閣総理大臣は責任とらなければいけないと思ふのです。まあそれは世俗的に見れば、常識的に見た場合、荒木さんが官僚出身で、官学出であり、池田さんが政界野人派であり、私学出である、そういうところのやっばり僕はニュアンスの差ができてゐると思ふのです。だから、その点については一長一短があると思ふ。それは二人の間

です。その三千が全部動員できるかできないかわからぬ、十一大学調査すればその答えが出る、四月末までには答えを出して科学技術庁長官に返答する、こういうことを明確に約束してゐるわけですよ。科学技術庁長官は、本年度の予算に關係なく一万人の動員ができる、それが池田内閣の所得倍増政策への協力である、国策としてやらねばならぬと、こういうふうに先般答弁されてゐるんです。その調整をしてほしいと言つておつたわけですよ。ところが先ほど、科学技術庁長官がおられ

慢じやないですか。池田さんにもそれは幾らか何があるかもしれないけれども、しかし、ともかくも法的根拠に基づいて勧告というものがあつて、それが三月十一日なんだから。そうして衆参両院でも論じられたんだから。報道機関もかなりの関心を持ったんです。それでこの法律案にも關係があるんです。統一した見解を示す義務がありますよ。両大臣、率直な見解をお示しただきたい。

○矢嶋三義君 科学技術庁長官の申される気持はわかるのですが、しかし、私の質疑に対する答弁にはならないのです。それと科学技術庁と文部省を背景に、大臣並びに政府委員がそこに御出席になられておるわけですが、私から見れば皆さん方は同一主体ですよ。立法府に対する責任をとるという立場においては共同責任にあるわけなんです。それがいろいろと食い違つて、そういう御答弁をいただいているのは、かえつてこちらから行政府の責任を、国民にかつて追及せざるを得ないのです。このまま下がるわけにいかないのです。で、要求は、その両者の一致したところの答を立法府に示し

ないと思つてゐます。この人はね。こういうところで議論されておつて、大学事務局の局長の最高責任者である小林という政府委員が不都合で云々、そこにしわ寄せされた形で、また、文部大臣がそういう眼で小林政府委員を見ていくということになれば、僕はあやまちを起す場合もあり得るのじやないかと思ふのです。私は単なる私見、私はそういう私見を持つておられます。それはともかくとして、両大臣ははっきり答を出して下さい。両大臣ははっきり答を出して下さい。両大臣は、この採決に應じませんよ。長い問題ですよ。そして、文部大臣は、十一大学の調査対象は、この前言ったように、三千とか言つたん

で、その三千が全部動員できるかできないかわからぬ、十一大学調査すればその答えが出る、四月末までには答えを出して科学技術庁長官に返答する、こういうことを明確に約束してゐるわけですよ。科学技術庁長官は、本年度の予算に關係なく一万人の動員ができる、それが池田内閣の所得倍増政策への協力である、国策としてやらねばならぬと、こういうふうに先般答弁されてゐるんです。その調整をしてほしいと言つておつたわけですよ。ところが先ほど、科学技術庁長官がおられ

○国務大臣(荒木萬壽夫君) 文部省が怠慢だといふお叱りでございますが、まあ結果的にはそう見えないとは申し上げませんけれども、勧告が出まして以来、誠意をもつて検討し、善処したいという努力は続けて今日に参つておるわけでございます。この前、池田長官からもお話ございましたように、御批判は別として、現実問題としては、いわゆる学生定員をオーバーして入学が許可されておる。これは今年度に限らず、従来もある程度さうであつたやうであります。今年度は幾らか以前に比べますと定員をオーバーした度合いが顕著ではございますけれども、勧告の趣旨は、大半は、現実問題としては私学に關する限りは一応解決しておるという観測を長官から述べられたことで御案内の通りでございます。そこで、先刻も申し上げましたけれども、まあ全私学を調査しなければ最終的な結論は出しにくいと思ひ上げたわけですが、それは勧告の背後にも含んでおると私も推察しますけれども、さきほど申し上げました通り、新教育制度が充足以來、大学の設置基準なるものが沿革的に誕

生し、今日までそれを基本に、国公私立を通じて、設置審議会でそれをものさしにして実施して今日まで参った。その事実は私学全般の立場から無視できないと思います。そこで、今後に向かつてはもう参りますが、当面三十六年度において追加募集するかいなかという課題にしまして、一応は過去の関係とのにらみ合わせというものは、公平な立場をとって考えます場合に無視できない事柄だ、そういう意味で、理想的に申し上げますれば、全私学の実情を聞いて、その上でないと、申し上げたつもりでございします。しかしながら、当面残っております課題は、科学技術庁長官から一応示されました十一大学について調べるのが当面の課題でございまして、一応の各大学当局に参りてらつての調査はいたしておりますが、結論的にどうするかという事になりますと、これまた先刻も申し上げた通り、現に定員をオーバーして入つておるそれを差っ引いて、さらに追加募集でもするという具体的な余地がありやいなやということ、簡単に結論に出し得ませんと同時に、今後、今申し上げた設置基準を運用面においてどう実情に即するようによい過去においてはそれなりの使命を果たしたとは思いますが、現状に照らし将来にかんがみまして、運用上妥当な結論はいかなるものであるべきかという事になりますと、なかなか一日、二日では結論が出にくい本質を持って参りますので、そういう点はある程度慎重にやることの方が勧告の趣旨にもこたえるゆえんであり、また今後の私学に期待する、現在教育の面からいきまして、まじめに取組んで結論を

出すべき課題であらう、こういう意味から、何月何日まで結論が出るという御質問にしまして、私はちよつと月日まで申し上げかねるという意味のことを御答弁申し上げたような次第でございします。

もある。これはおよそ行政、政治というものはタイミングと内容と、両方から見なければいかぬ。そういう意味からいって、これは私はもつとベターな方法があるはずだ。しかし、今日の段階になつてくれば時間的に間にあいませんから、私は不満でありますけれども、何とか一つ皆さんには特に御協力を願つて通過させるように、私からもあらためてお願いいたします。

○矢嶋三義君　そういうことは十分聞いてわかつておるわけですから、結論的に御答をいただきたいと思つたのですが、池田科学技術庁長官にお伺いいたしますがね。先般、あなたは、自分は微力でないという言葉もはかれておるのです。解決する、池田総理をわすらすまでもない、こういうふうな答弁されておるのですがね。あなたは文部省の風俗々々と責任を追求しますけれども、施政としては荒木文部大臣の責任を追求すべきじゃないですか。その荒木さんの部下がいかにあらうとも、実質上、形式上あなたとの関係では、荒木文部大臣が責任者じゃないですか。どういう気持ちであなたは答弁されるかもしませんけれども、やはりあなたは荒木文部大臣との関係においてこれを解決すべきじゃないですか。これは池田総理大臣をわすらすなれば解決できないのじゃないですか。このまま放置しておいたのでは、立法府に対して行政府の立場も立たないでしようが、国民に対しては相当な影響を与えます。池田国務大臣の御見解と今後の方途についてお答えいただきたいと思ひます。

○矢嶋三義君　科学技術庁長官としてのあなたの所管業務に關連がある内容の法案ですが、最も下策なものだという点について、どういふ点が下策だと認定される点になつておるか、一、二お気付きの点があつたらお教えいただきたいと思ひます。

○矢嶋三義君　あなた御病氣のところにおいでになられたのですから、あなたにあつた二点ほど何って質問を先へ進めたいと思つたのですが、この科学技術者の確保、それからこの法案に直接關係ある工業教員の確保に当たつては、給与改善ということが非常に論ぜられたわけですから、それで科学技術者の第一号答申にも、科学技術者、技能技術者の待遇改善ということが答申されておられますね、学術會議等のたび重なる決議、政府への申し入れ等もなされておるわけですが、私は先日新聞で拝見したのですが、科学技術庁長官の勸告権をもつて、科学者の給与並びに待

人です。それから、属僚の言ひ言葉にだまされて……あなたの言ひ通り最終的には、それは大臣の責任です、それはその通り。しかし、僕はこの席上でそういうことは言ひたくない。荒木君だつて少しわかつてくるだらうと思つて、今日まで二月ほどがまんしてゐる。これは与党の諸君に聞いてもらいたいんですけれども、何ら私は誠意ある、ここで委員会ではごまかしてあるけれども、誠意ある答弁はない、抽象的なことばかり言つて、一体これで日本の政治がよいのか。僕は日本の政治家の一人として嘆かざるを得ない。今あなたのおつきからの質問を聞いておりますと、いろいろな問題が、意味が含まれておる。たとえば荒木君は官学で官僚出身である、私は私学で政界出身である、さういふちがひな考へは持つておりません。私学出身であらうと、官学出身を何も……私は軽べつしていません、ある面において、私は口が悪いから、御承知のように。何も君、そんな……暗記学である、試験に合格しているやつは暗記学だ、人間の能力といふものは暗記だけじゃない。私学を軽べつされる理由は毛頭ありません。しかし、世間は軽べつしようとして、私自身はちつともコンプレックスを感じておらないわけだ。さういふ小さな政治家じゃない。国全体として、国の文教政策、いわゆる理工系の学生をこれから養成しなければならぬ、これは基本で、きょうも閣議の席上で私はその話を実は座談的にやつたんですが、というところは、私は最近関西その他の財界なんかの人たちと会つてみて感じていることは、十七万じゃ足りない。第三次産業に非常な数が吸収される。

○矢嶋三義君　で、これらの問題に關連あります当委員会が審議している国立工業教員養成所法案については、科学技術庁長官はどういう御見解を持っておりますか。

○矢嶋三義君　あなた御病氣のところにおいでになられたのですから、あなたにあつた二点ほど何って質問を先へ進めたいと思つたのですが、この科学技術者の確保、それからこの法案に直接關係ある工業教員の確保に当たつては、給与改善ということが非常に論ぜられたわけですから、それで科学技術者の第一号答申にも、科学技術者、技能技術者の待遇改善ということが答申されておられますね、学術會議等のたび重なる決議、政府への申し入れ等もなされておるわけですが、私は先日新聞で拝見したのですが、科学技術庁長官の勸告権をもつて、科学者の給与並びに待

○矢嶋三義君　科学技術庁長官としてのあなたの所管業務に關連がある内容の法案ですが、最も下策なものだという点について、どういふ点が下策だと認定される点になつておるか、一、二お気付きの点があつたらお教えいただきたいと思ひます。

○矢嶋三義君　あなた御病氣のところにおいでになられたのですから、あなたにあつた二点ほど何って質問を先へ進めたいと思つたのですが、この科学技術者の確保、それからこの法案に直接關係ある工業教員の確保に当たつては、給与改善ということが非常に論ぜられたわけですから、それで科学技術者の第一号答申にも、科学技術者、技能技術者の待遇改善ということが答申されておられますね、学術會議等のたび重なる決議、政府への申し入れ等もなされておるわけですが、私は先日新聞で拝見したのですが、科学技術庁長官の勸告権をもつて、科学者の給与並びに待

○矢嶋三義君　あなた御病氣のところにおいでになられたのですから、あなたにあつた二点ほど何って質問を先へ進めたいと思つたのですが、この科学技術者の確保、それからこの法案に直接關係ある工業教員の確保に当たつては、給与改善ということが非常に論ぜられたわけですから、それで科学技術者の第一号答申にも、科学技術者、技能技術者の待遇改善ということが答申されておられますね、学術會議等のたび重なる決議、政府への申し入れ等もなされておるわけですが、私は先日新聞で拝見したのですが、科学技術庁長官の勸告権をもつて、科学者の給与並びに待

○矢嶋三義君　あなた御病氣のところにおいでになられたのですから、あなたにあつた二点ほど何って質問を先へ進めたいと思つたのですが、この科学技術者の確保、それからこの法案に直接關係ある工業教員の確保に当たつては、給与改善ということが非常に論ぜられたわけですから、それで科学技術者の第一号答申にも、科学技術者、技能技術者の待遇改善ということが答申されておられますね、学術會議等のたび重なる決議、政府への申し入れ等もなされておるわけですが、私は先日新聞で拝見したのですが、科学技術庁長官の勸告権をもつて、科学者の給与並びに待

○矢嶋三義君　あなた御病氣のところにおいでになられたのですから、あなたにあつた二点ほど何って質問を先へ進めたいと思つたのですが、この科学技術者の確保、それからこの法案に直接關係ある工業教員の確保に当たつては、給与改善ということが非常に論ぜられたわけですから、それで科学技術者の第一号答申にも、科学技術者、技能技術者の待遇改善ということが答申されておられますね、学術會議等のたび重なる決議、政府への申し入れ等もなされておるわけですが、私は先日新聞で拝見したのですが、科学技術庁長官の勸告権をもつて、科学者の給与並びに待

○矢嶋三義君　あなた御病氣のところにおいでになられたのですから、あなたにあつた二点ほど何って質問を先へ進めたいと思つたのですが、この科学技術者の確保、それからこの法案に直接關係ある工業教員の確保に当たつては、給与改善ということが非常に論ぜられたわけですから、それで科学技術者の第一号答申にも、科学技術者、技能技術者の待遇改善ということが答申されておられますね、学術會議等のたび重なる決議、政府への申し入れ等もなされておるわけですが、私は先日新聞で拝見したのですが、科学技術庁長官の勸告権をもつて、科学者の給与並びに待

○矢嶋三義君　あなた御病氣のところにおいでになられたのですから、あなたにあつた二点ほど何って質問を先へ進めたいと思つたのですが、この科学技術者の確保、それからこの法案に直接關係ある工業教員の確保に当たつては、給与改善ということが非常に論ぜられたわけですから、それで科学技術者の第一号答申にも、科学技術者、技能技術者の待遇改善ということが答申されておられますね、学術會議等のたび重なる決議、政府への申し入れ等もなされておるわけですが、私は先日新聞で拝見したのですが、科学技術庁長官の勸告権をもつて、科学者の給与並びに待

○矢嶋三義君　あなた御病氣のところにおいでになられたのですから、あなたにあつた二点ほど何って質問を先へ進めたいと思つたのですが、この科学技術者の確保、それからこの法案に直接關係ある工業教員の確保に当たつては、給与改善ということが非常に論ぜられたわけですから、それで科学技術者の第一号答申にも、科学技術者、技能技術者の待遇改善ということが答申されておられますね、学術會議等のたび重なる決議、政府への申し入れ等もなされておるわけですが、私は先日新聞で拝見したのですが、科学技術庁長官の勸告権をもつて、科学者の給与並びに待

○矢嶋三義君　あなた御病氣のところにおいでになられたのですから、あなたにあつた二点ほど何って質問を先へ進めたいと思つたのですが、この科学技術者の確保、それからこの法案に直接關係ある工業教員の確保に当たつては、給与改善ということが非常に論ぜられたわけですから、それで科学技術者の第一号答申にも、科学技術者、技能技術者の待遇改善ということが答申されておられますね、学術會議等のたび重なる決議、政府への申し入れ等もなされておるわけですが、私は先日新聞で拝見したのですが、科学技術庁長官の勸告権をもつて、科学者の給与並びに待

遇の改善についての勧告をいたしたいという記者団会見記事を拝見いたしましたので、きわめて適切なことだと私は拝見したわけですが、科学技術庁長官のおお考えになっておられる給と並びに待遇の改善方策、それから勧告の時期並びに勧告をする対象はどういうものをおお考えになっておられるのか、お聞かせいただきたいと思います。

○国務大臣(池田正之輔君) これは今はつきりしたことを申し上げるわけに参りませんけれども、私はかねがね考え、また研究もいたしておたのです。御承知のように、科学技術の推進には科学技術者を大量に——日本は他の国々と比較して非常に少ないのですから、養成しなければならぬということが一つ、そしてそういう人たちがほんとうに真剣に研究し、勉強していただけるような環境を作っていくということ、これが二つの、二本の大きな柱だと思ひます。従つて、今まで私は文部省に向かつて數の面を申し上げておるわけです。従つて環境を作り出すということについては、これはなかなかいろいろな意味でむずかしい問題がございますので、矢嶋さんも大体御想像つくだらうと思ひますが、技術的にも相當むずかしい問題でございますから、実は内々研究はいたしておりますが、いつどういう形でやるかというようにすることも出したという希望は持つております。また出さなければならぬだらうと、私の現在の立場及び私の科学技術庁長官としての、日本の科学技術を推進するといふ責任からいって、出さなければいかぬだらうというふうには考へておりますけれども、まだ詳細な点について検討をいたしております。

○矢嶋三義君 科学技術庁長官に私はお願い、御要望申し上げておきたいのですが、政治家には演出ということも大事でなし、アドバールン、観測気球を上げるということは大事なことです。しかし、政権の座に直接最高責任としてついている場合と、しからざる場合とにおいては、政治家のとるべき態度はおのずから違ってくるべきだと思います。

うのです。一国の国務大臣という栄職にあられる以上は、科学技術者の養成勸告にいたしましても、あるいは技術者の給与並びに待遇改善方策について勸告をするというよりな、記者会見の談話を発表された以上は、やはり政治に対する国民の信頼というものを考える場合に、やはりその発言行動には責任を持たれてやり遂げられるということが、内閣に閣僚としてポストを持たれている大臣としては、特にその点は責任を持ってやっていただかなければならぬ、私はそれが正しい政治家の姿勢だと、こう考えておるわけです。この点については強く私はお願いを申し上げておきたいと思ひます。

もう一点伺っておきたい点は、科学技術振興の基本法の問題ですが、科学技術会議からの答申第一号の中にも、科学技術振興のために基本法を制定してしかるべきだという答申がなされておることは御存じの通りです。あなたもそういう構想を持たれているわけですから、しかし、あの大筋は自然科学オンリーといえますか、一辺倒的なものなんでしょうね。ところが、ごく最近上野で開かれた日本学術会議の総会では、あの答申について活発なる議論が展開されたときも承っているわけです。そうして、やはり自然科学のみならず、人

文社会の科学等総合的に考えなくちゃならない、そういう角度からの基本法というものを制定する必要があるという意見具申をするようにききました。ということです。この点について、最も所管業務に関連ある科学技術庁長官としては、これからの作業をいずれの方向づけをして進められようとしているか、このことは非常に私は重要だと思うのです。

よ。いづどあなたが科学技術庁長官に更迭されようがされまいが、わが国の国策の方向づけとしてきわめて重要だと思ふのですが、どういう御見解をお持ち、あなたの部下職員に対してどういう指示をなされようと思われるのか、その点承りたいと思います。あと一問あります。

委員の御希望、御意見、私はそれほど榮譽だと思つておりません。責任は強く感じております。従つて、私は野にあらうと朝にあらうと、あらゆる場合に私は自分の言動に対して責任を持つておるつもりでおります。それによつて区別つけるほど、そんな器用なまねを私はいたしません。それからあとの方の基本法につきましては、これは最も大事なことでございますので、ただいま実は基本法の専門部会を作るつもりで人選を進めております。御期待に沿うようにいたしたいと思つております。

○矢嶋三義君　まあ大臣そうおっしゃるけれども、私はどなたでも区別があられるのが自然じゃないかと思うのですよ。それは私はあなたをある面では尊敬しているが、ともかく日本の政界では池正という名前が通つて、そのふろしきは廣くて強いということでは有

名で、（笑声）それは野にある場合と池田内閣の一国務大臣という場合とは、おのずと僕は若干違わなくちゃならぬのじゃないか、少なくとも違うような気持で言動していただかなければならぬのじゃないかというように思つて何つたわけですが、あなたはいささかも區別してないといふことはけつこうです。それで先般の勧告の周

題にいたしましたが、給与の点についても、あなたが新聞記者にああいうふうに発表しますと、これは科学技術者は、池田長官は話せる、よくわかっていゝといふので非常に期待していますよ。それがもしゼロになるようなことになりますと、これはあなたのみならず、日本の政治家が不信を買うわけで、矢嶋まで被害を受けるわけですからね。(笑聲)それで申し上げたわけでありまして、これを御要望申し上げます。

豊瀬委員から質疑があるそうですが、もう一問だけして豊瀬委員とかわりますが、科学技術庁長官がおられるところではつきり答えていたのだきたい。それは、村山大学課長、あなたは十一大学全部調査したわけですね。調査した結果、一体何ですか、増員、収容する見込みがあると判断しましたか、判断しませんでしたか、事務当局の一員として。先般、六大学を調査した、その後若干の大学を調査したが、全部終われば結論が出るということでしたね。私からあなたに詰問したでしょう。ある特定大学が収容能力があるかないかを調査するのだから、十一が全部調査を終わらなくても、調査の終わった分だけで答えが出るはずじゃないかと畳みかけたところが、あなた

は、十一大学の調査が全部終わらない限りは、十一大学の調査が全部終わらなければ出ませんということですが、十一大学全部終わったということなんです。から、また四月になって全部終わるという約束だったのですから終わっているはずで、その時点で立って、あなたは収容能力を動員できる、科学技術庁長官の趣旨に沿うことがある程度できるといふような事務当局の判断を、

一事務官としてしているかしていないか。その点お答え願います。時と場合で答弁が変わるよりだったら私は大きい声出しますよ。

○説明員(村山松雄君) 十一大学につ  
きまして、大学学術局におきまして、  
関係課長、係官で事情を聴取したわけ  
でございます。私全部につきまして逐  
一立ち会ったわけございませんが、  
関係者の間で話し合ひまして大体事情  
聴取の結果まとめてございます。その  
結果につきましては、実は十一大学  
の中でおいでにならなかったところも  
ございますし、また、おいでになつた  
ところでも、お願いいたしました資料を  
十分お持ちにならなかったところも  
ございます。申すまでもなく、大学で学  
生をこれ以上収容することができな  
いかということ、大学の教員組織、  
それから施設設備の状況、それから現  
在までに各年次にわたつてどのように  
学生をそこに収容しておるかというよ  
うな関連において判断いたさなければ  
ならぬ筋合いのものでございますが、  
それらの点につきまして、必ずしも  
十分な資料をお持ちいただきまして的  
確に判断できたというよりなことには  
実は遺憾ながらならなかったわけで  
ございまして、まあそれにいたしました  
も、聴取しました限りにおきまして、

どのような事態であつたか、どのような可能性があるかというところにつきましては、まとめて上司に報告してございまして、その取り扱いにつきましては、私どもの方では、まだどのようにするかにつきましては指示も受けておりません事柄もございまして、事情聴取の結果の報告をいたしましては、この程度で御了承いただきたいと思ひます。

○矢嶋三義君 それで池田長官、今の答弁に対してどういふ長官として感じを持てるか、お答えいただきたいと思ひます。だから私はさつき言つたように、あなたがほんとうにこちに、文部大臣に報告してゐるなら、やっぱり文部大臣が池田長官の対象です。文部大臣の責任です。池田長官の御所見を承りましょう。そういうことでよろしいですか。

○国務大臣(池田正之輔君) 一体、私立大学を呼んだけれどもおいてにならないとかいって、この間の答弁はおいてにならないので書面で答弁を受けた、そういう君らごまかしの答弁いけませんよ。文部省はそんなことで日本の文部行政が、文教政策ができるか。そんなばかな話あるかい、君。おいでになるかならないか、これはならないけれども文書で来たからやつたとか、でたらめじゃないか、君は。私は行政府の一責任者というよりは、僕は日本の政治家としてこれを嘆き、あえてかような乱暴な言を、皆さんから見たら乱暴と思はれるかもしれないが、これは与党の方々も全部おそろいですから私はあえて申し上げます。こんなことで日本の文教政策は私はよくなると思ひない。しかも、この激変する科学技

術、世界情勢、この間に処して日本が他の国にこのおくれを取り戻していくとか、りっぱな言葉で言つてゐるけれども、何にもしてない、文部省といふのは、もうすでに先月の二十八日じゃありませんか、終わると言つたのは、それでまだできていない。それからまだ一体実態調査ができていない。先ほどから私照つて聞いておりましたけれども、できないはずはないじゃありませんか。一方においては審議会をひらめかし、定員はどうとか、こうとか言ひながら、現実には二倍三倍通つていふという現実を見ながら、その調査もできない。一体文部省は何をやつてゐる役所なんですか。何をやつてゐる役所か私にはわからない。この重要なこと、これだけ論議されてゐる問題に、数をまだ調べていない、二カ月たつて、ふざけたやつです。これはあなたに言わせれば、榮譽ある国務大臣として言うべき言葉じゃないことも私は承知いたしておりますけれども、きょうは実は少しかせを引きました寝ておつたのですが、あまり何だか、実は与党の方々にごめいわくをかけてもいいかぬし、政府にごめいわくをかけてもいいかぬと思つたから、私は無理に酒を一杯引つかけてきましたので、若干脱線したかもしれない。言葉は荒かたつたかもしれないが、私の真意は、このままでは日本の科学技術の振興は不完全であり、従つて、責任ある私の立場として――榮譽とは思ひませんけれども、責任ある私の立場として、このくらゐのことを言わないと文部官はわからぬから言つておる。こういうことです。

○矢嶋三義君 もう一問、荒木文部大臣、どうなんですか。池田国務大臣の

ように、御病氣のところを、この法案審議をスムーズにするために御出席をいただいたという点については僕は感銘してゐるわけなんですけれども、しかし、やっぱり答へが出なければならぬのでおいでを願つたわけなんです。池田長官の御所見なり承つたわけですが、文部大臣として何らかの御発言があつてしかるべきじゃないですか。あなたの答弁いかんによつて私の態度をきめますが、いかがですか。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) 池田長官の御発言にたいしては御発言に至りま

すまで、御告の趣旨は十分にわかつておりますから、誠意をもつてこれに對処してきておるつもりでございます。元來、御告に對しては結論は、その右から左に漸次的に出るものではない、また出すべきではない。出すべきではないと申しますことは、御告を誠意をもつて受け取れば受け取るほど、誠意ある結論をもつておこたえずべきである、こういう考え方です。今日まで来ておりました、いわば行政内部の相互關係で、池田長官も言ひましたように、池田長官と私の間でさらに検討を進めていって、御告の趣旨に沿つた結論を長官に連絡するといふ時期は、初め思つたよりもズレてはおりますが、当然両者の間で結論づけらるべきもの、またそれが可能であるもの、そういう考え方です。誠に對処しておるといふことを御了解いただきたいと思ひます。先ほど事務當局から一応申し上げましたが、一応の調査の結果的な数字はありますけれども、それをどう取り扱うか、現実の問題としてはほとんど、これこそ長官の言を先ほど引用しましたが、現実に

は解決しておる。しかしながら、学科の新設、定員の増加については、法制上は届け出になつておるが、従来の十年このかたの取り扱ひは、学部、認可条件として事実上は協議をしておいたことといふ取り扱ひ方です。今申し上げるうちに、協議以前に入学者は相当数が入つて現に教育を受けてつある。それならば法律制度があつてなきがごとし、あるいは認可条件等も文部省だけが考へておるので、認可条件を實行してないじゃないかといひますからこそ、これでいいのか。この現実が私学の特性からしてやむを得ざるものならば、今までの取り扱ひ方、運用上の何か間違いがあるかないか、そういうことを今までの十年の実績と見比べながら、不公平にならないように、そしてまた今後につくまして改めるにしても、間違ひのないように、どういふ結論を出すべきであらうか、そういうことをあわせ検討しておるわけでございます。いきなり数字的な結果だけを技術長官に連絡をするところで能事終われりすべきではあるまい、こう考へて幾らか慎重、従つてまた時間も予定よりかはかつておるといふ実情でございますことを御理解を賜りたいと思ひます。

○豊瀬一君 長官が体の調子が悪いので、一、二質問しておきたいと思ひます。

長官がまだお見えにならぬときに、私、科学技術者の養成はもろんのこと、工業教員養成確保の問題について、現在、文部省が考へておるような工業教員養成所の設置はまことに國費

の乱用であり、下策である、むしろ官公立、私立、特に私立大学の協力を得て、この中で工業教員の確保も同時に進めていくべきである、こういう質問をいたしましたところ、大臣は、臨時の措置でございまして、私立大学に将来迷惑をかけては相済みないと思ひます。こういう答弁があつたのであります。しかしながら、すでに長官も存じのように、私立大学で申請してゐる十一大学はかなりの生徒を増員しております。特に私が指摘したいのは、入学試験を大学当局がやりこなつていて、二百名以上の水増し入学を認めております。これについては、文部大臣は、予算措置をしますと、こゝろを言つてゐる。私立大学がそれぞれの自主的な経営の判断に基づいて、すでに生徒を増員して、入学をしてゐる。これを現在文部省が考へておる工業教員確保の基本方針に照らして協力を求め、補助すべき予算は措置して、国立養成所を設置するだけではなくして、私立大学の協力を求めて、この問題を総合的に解決すべき責任が文部大臣にあると思ひますが、これをすると私立大学に迷惑をかける、こういう答弁を荒木大臣はしておるのですが、長官の御見解をお聞きしたいと思ひます。

○国務大臣(池田正之輔君) 迷惑といふのは一体どういふことか、私にはわからないです。でも私も私と荒木君との考へは違ひですね。それから、あなた今十一大学とおっしゃいましたけれども、そのほかのあらゆる大学がとつてゐるのです。一体、むしろ私は文部大臣に聞きたいのです。この人はめつたに親しくお話できませんから、こゝで言うのですけれども、一体それを認め

三十七

るのか認めないのか、このままにしておくのかどうなのか、僕は文部省にそれを聞きたい。それから、その場合に、今御指摘のあったように、官学は認めると、こうおっしゃるでしょう。当然私学は認めるべきです。また認めないなどという、そんな権限は文部省にないはずなんです。そのところを、もう少しここで明確にしたい。だいたい、どうも荒木さんという人は親しく話ができない、残念ながら。あえてこれだけ申し上げておきます。

○豊瀬一君 また、これもあなたが見えない前の私の質問に対する大臣の答弁なんです、あなたの勧告につきましては、非常に好意ある進言であつて、大臣としてはけんけん服膺してこれが実現化に努力しておる、こういう御答弁であつたのです。私は一応、大臣の答弁ですから、うそでなかつたと思うのですが、参議院の予算委員室においていた、両者の見解統一について矢嶋委員から要望がありまして、その後、それぞれ私立大学等と折衝されて、あなたの勧告に対応する荒木大臣の方からの回答ないしは話し合いがあつたかどうか。あつたとすれば、今日までの程度進んでいるかどうか。前回この部屋であつたと思ひますけれども、大平官房長官は、あなたやその他のかわりとしてみえて、四月一ぱいは両者の見解を統一させる、と、こういうことを理事会の席上ではつきり言つて歸つておるわけですか。前回のいきさつからみても、当然その措置はされておると思ひますが、今日までの間に、大臣と勧告問題をめぐつて、解決のために、また、あなたの勧告にこたえるために、荒木大

臣がどういう措置をしたか、こまかな内容まで立ち入つていただく必要はありませんので、概括、基本路線だけ御説明願ひたいと思ひます。

○国務大臣(池田正之輔君) 私は先月の二十九日の晩から旅行いたしました、けさ歸つてきました。従つて、私は出発前に、たしか文部政務次官だと思ひましたけれども、記憶は違つておるかもしれません。だれだつたかはつきりしませんが、とにかく二十八日までに、各学校は、もつと早くやれるはずだ、途中で二日も休んだらして、そういう調子で進んで、誠心誠意やつてゐるのだと、そんなふざけた答弁はありませんよ。やつていませんよ、實際、だけれども、二十九日から旅行に出るから、それまでにと言つておつたが、けさ歸つてきて、まだろくな回答も、文部省のはつきりしたものは私承つておりません。

○豊瀬一君 たしか四月の十三日であつたと思ひます。予算委員室で質疑をやつた際にも矢嶋委員から要望があつた、今日まで、その具体的な話し合いがないということですが、長官のたゞいまの答弁と関連いたしました、まず小林大学局長にお尋ねをしたいと思います。私立大学において増員入学させた総数、今日まで、先ほど私が聞きましたら、十一大学を呼んで調べたおと、村山課長の答弁では、上司に報告しておるということですが、おそれる上司というのはあなたか、大臣だろ、と、その検討した結果の内容を明らかにしていただきたい。○政府委員(小林行雄君) 大へん申しわけないのでございますが、私ずつと

病気で休んでおりました、昨日から出て参つたわけでございまして、實際この調査に立ち会つておりませんが、私立大学十一大学を呼んだところが、中には全然さういふ増員計画を三十六年度でやるつもりはないということが出てきたけれども、出てきていろいろ説明していただいたけれども、三十六年度でやるということも考へていないということも申し立てられたところがあるようにございまして、實際に具体的な計画をお持ちのところは四つの大学であつたように承つております。

○豊瀬一君 水増し増員数の把握は、――ないならないと答えていたにいたつた。○国務大臣(荒木萬壽夫君) 十一大学については、一応御質問の趣旨に沿うようなふりには、一応のことばはわかつておると思ひますが、これは私学の経営それ自体の實際に關係しますこととございまして、もう少し検討させていただきます。正式には御報告する機会を持ちたいと思ひわけでございまして、十一大学だけについて申し上げます。全体としては把握できないわけでございますから、その意味では全私学について、ほんとうは調べて報告すると思ひます。実際のところ、今までの認可定員というものはろくなわかつております。それから毎年法律に基づく指定統計の報告を求むるわけでありまして、その指定統計上の数はわかります。しかし、御指摘のような現実の入学者数がどれだけだということ、正確には把握できない実情でございます。

で、制度的には届出になつてゐるけれども、あなたの言葉をいうと、何か、とてもつまらない私立大学等が戦後は続出したから、實際は認可制度的な協議をやつてゐる、こういうことでは。○政府委員(小林行雄君) 制度といつたしましては、これは届出でできるといふことになつておりますが、從來、大学の設置認可の際、これらについてはあらかじめ御協議を願うという条件がついておりました。これはやはり前年の九月末までに承認申請書を出していただくというのが從來の慣例でございます。

○豊瀬一君 前年の九月ごろまでに申請をするのだつたら、今年度の増員について把握できてゐるのでしょうか。○政府委員(小林行雄君) 三十六年度の大学設置認可に關しては、これはすでにそれぞれ申請がございまして、これについては全部認可が出たわけでございます。

○豊瀬一君 答へなさい。○政府委員(小林行雄君) 三十六年度につきましましては、三十六年度の年度末までに認可すべきものについては、すべてこれは定員の増員も承認したわけでございます。ですから、これについては特に水増しというものがあつたわけではございません。

○豊瀬一君 現在水増し入学をしてゐる点については、水増し入学ではないとして、文部省にすでに届け出られ、それを認知した数ということですか。○政府委員(小林行雄君) 現在承認されている定員以上に、定員を上回つて實際入学している数というふうに私解釈いたしております。

○豊瀬一君 その数を把握してゐないということですね。○政府委員(小林行雄君) 私どもこの十一の大学につきましては、これは先般いろいろ調査をいたしました結果、数字は一応把握いたしております。○豊瀬一君 十一大学のそれぞれについて把握しておるのですか。○政府委員(小林行雄君) そのうち御承知のように、先ほどお答え申しましたように、七つの大学につきましては、三十六年度のこれから増加する追加増員というものは考へていないといふこととございまして、それについては調べておりませんが、それ以外の四つの大学については、一応私どもとしては把握をいたしております。

○豊瀬一君 四つの大学の増し学生数は。○政府委員(小林行雄君) 現在の入学定員は四つの大学につきましては二千八百五十で、實際入つておりますのは三千九百三十という数字であります。○国務大臣(池田正之輔君) これはきわめて重大なことでありまして、四つの大学だけが水増ししたような印象を社会に与えることはこれは重大です。私学はほとんどすべての大学がこれは水増ししてゐるのです。これははつきりさせてもらふと、そうすると、ほかの大学はよくて、その四つだけが悪いという印象を与える。君はそういう答弁はいかぬよ。

○政府委員(小林行雄君) 現在承認されている定員以上に、定員を上回つて實際入学している数というふうに私解釈いたしております。

○豊瀬一君 その数を把握してゐないということですね。○政府委員(小林行雄君) 私どもこの十一の大学につきましては、これは先般いろいろ調査をいたしました結果、数字は一応把握いたしております。○豊瀬一君 十一大学のそれぞれについて把握しておるのですか。○政府委員(小林行雄君) そのうち御承知のように、先ほどお答え申しましたように、七つの大学につきましては、三十六年度のこれから増加する追加増員というものは考へていないといふこととございまして、それについては調べておりませんが、それ以外の四つの大学については、一応私どもとしては把握をいたしております。

○豊瀬一君 四つの大学の増し学生数は。○政府委員(小林行雄君) 現在の入学定員は四つの大学につきましては二千八百五十で、實際入つておりますのは三千九百三十という数字であります。○国務大臣(池田正之輔君) これはきわめて重大なことでありまして、四つの大学だけが水増ししたような印象を社会に与えることはこれは重大です。私学はほとんどすべての大学がこれは水増ししてゐるのです。これははつきりさせてもらふと、そうすると、ほかの大学はよくて、その四つだけが悪いという印象を与える。君はそういう答弁はいかぬよ。

○政府委員(小林行雄君) 現在承認されている定員以上に、定員を上回つて實際入学している数というふうに私解釈いたしております。

○豊瀬一君 小林局長、七大学については水増しのあれは措置はしてないし、それはない、こういう答弁があったというんですが、十一大学のうちの七大学の方も水増ししているのじゃないですか。

○政府委員(小林行雄君) それ以外です。先ほど申し上げました四つの大学については把握をいたしておりますが、それ以外のところにつきましては、七つの大学については三十六年度の追加増員計画というものがなく、いうことでございますので、調査を特にいたしておりますので、あるいはこれらについても定員以上に入学させているものがあるのではなからうかと思っております。

○豊瀬一君 小林さん、あなたは休んでいたから知らないかもしれないが、額次官が前回答弁した際に、五校か六校かの調査をして把握をしていると、こういったのですよ。あなたの場合は四校しかわからないのですか。

○政府委員(額次三君) 私が答弁いたしました際には、四校だけがそういう計画がないということで書面で断わって参りました。その後残ったものの七校でございますが、それについてあげました際にも、三校はまだ計画がないということで、結局だんだん調査を進めて参ります際に、四校だけがそういう計画があるということで、ただいま局長が申し上げましたように、その四校についてだけの水増しの数等は把握しているわけでありませう。

○岩間正男君 議事進行。  
○豊瀬一君 ちょっと待って下さいよ。どうせあなたと同じような意見で、さきば議事進行になるんでしょ

から。小林局長、単に十一大学だけでなくして、ほかの私立大学等も工業技術者の確保という立場から、すでに増員入学をさせているという点は認めますか、数の把握はなくても、そういう現状であらうというところは認めますか。

○政府委員(小林行雄君) 従来、私学につきましても、いろいろな理由から公認された定員以上に学生を入学させているのが普通の状態であらうと思っております。

○豊瀬一君 僕が聞いているのは、普通の状態のことではなくして、今年度、従前よりかなり大幅に増員入学させておられるというところを認めますかというところを聞いておる。

○政府委員(小林行雄君) その点につきましては、まだ私もとしては本年度の入学者の状況について調査をいたしておりませんので、前年あるいは前年と比べて特に多いかどうかという点については把握をいたしておりません。

○豊瀬一君 その調査がないということは、先ほどから私が問題の骨子として聞いている技術者養成、あるいは工業教員の確保について、私立大学の協力を求めたいという意向は文部省に現段階ではないということですね。

○政府委員(小林行雄君) 工業教員の、いわゆる高等工業学校の教員養成につきましても、先ほどから大臣もお答え申しましたように、これは現在の需給の状況、それから将来の急増という点に対してとりまいた臨時的な措置でございますので、これを一般に開放して、広く学校教育の体系として私学にもやってもらうということになり

ますと、いろいろの問題が生じます。たとえば、需給のバランスがとれた場合には、これを廃止するということが私どもの考えでございますが、それを一般に、広く私学でもそういう養成所を作るということになりました場合に、廃止することができなからうかという問題もありますので、これにつきましても、私も国立だけでやるというところで、今のところ特に私学の協力を求めるというところは考えておりません。

○豊瀬一君 僕は一番当初にもあなたに対して注意をしたように、僕が聞いているのは、三カ年間という変則の工業教員養成所を私学に対して協力を求めるか、そんなへまな質問はしていませんよ。僕が質問しているのは、現行大学制度の中で、私学がこれに充当されるならば、国庫補助をする等の措置をしながら三年制という変則の教員養成を行なわずして、私学の協力を求めながら養成していくのが文部省の方針であるべきじゃないか。これを求めていく意思はないのかということなんです。ないのでしょ。

○政府委員(小林行雄君) 一般に科学技術者の養成につきましては……  
○豊瀬一君 工業教員だけでよろしい。

○政府委員(小林行雄君) 工業教員だけでなくでございますか。工業教員の養成というところだけに限定した場合に、今のところそういうことは考えておりません。

○豊瀬一君 そうすると、池田科学技術庁長官は、官公私立という用語を使つて、科学技術者の養成について、私の把握では、工業教員養成の間

題等についても同様に協力を求むべきだ、こういう見解であつたと思ひますが、長官、間違ひありませんか。  
○国務大臣(池田正之輔君) これは御承知のように、需給の關係が非常に重大なウエイトを持ちます。従つて、養成所を作つても、先般来この委員会でも私に聞いておりましたが、皆さんも御心配なすつて、せっかく養成してもほかの方に吸ひ上げられはせぬかという御意見がしばしば出ております。そういうことになりますと、絶対数というものがこれがものを言うのでございませう。そういう意味から言いますと、公立私学も含めて全体として考えるべきじゃなからうか。なぜそこまで一体文部省は考えてくれないのか、私はほんとうに残念だと思ひます。今、局長の答弁を聞いておきますと、これは全体を含めたいわゆる答弁でしたが、速記録を見なすとわかりませんが、僕も忘れましたが、私学に対しては協力を求める気持はありまじやんとはつきり言つておる。これは私は政府の一人として聞き捨てならない答弁です。

○豊瀬一君 これは荒木大臣が私の方針に対して答へられました、文部省の答弁に対して好意ある御忠告としてけんけん服膺してこれが実現に努力しておる、こういう答弁と、今、池田長官の答弁は矢張委員の質問の際にも出たように基本的に異なつてゐるでせう。確保の問題についても、これでし

たら、私が矢張委員の質問と関連して言つたように、食い違ひについていろいろ質問を今日まで続けてきたけれども、私どもとしては四月十三日でしたか、両者の見解を一致してもらひたい、こういう角度に立つて問題を討議

をしてき、結論は出なかつたけれども、四月一日に実施したいという文部省、与党の意向もあつたので、今日まで法案の審議に協力してきたわけですよ。そうして大平官房長官はわざわざ政府の代表者として、四月末までには調整をするから協力してくれ。ところが、私が、私が言つてゐる科学技術者だけでなくして、工業教員養成の問題についても基本的に確保の問題について食い違ひがある。ここで小林さんに再度言つておきたいのは、私は教育委員会について、数県しか調べておりませんけれども、東京都の場合でも希望者数二百人のうちの六十三人しか採用をしていない。工業の場合には、埼玉県でも四十九人応募があつて、そのうちから二十二名しか採用してない。福岡県も、千葉県も、神奈川県も、物理学、生物、化学、地学合わせてみましても、東京都のごときは、七百九十一名の応募者の中に百五十五名も採用されている。だから、教員を希望しておる者が少ないというところは断言できないわけなんです。もちろん試験に応募していても、採用の時期がおくれるために、他の会社に有利な条件で入つておる者もあります。しかしこのことは、方法さえ考えれば、午前中から私が言つてゐるように、方法さえ考えれば、たとえば採用の事前通知の時期を早めるとか、そういうことによつて確保できる。だから三カ年間に急増したいというのは、工業教員確保に支障を来たしておるという理由は何一つ成り立たない。そうして当然四年制の大学を出た者で、文部省が予算措置をしたり、あるいは考えられておるような授業料の免除規定とか、あるいはその他の資金の

援助をすれば、現在の私立大学の制度の中で、工業教員を確保することは決して困難な問題ではない。しかも三カ年間修業した者が、これが教員になることは、文部大臣が幾ら使命を強調しようとも決して保証はできませんよ。私自身、今から四年前に教えた中学の生徒に会って聞いてみると、工業教員養成所の三カ年間、そういう恩恵があればそこに行つておいて、工場等から高い給料でもらい受けたるときには、年少者の少年工員の指導者として、いい条件ができればそこにも行ける、ただし三カ年間の免除は適用されなくなるけれども、そのくらいのことには会社が措置をしてやれば、これまた逃げて行く危険性は多分にあります。従つて、工業教員がかりに不足しておる、いわゆる採用される者が少ないというのをかりに認めても、工業教員の確保を、現在の教育制度の中でこれをこわさないで、しかも三カ年間の質の悪い教員の養成でなくして、もっといい制度の中で確保できることは、文部省が本気になりさえすればできることであるし、すでに私立大学等ではその受け入れ態勢が整つてゐる。これらに対して具体的な措置を今日まで……、今、大学局長の答弁のように中で、この法案の審議を認めて下さいというような工業教員養成の基本態度に対して、文部省としてはきわめて怠慢です。大臣の答弁もろくにりくとして問題の核心を少しも指摘してない。そうして長官との話し合ひは、忠実な助言としてけんけん服膺していくという答弁をしておりながら、長官のたゞいまの答弁を聞いてもらひなさい、荒木君は何も言つておらぬと言つ

てゐるじゃないですか。何でもあなたは委員会にうそを言いますか。委員会の要請の建前からしても、今日まででも、連休を割いてでも、あなたの方から池田長官の方に見解の統一を求めて、きよらあげたいという、あげようという当委員会の方針に従つて意思統一をさせるべきじゃないですか。私は、それがなければこの法案の審議は留保しなさい、こう言つて、あなたに理事会の席上でも注意しました。そのときにあなたは、早急にやりますから審議を進めてくれと、こうおっしゃつておる。あなた方自体に、当面でき得る、そして必要な措置をやらぬで、おしこも重要な技術庁長官の勧告を今日まで放置しておりながら、法案の審議を進めるといふことは、これは文部省として怠慢もはなはだしいですよ。どうですか、大臣、早急に、長官もあなたとならば話し合ひできるという、この善意を私は認めます。長官と文部省の見解を統一して、工業教員確保の問題について、養成所設置法案を通すということでもなくして、全般的に私立大学等の協力の態勢の中で、あなた方が予定されておる必要数の確保について、きちんとした見解統一をもつて本委員会に臨んで審議を求めて下さい。その点についての見解を求めます。

○国務大臣(荒木高爾夫君) 勧告を忠実に守りたいという意味のことを申し上げました。その通りにやつております。繰り返して申し上げますが、勧告の趣旨は、今後少なくとも十年にわたつての科学技術者の不足に対処して万全を期せよというのが主眼点でございます。それに付加して、三十六年度にお

いても予算の關係なしにやれるものがあつたらやつてしまふべきだということとが付加されておるわけでありまして、今後十年にわたつての問題は、今までの文部当局としての考え不足、努力不足もひろくございまして、それを大いに検討して前向きに整備していきたいという考え方で、当面三十七年度予算を考へるにいたしまして、勧告の趣旨を十分に検討していききたい、こういう考えであることと当面としては十分である。そいつを具体的な成果を得るために今後努力をいたします。三十六年度の予算に關係のない増員というものが可能であるかという点について、これこそけんけん服膺して、今まで十一大学について調査いたしましたわけでございます。この十一大学も、長官の勧告の線に關連して、出されまゝの線に沿つて調査をいたしたわけでございます。その結果は一応数字的には把握しておりますけれども、それを具体的にどう処置するかという点については、文部当局としては、責任ある結論を得る長官には連絡すべきものとして、その意味の検討をいたしておることを先刻私御答弁申し上げたわけでございます。その間、いささかもそこはございませぬ。ただ、先刻申し上げた通り、十一大学を調査して、最終的な結論をきょうでも申し上げ得ればと思つてはおりましたものの、責任を持った結論を申し上げるのにはちよつと時期尚早だと思ひますから、その意味においての検討をお許しを願つておるような次第でございます。池田長官との間において、勧告に対する処置、ことに当面三十六年度予算に關係のない処置については、

可分の關係だと思ひます。これは別問題でないと思ひます。ですから国立工業教員養成所に関する法律だといつても、教員養成をいかにするかという立場で、内閣提出にかかる法律案が、行政府で閣立を考えたから国立教員養成所となつてゐるわけで、根本的な、本質的な問題は教員を養成しなければならぬ。それをいかにして國として養成をするかということであつて、それは豊瀬委員から質疑されたように、国立だけでなくして、私学を通じて教員養成をする方法もあるのではないかと、これは當然議論の対象になることであつて、別途でないと思ひます。これらの問題について、これは内閣提出にかかる法律案です。両大臣の見解が違つてゐることは、これはかなり重大です。私は前からの引つかりで、委員長・理事打合會の話し合ひの方針にのつて今まで審議して参つたわけですが、しかし、自民党の幹事長さんも國會対策委員長さんもおいでになつておられるわけですが、ちよつとひど過ぎるのではないですか。この問題については以前から、私は内閣の統一見解と責任をたゞす意味で池田総理を呼ぶべきであるけれども、お気の毒だからというので、二度ほど大平官房長官を内閣の代表としておいで願つて質疑したわけですが、その経過については、先ほど豊瀬委員から指摘された通りですね。そうして、きよりの段階において池田、荒木両國務大臣の答弁を承りますという、私は引き延ばしや何かする気はないのですが、いかに考えても、内閣提出にかかる法律案を立法院が審議する立場か

ら考えた場合に、これは重大だと思ひ  
のです。委員長はどういうお考えか知  
りませんけれども、私の現在の心境  
は、これは非常に気の毒だけれども、  
この問題については両大臣は解決でき  
ない。内閣の最高責任者である池田さ  
んの取りまとめと申しますか、責任あ  
る見解を僕は承らなければならぬ。何  
も引き延ばすとか作戦とかではなく、  
純粋な気持ちで、立法院に議席を持つ  
員として、今まで審議してきたものと  
して、先ほどの質疑応答を承っており  
まして、そういう気持ちなんですがね。  
これはおそろしく私は小沢対策委員長に  
しても、高橋と党の幹事長にしても、  
先ほど来の質疑応答をお聞きになって  
も、そういう気になっていると思うの  
です。従って、私はその点について  
委員長、理事で打ち合わせ、話し合い  
をしていただきたと思うのですがね。

○委員長(平林剛君) 速記をとめて。  
〔速記中止〕

○委員長(平林剛君) 速記をつけて。  
暫時休憩いたします。  
午後九時四十九分休憩

午後十一時三十三分開会

○委員長(平林剛君) ただいまから委  
員会を開いたいたします。  
本日はこれにて散会いたします。  
午後十一時三十四分散会

四月二十五日本委員会に左の案件を付  
託された。

- 一、学校教育法等の一部を改正する  
法律案(予備審査のための付託は  
二月二十三日)

四月二十七日日本委員会に左の案件を付  
託された。

- 一、高等学校の定時制教育及び通信  
教育振興法の一部を改正する法律  
案(矢嶋三義君外六名発議)

高等学校の定時制教育及び通信教  
育振興法の一部を改正する法律案  
高等学校の定時制教育及び通信  
教育振興法の一部を改正する法  
律

高等学校の定時制教育及び通信教  
育振興法(昭和二十八年法律第二  
百三十八号)の一部を次のように改正  
する。

第五条の見出し中「校長及び教員」  
を「教職員」に改め、同条第一項中「及  
び教員」を「教員」に改め、「実習助手  
に限る。以下同じ。」の下に「及び事  
務員(本務として夜間において授業  
を行なう定時制の課程の事務その他の  
職務に従事する事務職員その他の  
職員に限る。以下同じ。)」を加え  
る。

第六条の見出し中「校長及び教員」  
を「教職員」に改め、同条中「及び  
教員」を「教員及び事務員」に改め  
る。

第七条中「校長及び教員」を「校  
長、教員及び事務員」に改める。

附 則  
この法律は、昭和三十七年四月一  
日から施行する。

四月二十八日本委員会に左の案件を付  
託された。

- 一、女子教育職員の産前産後の休暇  
中における学校教育の正常な実施  
の確保に関する法律の一部改正に

関する請願(第一九七五号)  
一、としよりの日を国民の祝日とす  
るの請願(第一九九一号)(第二  
〇一二号)

一、建国記念の日制定に関する請願  
(第一九九二号)(第二〇一一号)  
(第二〇二二号)(第二〇五六号)  
(第二〇九六号)(第二〇九七号)

一、茨城大学に原子力医学部設置等  
に関する請願(第二〇三七号)  
一、理工系専科大学実現推進に関す  
る請願(第二〇九五号)

第一九七五号 昭和三十六年四月十  
四日受理

女子教育職員の産前産後の休暇中にお  
ける学校教育の正常な実施の確保に関  
する法律の一部改正に関する請願(二  
十一通)

請願者 石川県鹿島郡鹿島町金  
丸 宮本時子外一万九  
千二百八名

紹介議員 豊瀬 慎一君  
産休制度ができ、補助教員が配置され  
るようになってから、女子教職員の母  
体保護の手だては従来にくらべて改善  
されてはいるが、産休立法の趣旨に  
は、まだほど遠く、八週間ないし九週  
間の産休で打ち切られるため、産前の  
休暇を十分にとることができず、他の  
働く婦人にくらべて異常産が非常に多  
い状態であることに遺憾であるから、補  
助教員を完全配置することによって、  
女子教職員が常に健康で優秀な子孫を  
生み育てることができるよう、産休法  
に「産休期間すなわち補助教員の配置  
期間」の旨を規定せられたい。また、  
(一)幼稚園の教育職員及び高等学校の  
実習助手の産前産後の休業の場合にも

本法を適用すること、(二)私立学校に  
おいても同様の措置を講ずるよう努め  
ねばならぬこと等を合わせて、すみ  
やかに産休法を改正せられたいとの請  
願。

第一九九二号 昭和三十六年四月十  
五日受理  
としよりの日を国民の祝日とするの請  
願(二通)

請願者 徳島市万代町一ノ一徳  
島県老人クラブ連合会  
内 佐藤喜男外一名

紹介議員 紅露 みつ君

古来からわが国の良い風俗習慣とし  
て、たたえられてきた長老敬愛の思想  
は、戦後影をひそめ、ややもすれば老  
人軽視の風潮が生じつつあることは、  
まことに遺憾であつて、この形勢にか  
んがみ、老人を敬愛し、その福祉思想  
の高揚と徹底を期せんがために、「子ど  
もの日」「成人の日」と並んで国民の任  
意的な祝日として、としよりの日」が  
定められ、例年九月十五日をもつて全  
国いっせいに敬老行事を実施してきて  
から既に十年を経過している。以来国  
民の行事として、国民の各界各層に浸  
透して老人福祉の推進に多大の貢献を  
しており、且つこの「としよりの日」  
を国民の祝日としようとする国民感情  
は、しだいに上がつてきているから、  
九月十五日を国民の祝日として制  
定せられたいとの請願。

第二〇一二号 昭和三十六年四月十  
七日受理  
としよりの日を国民の祝日とするの請  
願

請願者 岡山県玉野市玉二、六

八九 中村保太郎外十  
三名  
紹介議員 近藤 鶴代君 加藤  
武徳君

第一九九二号 昭和三十六年四月十  
五日受理  
建国記念の日制定に関する請願(四通)

請願者 栃木県真岡市若旅六四  
四 松本玄司外八十九  
名

紹介議員 植竹 春彦君

現行の国民の祝日に建国を記念する祝  
日が欠けていることは、まことに遺憾  
である。独立回復以来、人心の安定と  
ともに建国記念の日制定を希望する声  
は急激に高まっております。この純正な国  
民感情は当然尊重するべきものと思  
う。祖国の歴史と伝統を回顧し、国  
家興隆の前途に思いを寄せ、この  
国民的世論を明察の上ぜひとも建国  
記念の日を法制化せられたいとの請  
願。

第二〇一十一号 昭和三十六年四月十  
七日受理  
建国記念の日制定に関する請願

請願者 岡山県小田郡矢掛町本  
堀 島越正三

紹介議員 加藤 武徳君  
この請願の趣旨は、第一九九二号と同  
じである。

第二〇二三号 昭和三十六年四月十  
八日受理  
建国記念の日制定に関する請願(十四  
通)

請願者 長野県上水内郡信濃町  
静谷正人外三十三名  
紹介議員 木内 四郎君  
この請願の趣旨は、第一九二二号と同じである。

第二〇五六号 昭和三十六年四月十九日受理  
建国記念の日制定に関する請願（六十通）  
請願者 大分県中津市大字全徳  
三浦市松外六十五名  
紹介議員 後藤 義隆君  
この請願の趣旨は、第一九二二号と同じである。

第二〇九六号 昭和三十六年四月二十日受理  
建国記念の日制定に関する請願  
請願者 岡山県小田郡矢掛町仁良  
小川熊夫  
紹介議員 加藤 武徳君  
この請願の趣旨は、第一九二二号と同じである。

第二〇九七号 昭和三十六年四月二十日受理  
建国記念の日制定に関する請願（三十通）  
請願者 札幌市南四七 後藤  
寿男外四百三十二名  
紹介議員 木村篤太郎君  
この請願の趣旨は、第一九二二号と同じである。

第二〇三七号 昭和三十六年四月十九日受理  
茨城大学に原子力医学部設置等に関する請願

請願者 茨城県議会議長 三村 勇  
紹介議員 郡 祐一君  
茨城県は、東海村に全国唯一の原子力センターを有し、日本原子力研究所東海研究所、原子燃料公社、日本原子力発電株式会社等を中心に、原子力関連産業が隆盛として東海村に進出する機運にあり、いまや名実ともに原子力県としての様相を呈している。しかるに、これら原子力関連施設に従事する研究者、技術者にはもちろんのこと、付近住民の放射能に対する安全防護の施策は、必ずしも十分であるとはいえない状態であるから、政府は、原子力センターの至近距離に位置する茨城大学に原子力医学部を設置し、さらに付属保健物理研究所、付属原子力科学病院を併設するなど、原子力に関する教育機関、医療機関の整備を図るよう特段の措置を講ぜられたいとの請願。

第二〇九五号 昭和三十六年四月二十日受理  
理工系専科大学実現推進に関する請願  
請願者 大阪府枚方市宇山二一七ノ一五 川原琢磨外一名  
紹介議員 江藤 智君  
わが国経済の高度成長と科学技術の振興に伴い、工業企業界は生産、企画、建設の面を担当する技術者の底底に苦悩しており、特に緊急を要するものは、中堅技術者の需求であつて旧制工業専門学校の程度の実力を有するものを渴望している現状であるから、すみやかに理工系専科大学の実現を推進せられたいとの請願。

五月六日日本委員会に左の案件を付託された。  
一、建国記念の日制定に関する請願（第二二二二号）（第二二二五号）（第二二二九号）  
一、スポーツ振興法制定促進に関する請願（第二二四二号）（第二二七〇号）  
第二二二二号 昭和三十六年四月二十一日受理  
建国記念の日制定に関する請願  
請願者 高知県須崎市岡本 山本豊子外千五百五十九名  
紹介議員 堀見 俊二君  
現行の国民の祝日に建国を記念する祝日が欠けていることはまことに遺憾である。独立回復以来、人心の安定とともに建国記念の日制定を希望する声は急激に高まつており、この純正な国民感情は当然尊重されるべきものと思ふ。祖國の歴史と伝統を回顧し、国家興隆の前途に思いを寄せるこの国民的世論を明察の上ぜひとも建国記念の日を法制化せられたいとの請願。

第二二二五号 昭和三十六年四月二十二日受理  
建国記念の日制定に関する請願（六通）  
請願者 長崎県松浦市志佐町浦一、二二九 中里勝三 郎外五名  
紹介議員 藤野 繁雄君  
この請願の趣旨は、第二二二二号と同じである。

請願者 北海道北見市二条東二丁目 吉田忠史外九十六名  
紹介議員 井川 伊平君  
この請願の趣旨は、第二二二二号と同じである。

第二二四二号 昭和三十六年四月二十四日受理  
スポーツ振興法制定促進に関する請願（九通）  
請願者 熊本市秋津町熊本市立秋津小学校内 古閑勉外二十八名  
紹介議員 森中 守義君  
心身ともに健康な国民の育成と、明朗かつ健全な国民生活の形成に重要な意義を持つスポーツの振興は、わが国再建にとくに重要な役割を持ち、かつまた待望のオリンピック東京大会を目前に控え、国民とくに青少年にとつて健康と体力の増強のため、体育スポーツ、レクリエーションの振興を図ることは現下において緊急を要することである。国においては地方スポーツ振興あるいは青少年スポーツ活動、野外活動の奨励等施策を講じているが、法的根拠の上に立つて施策とその活動ができるようにすることは、きわめて時機に達したものであるから、早急にスポーツ振興法を制定せられたいとの請願。

第二二七〇号 昭和三十六年四月二十五日受理  
スポーツ振興法制定促進に関する請願  
請願者 熊本市花畑町八〇 鴻池仙市  
紹介議員 谷口弥三郎君  
この請願の趣旨は、第二二四二号と同じである。

第二二二二二号 昭和三十六年四月二十二日受理  
建国記念の日制定に関する請願

第二二二二二号 昭和三十六年四月二十二日受理  
建国記念の日制定に関する請願